

独立行政法人国立病院機構職員給与規程

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第10条）
- 第2章 基本給及び年俸
  - 第1節 基本給（第11条 - 第17条）
  - 第2節 年俸（第17条の2 - 第17条の11）
- 第3章 手当
  - 第1節 扶養手当（第18条 - 第23条）
  - 第2節 住居手当（第24条 - 第30条）
  - 第3節 通勤手当（第31 - 第38条）
  - 第4節 単身赴任手当（第39条 - 第45条）
  - 第5節 地域手当（第46条）
  - 第6節 寒冷地手当（第47条 - 第52条）
  - 第7節 役職手当（第53条）
  - 第8節 特殊勤務手当（第54条 - 第57条の2）
  - 第9節 附加職務手当（第58条）
  - 第10節 超過勤務手当等（第59条 - 第61条）
  - 第11節 宿日直手当（第62条）
  - 第12節 役職職員特別勤務手当（第63条）
  - 第13節 業績手当（第64条 - 第69条）
  - 第14節 医師手当（第70条 - 第72条）
  - 第15節 専門看護手当（第72条の2）
- 第4章 給与の特例等（第72条の3 - 第81条）
- 第5章 規程の実施（第82条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構職員就業規則（平成16年規程第14号。以下「就業規則」という。）第69条の規定に基づき独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の常勤職員及び再任用短時間勤務職員（就業規則第77条の3第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（以下、常勤職員と再任用短時間勤務職員を併せて「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。ただし、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第3条及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第3条の規定により任期を定

めて採用された職員並びに国立病院機構本部に勤務する職員及び院長の職にある職員の給与に関する事項については、理事長が別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

- 2 基本給は、就業規則第36条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、基本給月額とする。
- 3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。
- 4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、寒冷地手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当及び専門看護手当とする。

(重複給与の禁止)

第3条 職員が国立病院機構において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(基本給及び月例年俸の支給)

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の12分の1の額(以下「月例給」という。)を支給する。

- 2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。ただし、離職した国家公務員が即日職員になったときは、その日の翌日から基本給又は月例給を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額又は月例給額は、その期間の現日数から就業規則第42条の休日(就業規則第45条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに第46条の代休日と重なった場合は、就業規則第42条の休日とみなす。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第6条 基本給及び月例給の支給定日は、毎月16日とし、給与期間の月額の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- 一 16日が日曜日に当たるとき 17日(17日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「休日」という。))

に当たるときは、18日)

二 16日が土曜日に当たるとき 15日

三 16日が休日に当たるとき 17日

- 2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）役職職員特別勤務手当、医師手当及び専門看護手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、基本給及び月例給の支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 3 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給及び月例給の支給定日に支給する。
- 4 寒冷地手当は、第47条に規定する基準日の属する月の基本給及び月例給の支給定日に支給する。ただし、基本給及び月例給の支給定日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 5 業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
- 6 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。
- 7 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 8 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与の即時払）

第7条 理事長又は理事長の委任を受けた者（以下「理事長等」という。）は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、本人又は権利者の請求があったときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 本人が死亡したとき。

二 退職し又は解雇されたとき。

2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

（非常時払）

第8条 理事長等は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があったときは、第6条に規定する支給日以前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第59条から第61条まで、第73条、第77条及び第79条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当の月額、特殊勤務手当(放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。)の月額、医師手当の月額、寒冷地手当の月額及び専門看護手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱)

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第59条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第60条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第61条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の第59条に規定する超過勤務手当、第60条に規定する休日給及び第61条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計(それぞれの手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異なる部分ごとに各別に計算し合計)に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、部分休業の時間数及び介護休業の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

## 第2章 基本給及び年俸

### 第1節 基本給

(基本給表)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 医療職基本給表(別表第1)

イ 医療職基本給表（一）

ロ 医療職基本給表（二）

ハ 医療職基本給表（三）

二 事務職基本給表（別表第2）

三 技能職基本給表（別表第3）

四 教育職基本給表（別表第4）

五 研究職基本給表（別表第5）

六 福祉職基本給表（別表第6）

七 療養介助職基本給表（別表第6の2）

2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第1条ただし書に規定する職員及び第17条の2に規定する副院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。ただし、独立行政法人国立病院機構院長給与規程（平成16年規程第23号）の適用を受ける者及び副院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（三）	助産師、看護師及び准看護師に適用する。ただし教育職基本給表の適用を受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
技能職基本給表		技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表		助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所、視能訓練士養成所並びに理学療法士及び作業療法士養成所に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。
研究職基本給表		臨床研究センター及び臨床研究部に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する職員に適用する。ただし、医療職基本給表及び副院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
福祉職基本給表		児童指導員、保育士及び医療社会事業専門員に適用する。
療養介助職基本給表		療養介助員に適用する。

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

#### （初任給）

- 第12条 新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。
- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額は、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第8に定める初任給基準表に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第9に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。
- 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

#### （昇格）

- 第13条 基本給表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表又は副院長等基本年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の基本給月額は、別表第10に定める昇格対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
- 2 昇格の時期は、10月1日とする。
- 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

#### （降格）

- 第14条 基本給表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表又は副院長等基本年俸表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
- 一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
  - 二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸
  - 三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

（昇給）

第15条 基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、1月1日から12月31日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層	中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	A A	8号俸以上	
勤務成績が特に良好	A	6号俸	
勤務成績が良好	B	3号俸	4号俸
勤務成績がやや良好でない	C	2号俸	
勤務成績が良好でない	D	昇給しない	

二 55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分	昇給できる号俸数
	管理職層・中間層・初任層

勤務成績が極めて良好	A A	4号俸以上
勤務成績が特に良好	A	3号俸
勤務成績が良好	B	2号俸
勤務成績がやや良好でない	C	1号俸
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第10の2に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前項までに規定する昇給は、国立病院機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第16条 勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はその限りでない。

- 一 公務上の災害により死亡した場合
- 二 公務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

- 2 前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（再任用職員の基本給月額）

第16条の2 再任用職員（就業規則第77条の2第1項の規定により採用された職員又は再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再任用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

（再任用短時間勤務職員の基本給月額）



第16条の3 再任用短時間勤務職員の基本給月額、前条の規定にかかわらず、前条の規定による基本給月額に、就業規則第36条第1項ただし書により定められたその者の1週間についての勤務時間を就業規則第36条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数(第72条の4において「短時間勤務調整数」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

## 第17条 削除

### 第2節 年俸

#### (副院長等基本年俸表)

第17条の2 副院長等基本年俸表は、別表第12の2に定めるとおりとする。

2 副院長等基本年俸表は、副院長、臨床研究センター長、統括診療部長、臨床研究部長、臨床研究センターの部長、ブロック担当理事任命権の部長及び医長の職を占める職員(医療業務に従事する医師及び歯科医師に限る。以下「基本年俸表適用職員」という。)に適用する。

#### (初任給)

第17条の3 基本年俸表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、別表第12の3に定める副院長等基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額(月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。)のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。

#### (昇格等)

第17条の4 基本年俸表適用職員を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第12の4に定める副院長等基本年俸表昇格対応号俸表(以下「基本年俸表対応号俸表」という。)のその職員の昇格前の号俸(昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。)に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

2 昇格の時期は、4月1日とする。

3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

4 同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日とする。

#### (降格)

第17条の5 基本年俸表適用職員を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあると

- き 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
- 二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
- 三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

(昇給)

第17条の6 基本年俸表適用職員が現に受けている基本年俸額(第17条の4の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額)を受けるといったときから、4月1日から翌年の3月31日までの期間(以下「基本年俸表昇給期間」という。)における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「基本年俸表昇給区分」という。)に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	A A	8号俸以上
勤務成績が特に良好	A	6号俸
勤務成績が良好	B	3号俸
勤務成績がやや良好でない	C	2号俸
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

二 57歳を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	A A	4号俸以上
勤務成績が特に良好	A	3号俸
勤務成績が良好	B	2号俸
勤務成績がやや良好でない	C	1号俸
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

- 2 第1項の昇給の時期は、4月1日(以下、この条において「昇給日」という。)とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわ

らず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

- 4 職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、国立病院機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第17条の7 勤務成績が特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はその限りでない。

- 一 公務上の災害により死亡した場合
- 二 公務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

- 2 前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（月例年俸）

第17条の8 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第17条の3から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

（業績年俸）

第17条の9 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第17条の3第2項に規定する場合を除き、当該職員の前年度の業績年俸の額に、前年度の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の80から100分の120までの範囲内で理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額（同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。）とする。

- 2 前項の業績年俸の額が、当該基本年俸表適用職員の基本年俸表における業績年俸額に理事長の定める割合を乗じて得た額を超える場合は、その額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
- 3 昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給（以下「昇格・昇給等」という。）により、副院長等基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について副院長等基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の副院長等基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
- 4 第18条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項か

ら前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

5 第46条の規定により地域手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

6 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。

7 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の11までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条の規定により育児休業をしている職員のうち同法第7条の2第1項に規定する職員以外の職員及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第76条第1号に該当して失職し、又は死亡した職員（第74条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一 その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、育児休業法第3条の規定により育児休業をしている職員のうち同法第7条の2第1項に規定する職員以外の職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二 その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員

ハ 検察官

ニ 特別職に属する国家公務員

ホ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）のうち、業績年俸に相当する給与の支給について、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該独立行政法人の職員としての在職期間に通算することとしている特定独立行政法人の職員（次号ニに定める職員を除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者

イ 日本郵政公社の職員

ロ 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち理事長の定める者（以下「公庫・公団等職員」という。）

八 地方公務員（理事長の定める者に限る。以下同じ。）

二 前号ホに規定する特定独立行政法人の職員

8 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

9 当該年度の当該病院の業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該病院の基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。

10 第8項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第17条の10 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第7項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第92条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第76条の規定により失職した職員（同条第1号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条の11 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは

調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績年俵を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、業績年俵に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による業績年俵の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国家公務員法」という。）第90条の2に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俵の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俵の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 一時差止処分に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てについては、一時差止処分は国家公務員法第89条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第90条第1項に規定する職員と、前項の説明書は同法第90条の2の処分説明書とそれぞれみなして、同法第90条から第92条の2までの規定を適用する。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 第3章 手当

### 第1節 扶養手当

（扶養手当）

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
  - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - 五 重度心身障害者
- 3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
  - 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
  - 二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

（支給額）

- 第19条 扶養手当の月額は、第18条第2項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち一人については11,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。
- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（届出）

- 第20条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長等に届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
  - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第18条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
  - 三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
  - 四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(確認及び決定)

第21条 理事長等は、第20条第2項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 理事長等は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第22条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に第20条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第20条第1項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当は、これを受けている職員に更に第20条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第20条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第20条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第20条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。



(事後の確認)

第23条 理事長等は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第18条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第21条第3項の規定を準用する。

## 第2節 住居手当

(住居手当)

第24条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。)
- 二 当該職員の所有に係る住宅(理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他理事長が定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの
- 三 第39条又は第41条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(理事長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの

(支給額)

第25条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
  - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
  - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額
- 二 前条第2号に掲げる職員 2,500円
- 三 前条第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(届出)

第26条 新たに第24条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備

していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

#### (確認及び決定)

第27条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第24条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長等は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

#### (家賃の算定の基準)

第28条 第26条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

#### (支給の始期及び終期)

第29条 住居手当の支給は、職員が新たに第24条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第26条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

#### (事後の確認)

第30条 理事長等は、現に住居手当の支給を受けている職員が第24条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

### 第3節 通勤手当

#### (通勤手当)

第31条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤(職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。)のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- 二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの(国立病院機構、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
  - イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
  - ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。
  - イ 住居が離島にある職員
  - ロ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。以下「災害補償法」という。)別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

#### (支給額)

第32条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場

合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 18,500円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 20,900円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 21,800円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 22,700円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 23,600円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円

三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

2 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動

又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第6条の俸給表の適用を受ける者、検察官、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の職員、日本郵政公社の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは理事長が定めるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者から引き続き基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

4 前条第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する事業場で理事長が定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（理事長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手

当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

(届出)

第33条 職員は、新たに第31条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長等に届け出なければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

- 一 事業場を異にして異動した場合
- 二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

(確認及び決定)

第34条 理事長等は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が第31条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第35条 通勤手当の支給は、職員に新たに第31条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第33条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 新たに基本給表の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第31条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日

を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第32条の規定による支給額の改定を行うものとする。

- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 5 第31条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に独立行政法人国立病院機構旅費規程（平成16年規程第18号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。
- 7 第32条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（返納）

第36条 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

（事後確認）

第37条 理事長等は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第31条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

（支給単位期間）

第38条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

#### 第4節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

第39条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでな

い。

- 2 前項及び第41条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
  - 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
  - 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
  - 三 配偶者が引き続き就業すること。
  - 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
  - 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
  - 一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
  - 二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

（支給額）

- 第40条 単身赴任手当の月額は、23,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額）とする。
- 2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。
  - 3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
    - 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 6,000円
    - 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 12,000円
    - 三 500キロメートル以上700キロメートル未満 18,000円
    - 四 700キロメートル以上900キロメートル未満 24,000円
    - 五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 30,000円
    - 六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 35,000円
    - 七 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 40,000円
    - 八 1,500キロメートル以上 45,000円

（権衡職員の範囲等）

- 第41条 給与法適用職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に



通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（人事交流等により基本給表の適用を受ける職員となった者に限る。）その他第39条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 一 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」という。）第2条第3項に規定する交流派遣から職務に復帰したこと又は同条第4項に規定する交流採用をされたこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第39条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- 二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第39条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- 三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第39条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
  - イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学すること。
  - ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情
- 四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で

生活することを常況とする職員

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転（給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった場合の当該適用及び官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣から職務に復帰した場合又は同条第4項に規定する交流採用をされた場合の当該復帰又は交流採用を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第39条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、理事長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長等が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第2号から前号の規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「給与法適用職員等から人事交流等により引き続き基本給表の適用を受ける職員となったこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用又は復帰等」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 その他第39条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当（給与法適用職員等が受ける第39条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(届出)

第42条 新たに第39条又は第41条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類(住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類(これらの書類の写しを含む。))を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長等に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第43条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第39条又は第41条第1項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第44条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第39条又は第41条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が第39条又は第41条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第42条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第45条 理事長等は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第39条又は第41条第1項各号の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 理事長等は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

## 第5節 地域手当

(地域手当)

第46条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第13に定める地域手当支給区分表の支給事業場（以下、この条において「支給事業場」という。）に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分（以下、この条において「支給区分」という。）に応じて、当該各号に掲げる割合（以下、この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

- 一 1級地 100分の18
- 二 2級地 100分の15
- 三 3級地 100分の12
- 四 4級地 100分の10
- 五 5級地 100分の6
- 六 6級地 100分の3

3 支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第13に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。

4 支給割合が100分の15以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表（一）又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員には、第2項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

5 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前4項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合にその他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
  - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 6 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の18の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）前2年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）を基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。
- 一 人事交流等により基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員となった者であること。
  - 二 対象期間に人事院規則9-49（地域手当）第2条に規定する地域において勤務していた者（適用日前2年間以内の期間において、かつて基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったものにあつては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。
- 7 地域手当の支給は、第4条の規定を準用する。

## 第6節 寒冷地手当

（寒冷地手当）

第47条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において別表第14に定める寒冷地手当支給区分表に掲げる事業場に在勤する職員（次条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

（支給額）

第48条 前条第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	26,380円	14,580円	10,340円

2 級 地	23,360円	13,060円	8,800円
3 級 地	22,540円	12,860円	8,600円
4 級 地	17,800円	10,200円	7,360円
<p>備考1 「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>一 扶養親族を有する者</p> <p>二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者</p> <p>2 この条において「扶養親族」とは、第18条第2項に規定する扶養親族であつて、かつ、第20条の規定による届出がなされているものをいう。</p> <p>3 新たに職員となつた者に扶養親族があり、又は職員に第20条に掲げる事実が生じ、その届出が職員となつた日又は基準日の後になされた場合で当該届出が職員となつた日又は当該事実の生じた日から15日以内になされたときは、当該届出に係る扶養親族は、職員となつた日又は当該事実の生じた日から扶養親族として取り扱うものとする。</p>			

- 2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- 一 第74条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額
  - 二 第81条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
  - 三 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる職員 零
    - イ 就業規則第83条第2号に掲げる事由に該当して休職にされている職員
    - ロ 就業規則第83条の規定により休職にされている職員（イに掲げる職員を除く。）のうち、第74条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員
    - ハ 就業規則第92条の規定により停職にされている職員
    - ニ 就業規則第32条ただし書の許可を受けている職員
    - ホ 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号。以下「派遣法」という。）第2条第1項の規定により派遣されている職員
    - ヘ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条の規定により育児休業をしている職員
    - ト 官民人事交流法第8条第2項に規定する交流派遣職員
    - チ 本邦外にある職員（ホに掲げる職員及び第1項の表の「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。）
- 3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を第4条第5項に規定す

る日割計算を準用して得た額とする。

- 一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
  - 二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
  - 三 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
  - 四 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第74条第2項、第3項又は第5項の規定による割合が変更された場合
- 4 第1項の表に掲げる地域の区分は、別表第14のとおりとする。

第49条 削除

第50条 削除

第51条 削除

第52条 削除

## 第7節 役職手当

(役職手当)

第53条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

2 前項の職員は、別表第15に定める役職手当適用区分表(以下「役職手当適用区分表」という。)に掲げる職名を占める職員とする。

3 役職手当は、当該職名を占める職員の基本給月額又は月例給額に、役職手当適用区分表の区分に応じ次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 一 一種 100分の25
- 二 二種 100分の20
- 三 三種 100分の16
- 四 四種 100分の12
- 五 五種 100分の10

4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。

- 5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

## 第8節 特殊勤務手当

### (特殊勤務手当)

第54条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 放射線取扱手当
- 二 夜間看護等手当
- 三 国際緊急援助手当
- 四 特殊業務手当

### (放射線取扱手当)

第55条 放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき7,000円とする。

### (夜間看護等手当)

第56条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる業務に従事したとき。
- 二 医療職基本給表の適用を受ける職員のうち理事長が定める職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し理事長が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号の業務 次の表に掲げる勤務時間の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額

勤務時間の区分	職 種 の 区 分		
	医師又は歯科 医師	助産師、看護 師又は准看護 師	その他の職種



その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合		8,800円	6,800円	5,400円
その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	4,300円	3,300円	2,600円
	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	3,800円	2,900円	2,300円
	深夜における勤務時間が2時間未満である場合	2,600円	2,000円	1,600円

二 前項第2号の業務 1,620円

3 助産師、看護師又は准看護師（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第31条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のため国立病院機構の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又全部を国立病院機構が負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における第1項第1号の業務に係る手当額については、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員 380円

二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円

三 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円

（国際緊急援助手当）

第57条 国際緊急援助手当は、職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「国際緊急援助隊法」という。）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一 国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動（次号に掲げる業務を除く。）

二 国際緊急援助隊法第2条第3号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）

三 国際緊急援助隊法第3条第3項において準用する同条第2項第2号に掲げる輸送

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に

応じ、当該各号に定める額（同項第1号又は第2号の業務のうち、心身に著しい負担を与えると理事長が認める業務に従事した場合にあっては、当該各号に定める額にその100分の50に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額を加算した額）とする。

一 前項第1号の業務 4,000円

二 前項第2号の業務 3,000円

三 前項第3号の業務 1,400円

- 3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当を、同項第1号の業務及び同項第3号の業務に従事した場合にあっては同項第3号の業務に係る手当を支給しない。

#### （特殊業務手当）

第57条の2 特殊業務手当は、別表第15の2に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員に対して支給する。

- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。

- 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。

- 4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

### 第9節 附加職務手当

#### （附加職務手当）

第58条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務（「本務」という。）以外の所属長（就業規則第5条の所属長をいう。）の命令により特に附加された職務（「附加職務」という。）のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

### 第10節 超過勤務手当等

#### （超過勤務手当）

第59条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、第3項を除き適用しない。

- 2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135ただし、その勤務が深夜である

場合は、100分の160

3 役職手当の支給を受ける職員には、第2項第1号ただし書及び第2号ただし書を適用する。

(休日給)

第60条 就業規則第45条に規定する祝日法による休日(就業規則第46条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)就業規則第45条に規定する年末年始の休日(就業規則第46条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、適用しない。

(夜勤手当)

第61条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

#### 第11節 宿日直手当

(宿日直手当)

第62条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 20,000円
- 二 医師以外の宿日直勤務 5,900円

2 前項の勤務は、第59条から第61条までの勤務には含まれないものとする。

#### 第12節 役職職員特別勤務手当

(役職職員特別勤務手当)

第63条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 役職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により就業規則第42条の規定に基づく休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合(深夜に勤務した場合を除く。)
- 二 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務

に従事した場合

三 前号に準じる場合であると理事長が認めた場合

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号の場合 前項第1号の規定による勤務1回につき、次の表の区分に応じた、当該区分の支給額

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	12,000円（18,000円）
	二種	10,000円（15,000円）
	三種	8,000円（12,000円）
	四種	6,000円（9,000円）
	五種	4,000円（6,000円）

二 前項第2号及び第3号の場合 基本給月額又は月例給額に100分の10を最高限度として理事長の承認を得て定めた支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

3 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職職員特別勤務手当は支給しない。

4 第1項第2号又は第3号の規定による役職職員特別勤務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

5 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職職員特別勤務手当を減額する場合がある。

### 第13節 業績手当

（業績手当）

第64条 業績手当は、国立病院機構及び職員の業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第1号及び第2号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。

- 一 基礎的支給部分
- 二 業績反映部分
- 三 年度末賞与

（基礎的支給部分）

第65条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日（以下この条から第68条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、育児休業法第3条の規定により育

児休業をしている職員のうち同法第7条の2第1項に規定する職員以外の職員及び交流派遣職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第76条第1号に該当して失職し、又は死亡した職員(第74条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。)についても同様とする。

一 その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、育児休業法第3条の規定により育児休業をしている職員のうち同法第7条の2第1項に規定する職員以外の職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二 その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者を除く。)となった者

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員

ハ 検察官

ニ 特別職に属する国家公務員

ホ 特定独立行政法人のうち、業績手当(年度末賞与を除く。)に相当する給与の支給について、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該独立行政法人の職員としての在職期間に通算することとしている特定独立行政法人の職員(次号二に定める職員を除く。)

三 その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者を除く。)となった者

イ 日本郵政公社の職員

ロ 公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。)のうち理事長の定める者(以下「公庫・公団等職員」という。)

ハ 地方公務員(理事長の定める者に限る。以下同じ。)

ニ 第1項第2号ホに規定する特定独立行政法人の職員

2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(役職手当の支給を受けている職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「100分の160」とあるのは「100分の85」と

と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とする。

- 4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第66条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第92条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第76条の規定により失職した職員（同条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第67条 理事長等は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは

調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国家公務員法」という。）第90条の2に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長等は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長等は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 一時差止処分に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てについては、一時差止処分は国家公務員法第89条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第90条第1項に規定する職員と、前項の説明書は同法第90条の2の処分説明書とそれぞれみなして、同法第90条から第92条の2までの規定を適用する。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（業績反映部分）

第68条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第74条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、育児休業法第3条の規定により育児休業をしている職員のうち同法第7条の2第2項に規定する職員以外の職員及び交流派遣職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の業績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第

5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則法第76条第1号に該当して失職し、又は死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

一 その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において休職にされている者（第74条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。） 停職者、専従休職者、派遣職員、育児休業法第3条の規定により育児休業をしている職員のうち同法第7条の2第2項に規定する職員以外の職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二 その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員については、この限りでない。）

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員

ハ 検察官

ニ 特別職に属する国家公務員

ホ 第65条第1項第2号ホに規定する特定独立行政法人の職員

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員については、この限りでない。）

イ 日本郵政公社の職員

ロ 公庫・公団等職員

ハ 地方公務員

ニ 特定独立行政法人のうち、業績手当（年度末賞与を除く。）に相当する給与の支給について、本給与規程の適用を受ける職員が引き続き当該特定独立法人の職員となった場合に本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該特定独立行政法人の職員としての在職期間に通算することとしている特定独立行政法人の職員

2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める業績反映部分の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。）

当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第4号に掲げる者を除く。）



当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5を乗じて得た額の総額

三 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再任用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額

四 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再任用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を乗じて得た額の総額

3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第65条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第68条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第66条中「前条第1項」とあるのは「第65条第1項」と読み替えるものとする。

(年度末賞与)

第69条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な病院に、3月1日(以下この条において「基準日」という。)に在職する職員(休職にされている者(第74条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。以下この条において同じ。)、停職者、専従休職者、派遣職員、育児休業法第3条の規定により育児休業をしている職員のうち同法第7条の2第2項に規定する職員以外の職員及び交流派遣職員を除く。)に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第6条第6項に定める支給日に支給する。この基準日前2箇月以内に当該病院から昇任、降任又は転任し、当該病院以外の事業場に引き続き基準日まで在職する職員及び当該病院に基準日に併任されている医師又は歯科医師である職員(当該病院における勤務時間が1週間あたり30時間以上の者(前段の規定により年度末賞与を支給される職員を除く。))に限る。)についても、同様とする。

2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該病院の当該年度の医業収支の状況により定めた病院ごとの総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第92条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第76条の規定により失職した職員(同条第1号に該当して失職した職員を除く。)

三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられたもの

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

#### 第14節 医師手当

（医師手当）

第70条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

- 2 医師手当は、定額部分と加算部分との合計額とする。
- 3 医師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

（定額部分）

第71条 定額部分は、次に掲げる職を占める職員に支給する。

- 一 医療職基本給表（一）又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職
  - 二 医療職基本給表（一）以外の基本給表の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。）
- 2 定額部分は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第16に定める医師手当（定額部分）支給種別区分表による。
    - 一 一種から五種 前項第1号に該当する職
    - 二 六種 前項第2号に該当する職
  - 3 定額部分の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第17に定める医師手当（定額部分）月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。
  - 4 前項により定額部分を支給している事業場（以下「併任元」という。）を異にする事業場（以下「併任先」という。）に併任されている職員（以下「併任職員」という。）に対しては、第2号の額が第1号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第2号の額から第1号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。

- 一 併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第17の額
  - 二 併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第17の額
- 5 医師の欠員の補充を促進するために、第2項の事業場ごとに定められている支給種別を変更する必要がある場合には、理事長の定める基準により支給種別の変更をすることができる。

(加算部分)

第72条 加算部分は、次に掲げる資格を有する職員に、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

- 一 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項(平成14年厚生労働省告示第158号)第26号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの
  - 二 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医
  - 三 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条に規定する産業医
- 2 加算部分の額は、職員の有する前項の資格の数に5,000円を乗じた額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。
- 3 加算部分は、事業場毎にその額を決定するものとし、職員が当該事業場の職員となったときに第1項の資格の状況を確認し、第1項の資格を有する場合には、前項の額を月額として支給する。事業場の職員となった後に第1項の資格を有した場合は、その資格を有したときから前項の額を月額として支給する。

第15節 専門看護手当

(専門看護手当)

第72条の2 専門看護手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師(以下「専門・認定看護師」という。)として認定されている者
  - 二 専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護師長、副看護師長、助産師又は看護師である者
- 2 前項の手当の額は、専門看護師については5,000円、認定看護師については3,000円とする。
- 3 専門看護手当は、事業場毎にその額を決定するものとし、職員が当該事業場の職員となったときに第1項に該当するかを確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
- 4 専門看護手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第4章 給与の特例等

(再任用職員の給与)

第72条の3 第18条から第30条まで、第39条から第45条まで、第46条第4項から第6項まで、第47条から第52条まで、第70条から第72条までの規定は、再任用職員には適用しない。

(再任用短時間勤務職員の給与)

第72条の4 第69条の規定は、1週間当たりの正規の勤務時間が30時間に満たない再任用短時間勤務職員には適用しない。

- 2 再任用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第32条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
- 3 再任用短時間勤務職員の特殊勤務手当(特殊業務手当に限る。)の額は、第57条の2の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じた額とする。
- 4 再任用短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第59条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額(その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額)とする。
- 5 役職手当の支給を受ける再任用短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第59条第3項の規定にかかわらず、その勤務が深夜である場合は、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。

(給与の減額)

第73条 職員が勤務しないときは、就業規則第42条に規定する休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第74条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(災害補償法第1条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第83条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第83条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当(基礎的支給部分に限る。)又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額(以下「業績年俸定額」という。)のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第83条第1号に掲げる事由に該当

して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。

- 4 職員が就業規則第83条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 5 職員が就業規則第83条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ次の割合を支給する。
  - 一 就業規則第83条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の70以内
  - 二 就業規則第83条第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害（派遣法に定める派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。）を受けたと認められるとき 100分の100以内
- 6 就業規則第83条の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第65条第1項又は第17条の9第7項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第76条第1号の規定により失職し、又は死亡したときは、第6条第5項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第66条及び第67条又は第17条の10及び第17条の11の規定を準用する。この場合において、第66条中「前条第1項」及び第17条の10中「前条第7項」とあるのは、「第74条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第2項から第5項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第83条第3号から第5号までの規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。
- 10 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸及び地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣職員の給与）

- 第75条 派遣法第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」

という。)のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、100分の70を超え100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。

- 2 派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。
- 3 第6条第8項の規定にかかわらず、派遣法に関する法令の規定により、第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。
- 4 派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

#### (育児休業者の給与)

第76条 就業規則第66条の規定により育児休業をしていた職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。

- 2 第65条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。
- 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
  - 一 就業規則第66条の規定により育児休業をしていた期間の2分の1の期間
  - 二 停職者及び専従休職者として在職した期間
  - 三 休職にされていた期間(日本郵政公社、公庫・公団等の職員及地方公務員として在職した期間を除く。)
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第78条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

#### (部分休業期間における給与の取り扱い)

第77条 就業規則第67条の規定により部分休業の承認を受けた場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 承認された部分休業期間は、業績手当(基礎的支給部分に限る。)及び業績年俸の在職期間から除算しない。

#### (復職時調整)

第78条 就業規則第83条により休職にされ、若しくは同規則第32条により専従許可を受けていた職員が復職し、又は派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間又は、休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤

務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休 職 等 の 期 間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職の期間	3分の3以下
派遣職員の派遣の期間	
専従許可の有効期間	3分の2以下
介護休業の期間	2分の1以下
結核性疾患による休職（休暇）	2分の1以下
非結核性疾患による休職（休暇）及び行方不明者（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。）の期間	3分の1以下
刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
育児休業をした期間	2分の1以下

- 2 派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長等は調整することができる。
- 3 前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員が復帰した場合とする。
  - 一 学校、研究所、病院その他人事院の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は人事院の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合（次号に該当する場合及び派遣法第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。）
  - 二 国及び特定独立行政法人以外の者が国若しくは特定独立行政法人と共同して、又は国若しくは特定独立行政法人の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は人事院が当該研究に関し指定する施設において従事する場合（派遣法第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。）
  - 三 法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、人事院が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合
- 4 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があると認められるときは、理事長等は調整することができる。

（介護休業期間における給与の取り扱い）

第79条 職員が就業規則第68条に規定する介護休業の承認を受けて介護休業した場

合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

- 2 承認された介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（専従許可における給与の取り扱い）

第80条 職員が就業規則第32条及び第33条の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

- 2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

（基本給の半減）

第81条 第73条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（ただし、病気休暇又は就業禁止の措置が結核性疾患による場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

- 2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

- 一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

- 二 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの

- 3 第1項の引き続き勤務しない期間には、就業規則第42条に規定する休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等その他の当該療養期間中の病気休暇等の日以外の日が含まれるものとする。

- 4 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、次項に規定する場合を除き、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日（当該他の負傷又は疾病による病気休暇等が結核性疾患による場合にあっては、1年）を経過した後の病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

- 5 病気休暇等の開始の日から起算して90日を経過した後1年を経過するまでの間に結核性疾患が治癒し、結核性疾患以外の疾患又は負傷（以下「非結核性疾患等」という。）による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該非結核性疾患等による病気休暇等により勤務を欠くこととなった日以後の病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

- 6 月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本



給又は月例給は、当該給与期間の現日数から就業規則第42条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

## 第5章 規程の実施

### (規程の実施)

第82条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### (基本給の切替及び経過措置)

第2条 平成16年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に給与法を適用されていた職員が引き続き国立病院機構の職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた給与法の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸は、附則別表第2の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた給与法の号俸又は俸給月額に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

3 前2項により定められた切替日の基本給月額が、切替日前日の給与法の俸給月額以上でない場合は、切替日前日の給与法の俸給月額を切替日における基本給月額として平成16年9月30日までの間支給する。

4 平成16年10月1日における昇給は、第15条にかかわらず、同年4月1日から同年9月30日までの期間において、次の表の左欄に定める割合の日数を良好な成績で勤務したときは、第15条第4項及び第5項に規定する場合を除き、切替日の号俸を基礎に、それぞれ同表右欄に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。当該昇給期間において勤務した日数が当該昇給期間の6分の2以下の場合には、当該日数を次の昇給期間に繰り越すことができる。当該昇給後の号俸に対応する基本給月額(昇給のなかった職員にあっては、切替日の号俸に対応する基本給月額)が、切替日前日の給与法の俸給月額以上でない場合は、切替日前日の俸給月額を平成16年10月1日における基本給月額として平成17年9月30日までの間支給する。

昇給期間において勤務した日数の割合	昇給できる号俸
4 / 6 超	2号俸
2 / 6 を超え 4 / 6 以下	1号俸

- 5 平成17年10月1日、平成18年10月1日及び平成19年1月1日における昇給について、第15条及び前各項を適用した場合のそれぞれの日の昇給後の号俸に対応する基本給月額（昇給のなかった職員にあっては、切替日の号俸に対応する基本給月額）が、切替日前日の給与法の俸給月額以上でない場合は、切替日前日の俸給月額をそれぞれの日の基本給月額とし、それぞれの日に対応する次の昇給の時期までの間支給する。
- 6 切替日から平成17年3月31日までの間に、本給与規程を準用することとなった院長については、第63条第2項第1号の表に「院長 | 18,000円(27,000円)」と支給額が定められているものとし、別表第7級別標準職務表イ医療職基本給表(一)級別標準職務表中「副院長」とあるのは「院長、副院長」と、別表第15役職手当適用区分表中「副院長」とあるのは「院長 副院長」と読み替えて本給与規程を準用するものとする。

(その他の経過措置)

第3条 基本給の調整額、調整手当及び医師手当に関する経過措置等必要な経過措置については、理事長が別に定める。

附 則(平成16年規程第51号)

(施行期日)

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成16年規程第58号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年10月29日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

第2条 この条から附則第8条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前の給与規程 本文の規定による改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程をいう。
- 二 改正後の給与規程 本文の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程をいう。
- 三 旧寒冷地 この規程の施行の際における改正前の給与規程第47条に規定する寒冷地をいう。
- 四 新寒冷地 改正後の給与規程別表第14に掲げる地域をいう。
- 五 経過措置対象職員 平成16年10月29日(以下「旧基準日」という。)から引き続き次に掲げる職員のいずれかに該当する職員をいう。
  - イ 旧寒冷地(新寒冷地に該当する地域を除く。)に在勤する職員

ロ 新寒冷地（旧寒冷地に該当する地域に限る。）に在勤する職員

六 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したことがある旧寒冷地のうち、改正前の給与規程第48条の規定（以下この条において「旧算出規定」という。）を適用したとしたならば算出される同条第1項の規定による額又は同条第2項の規定による額が最も少なくなる旧寒冷地をいう。

七 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分（改正前の給与規程第48条に規定する世帯等の区分をいう。以下同じ。）のうち、旧算出規定を適用したとしたならば算出される同条第1項の規定による額又は同条第2項の規定による額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

八 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の給与規程第47条に規定する基準日（以下「基準日」という。）におけるその基準在勤地域をその在勤する事業場と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。この場合においては、経過措置対象職員については、第81条の規定の適用は、ないものとする。

第3条 基準日（その属する月が平成18年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き前条第5号イに掲げる職員に該当するものに対しては、改正後の給与規程第47条及び第48条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。

第4条 基準日（その属する月が平成18年11月から平成22年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第2条第5号イに掲げる職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の給与規程第47条及び第48条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成18年11月から平成19年3月まで	8,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	14,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	20,000円
平成21年11月から平成22年3月まで	26,000円

第5条 基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第2条第5号ロに掲げる職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下この条において「特

例支給額」という。)が、その者につき改正後の給与規程第48条第1項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の給与規程第47条及び第48条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	14,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	18,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	22,000円

第6条 改正後の給与規程第48条第2項及び第3項の規定は、前3条の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第2項中「、前項」とあるのは「、独立行政法人国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成16年規程第58号。以下「平成16年改正規程」という。）附則第3条から第5条まで」と、同項第1号及び第2号中「前項」とあるのは「平成16年改正規程附則第3条から第5条まで」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「平成16年改正規程附則第3条から第5条まで及び平成16年改正規程附則第6条において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「平成16年改正規程附則第3条から第5条まで」と、同項第1号から第3号までの規定中「前項各号」とあるのは「平成16年改正規程附則第6条において読み替えて準用する前項各号」と、同項第4号中「前項第1号」とあるのは「平成16年改正規程附則第6条において読み替えて準用する前項第1号」と読み替えるものとする。

第7条 附則第3条から前条までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この条において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の給与規程第47条及び第48条の規定にかかわらず、次に定めるところにより、附則第3条から前条までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

一 基準日（その属する月が平成18年3月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち附則第2条第5号イに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

イ 経過措置対象職員であって附則第2条第5号イに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び旧基準日以降における世帯等の区分によって基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額（以下「附則第3条支給額」という。）

ロ 次に掲げる額のうちいずれか高い額

( 1 ) 経過措置対象職員であって附則第 2 条第 5 号ロに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び旧基準日以降における世帯等の区分によって基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額から附則第 5 条の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下「附則第 5 条支給額」という。）

( 2 ) ( 1 ) の基準在勤地域及び基準世帯等区分により改正後の給与規程第 4 8 条第 1 項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額（以下「最低新手当額」という。）

二 基準日（その属する月が平成 1 8 年 1 1 月から平成 2 1 年 3 月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち附則第 2 条第 5 号イに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が零を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

イ 経過措置対象職員であって附則第 2 条第 5 号イに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び旧基準日以降における世帯等の区分によって基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額から附則第 4 条の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下「附則第 4 条支給額」という。）

ロ 附則第 5 条支給額又は最低新手当額のいずれか高い額

三 基準日（その属する月が平成 2 1 年 1 1 月から平成 2 2 年 3 月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち附則第 2 条第 5 号イに掲げる職員に該当するものに対しては、附則第 4 条支給額又は最低新手当額のいずれか低い額が零を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

四 基準日（その属する月が平成 1 8 年 3 月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち附則第 2 条第 5 号ロに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が、改正後の給与規程第 4 8 条第 1 項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

イ 附則第 3 条支給額

ロ 附則第 5 条支給額又は最低新手当額のいずれか高い額

五 基準日（その属する月が平成 1 8 年 1 1 月から平成 2 1 年 3 月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち附則第 2 条第 5 号ロに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が、改正後の給与規程第 4 8 条第 1 項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給すること。

イ 附則第 4 条支給額

ロ 附則第 5 条支給額又は最低新手当額のいずれか高い額

2 次に掲げる職員のいずれかに該当する前項の定めにより寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者の寒冷地手当の額は、前項の定めにかかわらず、それぞれ次に定める額とする。

- 一 改正後の給与規程第48条第2項第1号に掲げる職員 同号の規定の例による額
- 二 改正後の給与規程第48条第2項第2号に掲げる職員 同号の規定の例による額
- 三 改正後の給与規程第48条第2項第3号に掲げる職員 零

3 第1項の定めにより寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者が、改正後の給与規程第48条第3項の例によるものとした場合において同項各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その者の寒冷地手当の額は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、改正後の給与規程第48条第3項の例による額とする。

第8条 給与法適用職員等であった者が、人事交流等により旧基準日の翌日以降に引き続き本給与規程の基本給表の適用を受ける職員となった場合において、旧基準日以降の給与法適用職員等として勤務していた期間を本給与規程の基本給表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、基準日（その属する月が平成22年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員（この場合の経過措置対象職員は、第2条第3号中「この規程の施行の際における改正前の給与規程第47条に規定する寒冷地をいう。」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（XXXXXXXXXX。以下「平成16年改正法」という。）の施行の際における同法第2条の規定による改正前の寒冷地手当法第1条に規定する寒冷地をいう。」と、同条第4号中「改正後の給与規程別表第14に掲げる地域をいう。」とあるのは「平成16年改正法第2条の規定による改正後の寒冷地手当法別表に掲げる地域をいう。」と読み替えた場合の同条第5号の経過措置対象職員とする。）である者となるものに対しては、この場合において附則第3条から前条までの規定を適用したとしたらばこれらの規定による寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定の例による額の寒冷地手当を支給する。

附 則（平成16年規程第63号）

（施行期日）

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第3号）

（施行期日）

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第10号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(副院長等基本年俸表の切替及び経過措置等)

第2条 平成17年4月1日(以下この条において「切替日」という。)の前日に医療職基本給表(一)を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた医療職基本給表(一)の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。ただし、切替後の職務の級が別表第12の3に定める副院長等基本年俸表級別標準職務表を適用した場合の職務の級に達していない場合は、切替日の前日に昇格させた場合の医療職基本給表(一)の職務の級に対応する附則別表第1の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、附則別表第2の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた医療職基本給表(一)基本給表の号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

3 前2項により定められた切替日の月例給が、切替日前日の医療職基本給表(一)の基本給月額以上でない場合は、理事長の承認を得て、基本年俸額を決定する。

4 切替日の前日に医療職基本給表(一)2級である医師又は歯科医師の切替日以後の基本給月額は、理事長の承認を得て決定する。

5 切替日の前日に医療職基本給表(一)1級である医師又は歯科医師の切替日における医療職基本給表(一)の基本給月額は、切替日の前日の医療職基本給表(一)1級の基本給月額とする。この場合の第15条の適用については、「(第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額)」を「(第13条の規定により昇格した職員又は附則第2条第5項の適用を受けた職員においては、その昇格した日又は平成17年4月1日の前日に受けていた基本給月額)」と読み替えるものとする

(特殊業務手当に関する経過措置)

第3条 平成17年4月1日(以下この条において「基準日」という。)の前日に改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程第17条に規定する基本給の調整額の支給を受けていた職員が引き続き特殊業務手当の種別を異にする異動をすることなく特殊業務手当の支給を受ける職員となった場合は、第57条の2の規定にかかわらず、基準日の特殊業務手当の種別と引き続き同じ種別である期間に限り、当該職員(以下「経過措置対象職員」という。)に対して、基準日の前日に受けていた基本給の調整額から基準日に受けることとなる特殊業務手当の額を差し引いた額(基本給の調整額が特殊業務手当の額以下である場合は、零円)に次の表に掲げる期間の区分に応じた支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を基準日に受けることとなる特殊業務手当の額に加算した額(以下「経過措置支給額」という。)を支給する。

期 間 の 区 分	支 給 割 合
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の100
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の75
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の50
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の25

- 2 前項の経過措置支給額のうち、経過措置対象職員が基準日の前日に受けていた基本給の調整額に次の表に掲げる期間の区分に応じた支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を暫定調整額として支給する。

期 間 の 区 分	支 給 割 合
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の100
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の75
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の50
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の25

- 3 暫定調整額の支給を受けている職員の本給与規程の適用については、第2条第2項中「基本給月額」とあるのは「基本給月額及び暫定調整額」とする。
- 4 第1項の経過措置支給額から第2項の暫定調整額を差し引いた額を特殊業務手当として支給する。

附 則（平成17年規程第24号）

（施行期日）

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第30号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（平成17年12月に支給する業績手当及び業績年俸に関する特例措置）

第2条 平成17年12月に支給する業績手当（業績反映部分に限る。）の第68条第2項の適用については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは、「100分の95」と、同項第2号中「100分の72.5」とあるのは、「100分の75」と読み替えるものとする。

- 2 平成17年12月に支給する業績手当又は業績年俸（以下この項において「業績手



当等」という。)の額は、前項並びに本文の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程(以下この項において「改正後の職員給与規程」という。)第17条の9から第17条の11まで及び第65条から第68条までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される業績手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、業績手当等は、支給しない。

一 平成17年12月1日(業績手当等について改正後の職員給与規程第17条の9第7項後段又は第65条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて給与法適用職員等となり、引き続き給与法適用職員等として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における給与法適用職員等となる前の職員として引き続き在職した期間を含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与(独立行政法人国立病院機構院長給与規程(平成16年規程第23号。以下この項において「院長給与規程」という。)及び独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程(平成16年規程第24号。以下この項において「本部職員給与規程」という。)に基づき支給される給与を含む。)のうち基本給、業績年俸及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「基本給等」という。)の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の職員給与規程、独立行政法人国立病院機構院長給与規程の一部を改正する規程(平成17年規程第33号)による改正後の院長給与規程及び独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程の一部を改正する規程(平成17年規程第34号)による改正後の本部職員給与規程(ただし、第68条第2項及び本部職員給与規程第60条第2項の規定は、改正前の各規定を適用するものとする。)による基本給月額、業績年俸及び扶養手当の額により算定した場合の基本給等の額の合計額

附 則(平成18年規程第4号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成18年規程第5号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成 18 年規程第 18 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

（基本給の切替及び経過措置）

第 2 条 平成 18 年 7 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 切替日の前日において基本給表（医療職基本給表（一）及び療養介助職基本給表を除く。以下この条において同じ。）の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて附則別表第 2 に定める号俸とする。

3 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員（切替日の前日に本給与規程附則第 2 条第 5 項の適用を受ける職員を除く。）で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

4 前項の規定による基本給を支給される職員の本給与規程の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と独立行政法人国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成 18 年規程第 18 号）附則第 2 条第 3 項の規定による基本給の合計額」とする。

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 切替日以後に本給与規程附則第 2 条第 5 項の規定の適用を受けていた職員が、同項の規定の適用を受けなくなった場合は、切替日の前日に同条第 3 項から第 5 項までの経過措置の適用がなかったとした場合に受けることとなる基本給月額を受けていたものとして前各項を適用するものとする。

7 平成 18 年 10 月 1 日において、本文の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第 15 条の規定にかかわらず、改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 15 条の規定（同条第 5 項を除く。）の例により昇給させることができる。この場合において、55 歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57 歳）を超える職員は、次の表の左欄に定める割合の日数を良好な成績で勤務したときは、それぞれ同表右欄に定める号俸上位の号俸に昇給させることができるものとする。

--	--

昇給期間において勤務した日数の割合	昇給できる号俸
4 / 6 超	2 号俸
2 / 6 を超え 4 / 6 以下	1 号俸

8 平成19年1月1日の昇給については、第15条第1項中「1月1日から12月31日までの期間」とあるのは「平成18年10月1日から同年12月31日」と、同項各号の表は次の各号の表とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	AA	4号俸以上
勤務成績が特に良好	A	2号俸
勤務成績が良好	B	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	C	
勤務成績が良好でない	D	

二 55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	AA	2号俸以上
勤務成績が特に良好	A	1号俸
勤務成績が良好	B	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	C	
勤務成績が良好でない	D	

9 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの昇給における号俸数は、第15条第1項及び第17条の6第1項に定める昇給できる号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分をD（55歳（医療職基本給表（一）、技能職基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員にあっては、C又はD）に決定された職員は、昇給しない。

（地域手当の支給割合及び経過措置）

第3条 平成22年3月31日までの間の地域手当の支給割合は、第46条第2項及び

第3項の規定にかかわらず、附則別表第3に定める地域手当支給割合表の支給割合とする。

- 2 平成22年3月31日までの間の第46条第4項中「100分の15」とあるのは、「100分の11」とする。
- 3 平成22年3月31日までの間の第46条第6項中「100分の18」とあるのは、「100分の13」とする。
- 4 切替日の前日において改正前の職員給与規程第46条第5項又は第6項の規定の適用を受けている職員又は切替日の前日において改正前の職員給与規程第46条第1項から第3項の規定の適用を受けていて、切替日にその在勤する事業場を異にして異動した職員については、第46条第5項中「異動前の支給割合」とあるのは、「改正前の職員給与規程第46条第5項における異動前の支給割合」と読み替えて、改正後の職員給与規程第46条第5項及び第6項の規定を適用するものとする。

(再任用職員の適用除外)

第4条 次の各号に掲げる規定は再任用職員には適用しない。

- 一 独立行政法人国立病院機構職員給与規程(平成16年規程第20号)附則第2条
- 二 独立行政法人国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成16年規程第58号)附則第2条から第8条
- 三 独立行政法人国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成17年規程第10号)附則第2条及び第3条
- 四 独立行政法人国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年規程第18号)附則第2条

別表第1 医療職基本給表(第11条第1項第1号関係)

イ 医療職基本給表(一)

号俸	基本給月額				
	円				
1	235,900	57	447,200	113	518,400
2	240,450	58	449,425	114	518,825
3	245,000	59	451,650	115	519,250
4	249,550	60	453,875	116	519,675
5	254,100	61	456,100	117	520,100
6	258,625	62	458,275	118	520,525
7	263,150	63	460,450	119	520,950
8	267,675	64	462,625	120	521,375
9	272,200	65	464,800	121	521,800
10	276,725	66	466,975	122	522,225
11	281,250	67	469,150	123	522,650
12	285,775	68	471,325	124	523,075
13	290,300	69	473,500	125	523,500
14	294,825	70	475,625	126	523,925
15	299,350	71	477,750	127	524,350
16	303,875	72	479,875	128	524,775
17	308,400	73	482,000	129	525,200
18	312,925	74	483,500	130	525,625
19	317,450	75	485,000	131	526,050
20	321,975	76	486,500	132	526,475
21	326,500	77	488,000	133	526,900
22	331,025	78	489,225		
23	335,550	79	490,450		
24	340,075	80	491,675		
25	344,600	81	492,900		
26	348,700	82	493,925		
27	352,800	83	494,950		
28	356,900	84	495,975		
29	361,000	85	497,000		
30	365,125	86	497,825		
31	369,250	87	498,650		
32	373,375	88	499,475		
33	377,500	89	500,300		
34	381,650	90	501,175		
35	385,800	91	502,050		
36	389,950	92	502,925		
37	394,100	93	503,800		
38	397,225	94	504,675		
39	400,350	95	505,550		
40	403,475	96	506,425		
41	406,600	97	507,300		
42	409,450	98	508,150		
43	412,300	99	509,000		
44	415,150	100	509,850		
45	418,000	101	510,700		
46	420,650	102	511,550		
47	423,300	103	512,400		
48	425,950	104	513,250		
49	428,600	105	514,100		
50	430,975	106	514,675		
51	433,350	107	515,250		
52	435,725	108	515,825		
53	438,100	109	516,400		
54	440,375	110	516,900		
55	442,650	111	517,400		
56	444,925	112	517,900		

□ 医療職基本給表（二）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	138,600	211,800	240,400	280,200	329,200	376,900	446,800
2	140,000	213,400	242,100	282,400	331,400	379,600	449,400
3	141,400	215,000	243,800	284,600	333,600	382,300	452,000
4	142,800	216,600	245,500	286,800	335,800	385,000	454,600
5	144,000	218,200	247,200	289,000	338,000	387,600	457,200
6	145,700	219,900	248,900	291,200	340,200	390,300	459,800
7	147,400	221,600	250,600	293,400	342,400	393,000	462,400
8	149,100	223,300	252,300	295,600	344,600	395,700	465,000
9	150,800	225,000	254,000	297,700	346,600	398,300	467,700
10	152,500	226,800	255,700	299,900	348,800	400,800	470,300
11	154,200	228,600	257,400	302,100	351,000	403,300	472,900
12	155,900	230,400	259,100	304,300	353,200	405,800	475,500
13	157,400	232,300	260,800	306,600	355,200	408,100	478,100
14	159,300	234,000	262,700	308,700	357,300	410,300	479,600
15	161,200	235,700	264,600	310,800	359,400	412,500	481,100
16	163,100	237,400	266,500	312,900	361,500	414,700	482,600
17	165,000	239,200	268,200	315,100	363,500	416,800	484,200
18	167,775	240,900	270,100	317,200	365,600	418,900	485,700
19	170,550	242,600	272,000	319,300	367,700	421,000	487,200
20	173,325	244,300	273,900	321,400	369,800	423,100	488,700
21	176,100	246,000	275,700	323,600	371,700	425,000	490,300
22	177,700	247,700	277,600	325,600	373,800	426,600	491,800
23	179,300	249,400	279,500	327,600	375,900	428,200	493,300
24	180,900	251,100	281,400	329,600	378,000	429,800	494,800
25	182,400	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400	496,400
26	184,000	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700	497,900
27	185,600	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000	499,400
28	187,200	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300	500,900
29	188,800	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700	502,500
30	190,500	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000	503,700
31	192,200	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300	504,900
32	193,900	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600	506,100
33	195,500	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000	507,400
34	197,100	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300	508,400
35	198,700	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600	509,400
36	200,300	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900	510,400
37	201,900	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300	511,400
38	203,600	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100	
39	205,300	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900	
40	207,000	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700	
41	208,500	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300	
42	210,100	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100	
43	211,700	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900	
44	213,300	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700	
45	214,900	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300	
46	216,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100	
47	218,300	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900	
48	220,000	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700	
49	221,700	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300	
50	223,500	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100	
51	225,300	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900	
52	227,100	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700	
53	229,000	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300	
54	230,700	301,600	331,600	376,100	413,500		
55	232,400	303,100	332,700	377,000	414,200		
56	234,100	304,600	333,800	377,900	414,900		

57	235,900	306,200	334,700	378,700	415,500		
58	237,600	307,600	335,700	379,500	416,200		
59	239,300	309,000	336,700	380,300	416,900		
60	241,000	310,400	337,700	381,100	417,600		
61	242,600	311,700	338,500	381,700	418,100		
62	244,200	313,000	339,200	382,400	418,800		
63	245,800	314,300	339,900	383,100	419,500		
64	247,400	315,600	340,600	383,800	420,200		
65	249,000	317,000	341,300	384,400	420,700		
66	249,925	317,800	342,000	385,100			
67	250,850	318,600	342,700	385,800			
68	251,775	319,400	343,400	386,500			
69	252,700	320,300	344,100	387,000			
70	253,350	321,100	344,700	387,600			
71	254,000	321,900	345,300	388,200			
72	254,650	322,700	345,900	388,800			
73	255,300	323,500	346,400	389,500			
74	255,875	324,100	347,000	390,100			
75	256,450	324,700	347,600	390,700			
76	257,025	325,300	348,200	391,300			
77	257,600	326,000	348,700	392,000			
78	258,150	326,500	349,200	392,600			
79	258,700	327,000	349,700	393,200			
80	259,250	327,500	350,200	393,800			
81	259,800	328,100	350,600	394,500			
82	260,300	328,600	351,000	395,100			
83	260,800	329,100	351,400	395,700			
84	261,300	329,600	351,800	396,300			
85	261,800	330,200	352,300	397,000			
86	262,250	330,600	352,700				
87	262,700	331,000	353,100				
88	263,150	331,400	353,500				
89	263,600	331,900	354,000				
90	264,000	332,300	354,400				
91	264,400	332,700	354,800				
92	264,800	333,100	355,200				
93	265,200	333,600	355,700				
94	265,575	334,000	356,100				
95	265,950	334,400	356,500				
96	266,325	334,800	356,900				
97	266,700	335,000	357,400				
98	267,050	335,400	357,800				
99	267,400	335,800	358,200				
100	267,750	336,200	358,600				
101	268,100	336,400	359,100				
102	268,425	336,800	359,500				
103	268,750	337,200	359,900				
104	269,075	337,600	360,300				
105	269,400	337,800	360,800				
106	269,700	338,200					
107	270,000	338,600					
108	270,300	339,000					
109	270,600	339,200					
110	270,850	339,600					
111	271,100	340,000					
112	271,350	340,400					
113	271,600	340,600					
114	271,850						
115	272,100						
116	272,350						

117	272,600						
118	272,825						
119	273,050						
120	273,275						
121	273,500						
122	273,700						
123	273,900						
124	274,100						
125	274,300						
126	274,475						
127	274,650						
128	274,825						
129	275,000						
130	275,175						
131	275,350						
132	275,525						
133	275,700						
134	275,850						
135	276,000						
136	276,150						
137	276,300						
138	276,450						
139	276,600						
140	276,750						
141	276,900						
142	277,025						
143	277,150						
144	277,275						
145	277,400						
146	277,525						
147	277,650						
148	277,775						
149	277,900						
150	278,000						
151	278,100						
152	278,200						
153	278,300						
再任用職員	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100	436,600



八 医療職基本給表（三）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700	380,100
2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900	382,800
3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100	385,500
4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300	388,200
5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500	390,800
6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700	393,300
7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900	395,800
8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100	398,300
9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100	400,700
10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200	403,100
11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300	405,500
12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400	407,900
13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600	410,300
14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700	412,500
15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800	414,700
16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900	416,900
17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100	419,000
18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200	421,200
19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300	423,400
20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400	425,600
21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600	427,600
22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800	429,500
23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000	431,400
24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200	433,300
25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400

57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600		
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300		
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000		
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800		
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		
77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
78	266,250	299,900	338,800	364,100	394,800		
79	267,000	301,200	340,000	364,900	395,400		
80	267,750	302,500	341,200	365,700	396,000		
81	268,500	303,600	342,300	366,500	396,500		
82	269,025	304,900	343,400	367,100	397,100		
83	269,550	306,200	344,500	367,700	397,700		
84	270,075	307,500	345,600	368,300	398,300		
85	270,600	308,600	346,700	369,000	398,800		
86	271,050	309,800	347,700	369,600	399,400		
87	271,500	311,000	348,700	370,200	400,000		
88	271,950	312,200	349,700	370,800	400,600		
89	272,400	313,500	350,800	371,300	401,100		
90	272,825	314,700	351,600	371,900	401,700		
91	273,250	315,900	352,400	372,500	402,300		
92	273,675	316,900	353,200	373,100	402,900		
93	274,100	317,500	354,000	373,600	403,400		
94	274,500	318,025	354,700	374,100			
95	274,900	318,550	355,400	374,600			
96	275,300	319,075	356,100	375,100			
97	275,700	319,600	356,600	375,700			
98	276,050	320,075	357,100	376,200			
99	276,400	320,550	357,600	376,700			
100	276,750	321,025	358,100	377,200			
101	277,100	321,500	358,700	377,800			
102	277,425	321,900	359,200	378,300			
103	277,750	322,300	359,700	378,800			
104	278,075	322,700	360,200	379,300			
105	278,400	323,100	360,800	379,900			
106	278,700	323,475	361,300	380,400			
107	279,000	323,850	361,800	380,900			
108	279,300	324,225	362,300	381,400			
109	279,600	324,600	362,800	382,000			
110	279,875	324,900	363,300	382,500			
111	280,150	325,200	363,800	383,000			
112	280,425	325,500	364,300	383,500			
113	280,700	325,800	364,800	384,100			
114	280,950	326,075	365,300				
115	281,200	326,350	365,800				
116	281,450	326,625	366,300				

117	281,700	326,900	366,700				
118	281,950	327,150	367,200				
119	282,200	327,400	367,700				
120	282,450	327,650	368,200				
121	282,700	327,900	368,600				
122	282,900	328,125	369,100				
123	283,100	328,350	369,600				
124	283,300	328,575	370,100				
125	283,500	328,800	370,500				
126	283,700	328,975					
127	283,900	329,150					
128	284,100	329,325					
129	284,300	329,500					
130	284,475	329,675					
131	284,650	329,850					
132	284,825	330,025					
133	285,000	330,200					
134	285,175	330,350					
135	285,350	330,500					
136	285,525	330,650					
137	285,700	330,800					
138	285,850	330,925					
139	286,000	331,050					
140	286,150	331,175					
141	286,300	331,300					
142	286,425	331,400					
143	286,550	331,500					
144	286,675	331,600					
145	286,800	331,700					
146	286,950	331,800					
147	287,100	331,900					
148	287,250	332,000					
149	287,400	332,100					
150	287,500	332,200					
151	287,600	332,300					
152	287,700	332,400					
153	287,800	332,500					
154	287,900						
155	288,000						
156	288,100						
157	288,200						
158	288,300						
159	288,400						
160	288,500						
161	288,600						
162	288,700						
163	288,800						
164	288,900						
165	289,000						
166	289,100						
167	289,200						
168	289,300						
169	289,400						
再任用職員	234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

別表第2 事務職基本給表(第11条第1項第2号関係)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	134,000	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
2	135,100	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
3	136,200	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
4	137,300	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
5	138,400	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
6	139,500	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
7	140,600	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
8	141,700	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
9	142,800	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
10	144,100	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
11	145,400	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
12	146,700	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
13	148,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
14	149,500	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
15	151,000	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500
16	152,500	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
17	153,800	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
18	155,300	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
19	156,800	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
20	158,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
21	159,700	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
22	162,300	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
23	164,900	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
24	167,500	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
25	170,200	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
26	171,900	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
27	173,600	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
28	175,300	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600
29	176,800	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
30	178,600	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
31	180,400	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
32	182,200	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
33	183,800	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
34	185,600	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300
35	187,400	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200
36	189,200	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100
37	190,800	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000
38	192,600	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900
39	194,400	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
40	196,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700
41	198,000	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
42	199,800	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
43	201,600	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
44	203,400	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
45	205,000	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
46	206,900	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
47	208,800	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
48	210,700	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
49	212,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
50	214,600	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
51	216,600	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
52	218,600	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
53	220,400	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
54	222,400	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
55	224,400	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
56	226,400	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		

57	228,300	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
58	230,200	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
59	232,100	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
60	234,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
61	235,700	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
62	237,300	329,800	371,500	388,800	416,200			
63	238,900	330,800	372,200	389,500	416,900			
64	240,500	331,800	372,900	390,200	417,600			
65	242,100	332,700	373,400	390,700	418,100			
66	243,700	333,500	374,100	391,400	418,800			
67	245,300	334,300	374,800	392,100	419,500			
68	246,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
69	248,400	336,000	376,000	393,300	420,700			
70	250,000	336,700	376,700	394,000	421,400			
71	251,600	337,400	377,400	394,700	422,100			
72	253,200	338,100	378,100	395,400	422,800			
73	254,600	338,600	378,600	395,900	423,300			
74	255,650	339,200	379,300	396,600	424,000			
75	256,700	339,800	380,000	397,300	424,700			
76	257,750	340,400	380,700	398,000	425,400			
77	258,800	340,800	381,200	398,500	425,900			
78	259,575	341,300	381,800	399,200				
79	260,350	341,800	382,400	399,900				
80	261,125	342,300	383,000	400,600				
81	261,900	342,800	383,700	401,100				
82	262,575	343,300	384,300	401,800				
83	263,250	343,800	384,900	402,500				
84	263,925	344,300	385,500	403,200				
85	264,600	344,800	386,200	403,700				
86	265,225	345,300	386,800					
87	265,850	345,800	387,400					
88	266,475	346,300	388,000					
89	267,100	346,700	388,700					
90	267,650	347,200	389,300					
91	268,200	347,700	389,900					
92	268,750	348,200	390,500					
93	269,300	348,500	391,200					
94	269,800	349,000						
95	270,300	349,500						
96	270,800	350,000						
97	271,300	350,300						
98	271,750	350,800						
99	272,200	351,300						
100	272,650	351,800						
101	273,100	352,100						
102	273,500	352,500						
103	273,900	352,900						
104	274,300	353,300						
105	274,700	353,800						
106	275,050	354,200						
107	275,400	354,600						
108	275,750	355,000						
109	276,100	355,500						
110	276,450	355,900						
111	276,800	356,300						
112	277,150	356,700						
113	277,500	357,200						
114	277,775							
115	278,050							
116	278,325							

117	278,600							
118	278,875							
119	279,150							
120	279,425							
121	279,700							
122	279,925							
123	280,150							
124	280,375							
125	280,600							
126	280,825							
127	281,050							
128	281,275							
129	281,500							
130	281,675							
131	281,850							
132	282,025							
133	282,200							
134	282,375							
135	282,550							
136	282,725							
137	282,900							
138	283,050							
139	283,200							
140	283,350							
141	283,500							
142	283,650							
143	283,800							
144	283,950							
145	284,100							
146	284,225							
147	284,350							
148	284,475							
149	284,600							
150	284,700							
151	284,800							
152	284,900							
153	285,000							
154	285,100							
155	285,200							
156	285,300							
157	285,400							
再任用職員	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600

別表第3 技能職基本給表(第11条第1項第3号関係)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	120,200	194,800	247,700	279,700
2	121,100	196,200	249,100	281,600
3	122,000	197,600	250,500	283,500
4	122,900	199,000	251,900	285,400
5	123,900	200,500	253,100	287,300
6	124,900	202,000	254,400	289,200
7	125,900	203,500	255,700	291,100
8	126,900	205,000	257,000	293,000
9	127,700	206,500	258,100	294,700
10	128,700	208,100	259,400	296,500
11	129,700	209,700	260,700	298,300
12	130,700	211,300	262,000	300,100
13	131,500	212,700	263,100	301,700
14	132,500	214,400	264,300	303,400
15	133,500	216,100	265,500	305,100
16	134,500	217,800	266,700	306,800
17	135,600	219,300	267,900	308,400
18	136,800	220,500	269,100	310,100
19	138,000	221,700	270,300	311,800
20	139,200	222,900	271,500	313,500
21	140,300	224,200	272,500	315,000
22	141,500	225,800	273,600	316,500
23	142,700	227,400	274,700	318,000
24	143,900	229,000	275,800	319,500
25	145,100	230,700	276,900	321,100
26	146,600	232,200	278,000	322,600
27	148,100	233,700	279,100	324,100
28	149,600	235,200	280,200	325,600
29	151,000	236,600	281,300	327,200
30	152,500	238,000	282,400	328,500
31	154,000	239,400	283,500	329,800
32	155,500	240,800	284,600	331,100
33	157,000	242,100	285,500	332,400
34	158,800	243,500	286,600	333,700
35	160,600	244,900	287,700	335,000
36	162,400	246,300	288,800	336,300
37	164,200	247,600	289,700	337,600
38	165,900	249,000	290,700	338,900
39	167,600	250,400	291,700	340,200
40	169,300	251,800	292,700	341,500
41	170,900	253,000	293,600	342,700
42	172,300	254,300	294,600	343,900
43	173,700	255,600	295,600	345,100
44	175,100	256,900	296,600	346,300
45	176,600	258,000	297,400	347,400
46	178,225	259,200	298,300	348,500
47	179,850	260,400	299,200	349,600
48	181,475	261,600	300,100	350,700
49	183,100	262,900	301,000	351,900
50	184,400	264,100	301,900	352,900
51	185,700	265,300	302,800	353,900
52	187,000	266,500	303,700	354,900
53	188,400	267,600	304,500	355,900
54	189,600	268,800	305,300	356,800
55	190,800	270,000	306,100	357,700
56	192,000	271,200	306,900	358,600

57	193,300	272,200	307,700	359,500
58	194,600	273,300	308,500	360,400
59	195,900	274,400	309,300	361,300
60	197,200	275,500	310,100	362,200
61	198,300	276,600	310,700	363,100
62	199,600	277,700	311,400	364,000
63	200,900	278,800	312,100	364,900
64	202,200	279,900	312,800	365,800
65	203,600	281,000	313,500	366,500
66	204,900	281,900	314,100	367,100
67	206,200	282,800	314,700	367,700
68	207,500	283,700	315,300	368,300
69	208,800	284,600	316,000	368,800
70	210,100	285,400	316,500	
71	211,400	286,200	317,000	
72	212,700	287,000	317,500	
73	213,800	287,900	317,800	
74	215,200	288,700	318,300	
75	216,600	289,500	318,800	
76	218,000	290,300	319,300	
77	219,200	291,100	319,600	
78	220,500	291,700	320,000	
79	221,800	292,300	320,400	
80	223,100	292,900	320,800	
81	224,200	293,400	321,300	
82	225,000	294,000	321,700	
83	225,800	294,600	322,100	
84	226,600	295,200	322,500	
85	227,400	295,700	322,900	
86	227,950	296,300	323,300	
87	228,500	296,900	323,700	
88	229,050	297,500	324,100	
89	229,600	297,900	324,400	
90	230,125	298,400	324,800	
91	230,650	298,900	325,200	
92	231,175	299,400	325,600	
93	231,700	299,900	325,900	
94	232,175	300,400	326,300	
95	232,650	300,900	326,700	
96	233,125	301,400	327,100	
97	233,600	301,800	327,400	
98	234,025	302,300	327,800	
99	234,450	302,800	328,200	
100	234,875	303,300	328,600	
101	235,300	303,700	328,900	
102	235,725	304,100		
103	236,150	304,500		
104	236,575	304,900		
105	237,000	305,300		
106	237,375	305,700		
107	237,750	306,100		
108	238,125	306,500		
109	238,500	306,900		
110	238,850	307,300		
111	239,200	307,700		
112	239,550	308,100		
113	239,900	308,400		
114	240,225	308,800		
115	240,550	309,200		
116	240,875	309,600		



117	241,200	309,900		
118	241,500	310,300		
119	241,800	310,700		
120	242,100	311,100		
121	242,400	311,400		
122	242,675	311,800		
123	242,950	312,200		
124	243,225	312,600		
125	243,500	312,800		
126	243,775	313,200		
127	244,050	313,600		
128	244,325	314,000		
129	244,600	314,200		
130	244,825	314,600		
131	245,050	315,000		
132	245,275	315,400		
133	245,500	315,600		
134	245,725			
135	245,950			
136	246,175			
137	246,400			
138	246,600			
139	246,800			
140	247,000			
141	247,200			
142	247,400			
143	247,600			
144	247,800			
145	248,000			
146	248,175			
147	248,350			
148	248,525			
149	248,700			
150	248,850			
151	249,000			
152	249,150			
153	249,300			
154	249,450			
155	249,600			
156	249,750			
157	249,900			
158	250,050			
159	250,200			
160	250,350			
161	250,500			
162	250,625			
163	250,750			
164	250,875			
165	251,000			
166	251,125			
167	251,250			
168	251,375			
169	251,500			
170	251,600			
171	251,700			
172	251,800			
173	251,900			
174	252,000			
175	252,100			
176	252,200			
177	252,300			
再任用職員	204,200	226,400	247,700	279,700

別表第4 教育職基本給表(第11条第1項第4号関係)

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	203,400	229,500	263,500	57	344,900	366,300	407,200
2	205,500	231,725	266,600	58	346,675	367,875	408,900
3	207,600	233,950	269,700	59	348,450	369,450	410,600
4	209,700	236,175	272,800	60	350,225	371,025	412,300
5	211,600	238,400	275,900	61	352,000	372,600	413,800
6	213,700	240,600	278,900	62	353,625	374,100	415,400
7	215,800	242,800	281,900	63	355,250	375,600	417,000
8	217,900	245,000	284,900	64	356,875	377,100	418,600
9	220,100	247,200	287,800	65	358,500	378,600	420,300
10	222,500	250,025	290,800	66	360,000	380,025	421,600
11	224,900	252,850	293,800	67	361,500	381,450	422,900
12	227,300	255,675	296,800	68	363,000	382,875	424,200
13	229,500	258,500	299,600	69	364,500	384,300	425,300
14	231,800	261,300	302,400	70	365,925	385,650	426,400
15	234,100	264,100	305,200	71	367,350	387,000	427,500
16	236,400	266,900	308,000	72	368,775	388,350	428,600
17	238,800	269,700	310,900	73	370,200	389,700	429,500
18	241,900	272,425	314,200	74	371,500	390,975	430,500
19	245,000	275,150	317,500	75	372,800	392,250	431,500
20	248,100	277,875	320,800	76	374,100	393,525	432,500
21	251,100	280,600	323,900	77	375,400	394,800	433,600
22	254,200	283,300	327,000	78	376,625	396,300	434,600
23	257,300	286,000	330,100	79	377,850	397,800	435,600
24	260,400	288,700	333,200	80	379,075	399,300	436,600
25	263,400	291,400	336,400	81	380,300	400,800	437,400
26	266,500	294,050	339,400	82	381,425	402,100	438,300
27	269,600	296,700	342,400	83	382,550	403,400	439,200
28	272,700	299,350	345,400	84	383,675	404,700	440,100
29	275,800	302,000	348,300	85	384,800	405,800	441,100
30	278,400	304,625	350,900	86	385,850	406,900	442,000
31	281,000	307,250	353,500	87	386,900	408,000	442,900
32	283,600	309,875	356,100	88	387,950	409,100	443,800
33	286,300	312,500	358,700	89	389,000	410,000	444,800
34	289,000	315,075	361,000	90	390,000	411,000	445,400
35	291,700	317,650	363,300	91	391,000	412,000	446,000
36	294,400	320,225	365,600	92	392,000	413,000	446,600
37	296,900	322,800	367,900	93	393,000	414,100	447,100
38	299,500	325,350	370,200	94	393,900	415,100	447,700
39	302,100	327,900	372,500	95	394,800	416,100	448,300
40	304,700	330,450	374,800	96	395,700	417,100	448,900
41	307,200	333,000	377,100	97	396,600	417,900	449,300
42	309,800	335,500	379,200	98	397,450	418,800	449,900
43	312,400	338,000	381,300	99	398,300	419,700	450,500
44	315,000	340,500	383,400	100	399,150	420,600	451,100
45	317,400	343,000	385,400	101	400,000	421,600	451,500
46	319,900	345,450	387,400	102	400,800	422,500	
47	322,400	347,900	389,400	103	401,600	423,400	
48	324,900	350,350	391,400	104	402,400	424,300	
49	327,400	352,800	393,200	105	403,200	425,300	
50	329,800	354,525	395,000	106	403,925	425,900	
51	332,200	356,250	396,800	107	404,650	426,500	
52	334,600	357,975	398,600	108	405,375	427,100	
53	336,900	359,700	400,200	109	406,100	427,600	
54	338,900	361,350	402,000	110	406,775	428,200	
55	340,900	363,000	403,800	111	407,450	428,800	
56	342,900	364,650	405,600	112	408,125	429,400	

113	408,800	429,800	
114	409,450	430,400	
115	410,100	431,000	
116	410,750	431,600	
117	411,400	432,000	
118	411,975		
119	412,550		
120	413,125		
121	413,700		
122	414,250		
123	414,800		
124	415,350		
125	415,900		
126	416,400		
127	416,900		
128	417,400		
129	417,900		
再任用職員	298,800	308,100	317,300

別表第5 研究職基本給表(第11条第1項第5号関係)

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	183,000	275,300	393,300	57	302,900	382,100	527,800
2	185,400	278,100	396,200	58	304,100	383,000	528,800
3	187,800	280,900	399,100	59	305,300	383,900	529,800
4	190,200	283,700	402,000	60	306,500	384,800	530,800
5	192,700	286,300	404,700	61	307,600	385,500	531,900
6	195,000	289,100	407,600	62	308,700	386,400	532,800
7	197,300	291,900	410,500	63	309,800	387,300	533,700
8	199,600	294,700	413,400	64	310,900	388,200	534,600
9	201,700	297,300	416,100	65	312,100	388,900	535,600
10	204,000	300,100	418,900	66	313,200	389,700	536,500
11	206,300	302,900	421,700	67	314,300	390,500	537,400
12	208,600	305,700	424,500	68	315,400	391,300	538,300
13	210,800	308,300	427,400	69	316,600	392,100	539,300
14	213,200	311,100	430,200	70	317,700	392,800	540,200
15	215,600	313,900	433,000	71	318,800	393,500	541,100
16	218,000	316,700	435,800	72	319,900	394,200	542,000
17	220,300	319,300	438,700	73	321,000	395,000	543,000
18	223,200	321,600	441,500	74	322,100	395,700	
19	226,100	323,900	444,300	75	323,200	396,400	
20	229,000	326,200	447,100	76	324,300	397,100	
21	231,700	328,600	450,000	77	325,400	397,900	
22	234,500	330,700	452,700	78	326,400	398,600	
23	237,300	332,800	455,400	79	327,400	399,300	
24	240,100	334,900	458,100	80	328,400	400,000	
25	243,000	337,100	460,900	81	329,500	400,700	
26	245,800	339,000	463,500	82	330,300	401,400	
27	248,600	340,900	466,100	83	331,100	402,100	
28	251,400	342,800	468,700	84	331,900	402,800	
29	254,300	344,800	471,300	85	332,800	403,400	
30	256,800	346,500	473,900	86	333,400	404,100	
31	259,300	348,200	476,500	87	334,000	404,800	
32	261,800	349,900	479,100	88	334,600	405,500	
33	264,100	351,400	481,500	89	335,000	406,100	
34	266,700	352,900	484,000	90	335,600		
35	269,300	354,400	486,500	91	336,200		
36	271,900	355,900	489,000	92	336,800		
37	274,300	357,300	491,600	93	337,200		
38	276,300	358,700	494,100	94	337,700		
39	278,300	360,100	496,600	95	338,200		
40	280,300	361,500	499,100	96	338,700		
41	282,100	362,700	501,700	97	339,300		
42	283,500	364,000	504,000	98	339,800		
43	284,900	365,300	506,300	99	340,300		
44	286,300	366,600	508,600	100	340,800		
45	287,500	367,900	510,700	101	341,400		
46	288,800	369,200	512,300	102	341,900		
47	290,100	370,500	513,900	103	342,400		
48	291,400	371,800	515,500	104	342,900		
49	292,800	372,900	517,200	105	343,500		
50	294,100	374,200	518,700	106	344,000		
51	295,400	375,500	520,200	107	344,500		
52	296,700	376,800	521,700	108	345,000		
53	297,900	377,900	523,000	109	345,600		
54	299,200	379,000	524,200	110	346,100		
55	300,500	380,100	525,400	111	346,600		
56	301,800	381,200	526,600	112	347,100		

113	347,700		
114	348,200		
115	348,700		
116	349,200		
117	349,800		
118	350,300		
119	350,800		
120	351,300		
121	351,900		
再任用職員	262,600	288,800	393,300

別表第6 福祉職基本給表(第11条第1項第6号関係)

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	146,800	245,600	271,900	57	237,500	336,000	379,400
2	148,000	247,600	274,100	58	239,500	336,700	380,200
3	149,200	249,600	276,300	59	241,500	337,400	381,000
4	150,400	251,600	278,500	60	243,500	338,100	381,800
5	151,400	253,500	280,700	61	245,400	338,600	382,700
6	152,800	255,500	283,000	62	247,300	339,200	383,400
7	154,200	257,500	285,300	63	249,200	339,800	384,100
8	155,600	259,500	287,600	64	251,100	340,400	384,800
9	156,900	261,300	289,700	65	253,000	340,800	385,500
10	158,300	263,200	292,000	66	254,900	341,300	386,200
11	159,700	265,100	294,300	67	256,800	341,800	386,900
12	161,100	267,000	296,600	68	258,700	342,300	387,600
13	162,600	268,800	298,700	69	260,500	342,800	388,100
14	164,100	270,700	301,000	70	262,400	343,300	388,800
15	165,600	272,600	303,300	71	264,300	343,800	389,500
16	167,100	274,500	305,600	72	266,200	344,300	390,200
17	168,700	276,300	307,800	73	267,900	344,800	390,700
18	170,400	278,200	310,100	74	269,600	345,300	391,400
19	172,100	280,100	312,400	75	271,300	345,800	392,100
20	173,800	282,000	314,700	76	273,000	346,300	392,800
21	175,400	283,700	316,900	77	274,700	346,700	393,300
22	177,100	285,500	319,100	78	276,400	347,200	394,000
23	178,800	287,300	321,300	79	278,100	347,700	394,700
24	180,500	289,100	323,500	80	279,800	348,200	395,400
25	182,100	291,000	325,700	81	281,400	348,500	395,900
26	183,900	292,800	327,800	82	283,000	349,000	396,600
27	185,700	294,600	329,900	83	284,600	349,500	397,300
28	187,500	296,400	332,000	84	286,200	350,000	398,000
29	189,300	298,100	334,100	85	287,900	350,300	398,500
30	190,800	299,800	336,200	86	289,400	350,800	399,200
31	192,300	301,500	338,300	87	290,900	351,300	399,900
32	193,800	303,200	340,400	88	292,400	351,800	400,600
33	195,300	304,900	342,300	89	294,000	352,100	401,100
34	196,600	306,500	344,300	90	295,500	352,500	401,800
35	197,900	308,100	346,300	91	297,000	352,900	402,500
36	199,200	309,700	348,300	92	298,500	353,300	403,200
37	200,600	311,400	350,200	93	299,800	353,800	403,700
38	203,200	313,000	352,100	94	301,300		
39	205,800	314,600	354,000	95	302,800		
40	208,400	316,200	355,900	96	304,300		
41	211,000	317,800	357,800	97	305,600		
42	212,500	319,400	359,600	98	306,900		
43	214,000	321,000	361,400	99	308,200		
44	215,500	322,600	363,200	100	309,500		
45	217,100	324,100	365,100	101	310,700		
46	218,700	325,300	366,600	102	311,900		
47	220,300	326,500	368,100	103	313,100		
48	221,900	327,700	369,600	104	314,300		
49	223,500	328,800	371,100	105	315,600		
50	225,200	329,800	372,300	106	316,300		
51	226,900	330,800	373,500	107	316,850		
52	228,600	331,800	374,700	108	317,325		
53	230,100	332,700	375,700	109	317,800		
54	232,000	333,500	376,600	110	318,200		
55	233,900	334,300	377,500	111	318,600		
56	235,800	335,100	378,400	112	319,000		

113	319,400		
114	319,775		
115	320,150		
116	320,525		
117	320,900		
118	321,200		
119	321,500		
120	321,800		
121	322,100		
122	322,375		
123	322,650		
124	322,925		
125	323,200		
126	323,450		
127	323,700		
128	323,950		
129	324,200		
130	324,400		
131	324,600		
132	324,800		
133	325,000		
134	325,200		
135	325,400		
136	325,600		
137	325,800		
138	325,950		
139	326,100		
140	326,250		
141	326,400		
142	326,550		
143	326,700		
144	326,850		
145	327,000		
146	327,125		
147	327,250		
148	327,375		
149	327,500		
150	327,600		
151	327,700		
152	327,800		
153	327,900		
再任用職員	244,500	259,100	293,700

別表第6の2 療養介助職基本給表(第11条第1項第7号関係)

号俸	基本給月額				
	円				
1	147,700	57	209,800	113	219,700
2	148,625	58	210,050	114	219,825
3	149,550	59	210,300	115	219,950
4	150,475	60	210,550	116	220,075
5	151,400	61	210,800	117	220,200
6	152,275	62	211,025	118	220,325
7	153,150	63	211,250	119	220,450
8	154,025	64	211,475	120	220,575
9	154,900	65	211,700	121	220,700
10	156,450	66	211,900	122	220,800
11	158,000	67	212,100	123	220,900
12	159,550	68	212,300	124	221,000
13	161,100	69	212,500	125	221,100
14	162,550	70	212,700	126	221,200
15	164,000	71	212,900	127	221,300
16	165,450	72	213,100	128	221,400
17	166,900	73	213,300	129	221,500
18	168,300	74	213,500	130	221,600
19	169,700	75	213,700	131	221,700
20	171,100	76	213,900	132	221,800
21	172,500	77	214,100	133	221,900
22	173,825	78	214,300	134	222,000
23	175,150	79	214,500	135	222,100
24	176,475	80	214,700	136	222,200
25	177,800	81	214,900	137	222,300
26	179,075	82	215,075	138	222,400
27	180,350	83	215,250	139	222,500
28	181,625	84	215,425	140	222,600
29	182,900	85	215,600	141	222,700
30	184,125	86	215,775	142	222,800
31	185,350	87	215,950	143	222,900
32	186,575	88	216,125	144	223,000
33	187,800	89	216,300	145	223,100
34	188,950	90	216,450	146	223,200
35	190,100	91	216,600	147	223,300
36	191,250	92	216,750	148	223,400
37	192,400	93	216,900	149	223,500
38	193,525	94	217,050		
39	194,650	95	217,200		
40	195,775	96	217,350	再任用職員	205,000
41	196,900	97	217,500		
42	197,925	98	217,650		
43	198,950	99	217,800		
44	199,975	100	217,950		
45	201,000	101	218,100		
46	202,000	102	218,250		
47	203,000	103	218,400		
48	204,000	104	218,550		
49	205,000	105	218,700		
50	205,950	106	218,825		
51	206,900	107	218,950		
52	207,850	108	219,075		
53	208,800	109	219,200		
54	209,050	110	219,325		
55	209,300	111	219,450		
56	209,550	112	219,575		



別表第7 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 削除

ロ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務 3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士又は主任言語聴覚士の職務 3 困難な業務を行う医療技術職員の職務
3 級	1 主任薬剤師の職務 2 副診療放射線技師長又は副臨床検査技師長の職務 3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士又は主任言語聴覚士の職務
4 級	1 副薬剤科長の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
5 級	1 薬剤科長の職務 2 理事長が定める規模の大きい病院の診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6 級	理事長が定める規模の大きい病院の薬剤科長の職務
7 級	理事長が定める特に規模の大きい病院の薬剤科長の職務
備考	1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることのできない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

ハ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	副看護部長又は副総看護師長の職務
6 級	看護部長又は総看護師長の職務
7 級	理事長が定める規模の大きい病院の看護部長の職務

二 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	班長又は専門職の職務
4 級	1 課長の職務 2 室長の職務
5 級	1 事務長の職務 2 困難な業務を行う課長の職務
6 級	事務部長の職務
7 級	理事長が定める規模の大きい病院の事務部長の職務
8 級	理事長が定める特に規模の大きい病院の事務部長の職務

ホ 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 一般職員の職務 2 助手職員の職務 3 労務職員の職務
2 級	1 数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務 3 助手職員を直接指揮監督する職長又は副職長の職務
3 級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
4 級	極めて多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
備考	1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師又は洗たく長等職員である。 2 「助手職員」とは、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手又は作業療法助手である。 3 「労務職員」とは、調理助手、保清員、洗たく員又は消毒員である。

ヘ 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	教員の職務
2 級	教育主事の職務
3 級	副学校長の職務

ト 研究職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	研究員の職務
2 級	研究室長の職務
3 級	研究部長の職務

チ 福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 児童指導員又は保育士の職務 2 医療社会事業専門員の職務
2 級	1 指導主任、主任児童指導員又は主任保育士の職務 2 医療社会事業専門職の職務
3 級	1 指導室長の職務 2 主任医療社会事業専門職の職務

別表第8 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 科 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了 大 学 6 卒	25 号 俸 1 号 俸

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
歯 科 衛 生 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 俸
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
看 護 師	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号 俸
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

## 二 事務職基本給表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	種	1 級 33 号 俸
	種	1 級 25 号 俸
	種	1 級 5 号 俸
	A 種	1 級 25 号 俸
	B 種	1 級 15 号 俸
その他	高校卒	1 級 1 号 俸

### 備考

- 1 試験欄の「種」は、国家公務員採用種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 2 試験欄の「種」は、国家公務員採用種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 3 試験欄の「種」は、国家公務員採用種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 4 試験欄の「A種」は、国家公務員採用上級乙種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 5 試験欄の「B種」は、国家公務員採用中級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。

## ホ 技能職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1 級 17 号 俸
	中学卒	1 級 9 号 俸

### 備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師、洗たく長等職員、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、理学療法助手又は作業療法助手である。

## ハ 研究職基本給表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	種	1 級 5 号 俸
	種	1 級 1 号 俸
	A 種	1 級 1 号 俸
その他	博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。)	1 級 37 号 俸
	博士課程修了	1 級 33 号 俸
	修士課程修了 大学6卒	1 級 13 号 俸

### 備考

- 1 試験欄の「種」は、国家公務員採用種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 2 試験欄の「種」は、国家公務員採用種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 3 試験欄の「A種」は、国家公務員採用上級乙種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 4 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了(大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了大学6卒」の区分は、あらかじめ理事長の承認を得た者に適用する。
- 5 試験欄の「種」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもって充てる必要のある職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあつては「1級33号俸」、「修士課程修了」又は「大学6卒」にあつては「1級17号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。
- 6 高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。

ト 福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
児 童 指 導 員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
医 療 社 会 事 業 専 門 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
保 育 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸

備考

- 1 児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童指導員又は保育士になった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。
- 2 職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

チ 療養介助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
療 養 介 助 員	高 校 卒	1 号 俸

備考

職種欄の「療養介助員」とは、ホームヘルパー 2 級以上の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務を行う職員をいう。

別表第9 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業 (11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	二 短大 2 卒	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業</li> <li>(2) 学校教育法による高等専門学校<sup>ろ</sup>の卒業</li> <li>(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</li> <li>(4) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の養成施設(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</li> <li>(5) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</li> <li>(6) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</li> <li>(7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。)の卒業</li> <li>(8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程(同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。)の卒業</li> <li>(9) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第1項第1号に規定する保育士(名称変更前の保母を含む。)を養成する学校その他の施設(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</li> <li>(10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業</li> <li>(11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</li> </ul>
	三 短大 1 卒	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業</li> <li>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</li> </ul>
3 高校卒	一 高校専攻科卒	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科<sup>ろ</sup>の卒業</li> <li>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</li> </ul>
	二 高校3卒	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業</li> <li>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</li> </ul>
	三 高校2卒	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護講師養成所の卒業</li> <li>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</li> </ul>
4 中学卒	中 学 卒	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養成学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程<sup>ろ</sup>の修了</li> <li>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</li> </ul>



別表第10 昇格対応号俸表(第13条第1項関係)

イ 医療職基本給表(二)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
13	1	1	1	1	1	1	
14	1	2	1	1	1	1	
15	1	3	1	1	1	1	
16	1	4	1	1	1	1	
17	1	5	1	1	1	1	
18	1	6	2	2	2	1	
19	1	7	3	3	3	1	
20	1	8	4	4	4	1	
21	1	9	5	5	5	1	
22	1	10	6	6	6	1	
23	1	11	7	7	7	1	
24	1	12	8	8	8	1	
25	1	13	9	9	9	1	
26	1	14	10	10	10	2	
27	1	15	11	11	11	3	
28	1	16	12	12	12	4	
29	1	17	13	13	13	5	
30	1	18	14	14	14	6	
31	1	19	15	15	15	7	
32	1	20	16	16	16	8	
33	1	21	17	17	17	9	
34	1	22	18	18	18	10	
35	1	23	19	19	19	11	
36	1	24	20	20	20	12	
37	1	25	21	21	21	13	
38	2	26	22	22	21	13	
39	3	27	23	23	22	13	
40	4	28	24	24	22	13	
41	5	29	25	25	23	14	
42	6	30	26	26	23	14	
43	7	31	27	27	24	14	
44	8	32	28	28	24	14	
45	9	33	29	29	25	15	
46	10	34	30	30	25	15	
47	11	35	31	31	25	15	
48	12	36	32	32	26	15	
49	13	37	33	33	26	16	
50	14	38	33	33	26	16	
51	15	39	34	34	27	16	
52	16	40	34	34	27	16	
53	17	41	35	35	27	17	
54	18	42	35	35	28		
55	19	43	36	36	28		
56	20	44	36	36	28		
57	21	45	37	37	29		
58	22	46	38	37	29		
59	23	47	39	37	30		
60	24	48	40	38	30		
61	25	49	41	38	31		
62	26	50	41	38	31		
63	27	51	41	39	32		
64	28	52	42	39	32		
65	29	53	42	39	33		
66	30	54	42	40			
67	31	55	43	40			
68	32	56	43	40			
69	33	57	43	41			
70	34	58	44	41			
71	35	59	44	42			
72	36	60	44	42			
73	37	61	45	43			
74	38	61	45	43			
75	39	62	45	44			
76	40	62	45	44			
77	41	63	46	45			
78	42	63	46	45			
79	43	64	46	46			
80	44	64	46	46			
81	45	65	47	47			
82	46	65	47	47			
83	47	66	47	48			
84	48	66	47	48			
85	49	67	48	49			
86	50	67	48				
87	51	68	48				
88	52	68	48				
89	53	69	49				
90	53	70	49				
91	54	71	49				
92	54	72	50				
93	55	73	50				
94	55	73	50				
95	56	74	51				
96	56	74	51				
97	57	75	51				
98	57	75	52				
99	58	76	52				
100	58	76	52				
101	59	77	53				
102	59	77	53				
103	60	78	54				
104	60	78	54				
105	61	79	55				
106	61	79					
107	61	80					
108	61	80					
109	61	81					
110	62	81					
111	62	82					
112	62	82					
113	62	83					
114	62						

115	63
116	63
117	63
118	63
119	63
120	64
121	64
122	64
123	64
124	64
125	65
126	65
127	65
128	65
129	65
130	65
131	65
132	65
133	65
134	66
135	66
136	66
137	66
138	66
139	66
140	66
141	66
142	66
143	67
144	67
145	67
146	67
147	67
148	67
149	67
150	67
151	67
152	68
153	68

ロ 医療職基本給表(三)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
13	1	1	1	1	1	1	
14	1	1	2	1	1	1	
15	1	1	3	1	1	1	
16	1	1	4	1	1	1	
17	1	1	5	1	1	1	
18	2	1	6	2	1	2	
19	3	1	7	3	1	3	
20	4	1	8	4	1	4	
21	5	1	9	5	1	5	
22	6	1	10	6	2	6	
23	7	1	11	7	3	7	
24	8	1	12	8	4	8	
25	9	1	13	9	5	9	
26	10	2	14	10	6	10	
27	11	3	15	11	7	11	
28	12	4	16	12	8	12	
29	13	5	17	13	9	13	
30	14	6	18	14	10	14	
31	15	7	19	15	11	15	
32	16	8	20	16	12	16	
33	17	9	21	17	13	17	
34	18	10	22	18	14	18	
35	19	11	23	19	15	19	
36	20	12	24	20	16	20	
37	21	13	25	21	17	21	
38	22	14	26	22	18	22	
39	23	15	27	23	19	23	
40	24	16	28	24	20	24	
41	25	17	29	25	21	25	
42	26	18	30	26	22	26	
43	27	19	31	27	23	27	
44	28	20	32	28	24	28	
45	29	21	33	29	25	29	
46	30	22	34	30	26	30	
47	31	23	35	31	27	31	
48	32	24	36	32	28	32	
49	33	25	37	33	29	33	
50	34	26	38	34	29	34	
51	35	27	39	35	30	35	
52	36	28	40	36	30	36	
53	37	29	41	37	31	37	
54	38	30	42	38	31	38	
55	39	31	43	39	32	39	
56	40	32	44	40	32	40	
57	41	33	45	41	33	41	
58	42	34	46	42	33	41	
59	43	35	47	43	34	42	
60	44	36	48	44	34	42	
61	45	37	49	45	35	43	
62	46	38	50	46	35	43	
63	47	39	51	47	36	44	
64	48	40	52	48	36	44	
65	49	41	53	49	37	45	
66	50	42	54	50	37	46	
67	51	43	55	51	38	47	
68	52	44	56	52	38	48	
69	53	45	57	53	39	49	
70	54	46	58	53	39		
71	55	47	59	54	40		
72	56	48	60	54	40		
73	57	49	61	55	41		
74	58	50	62	55	41		
75	59	51	63	56	41		
76	60	52	64	56	42		
77	61	53	65	57	42		
78	62	54	66	58	42		
79	63	55	67	59	43		
80	64	56	68	60	43		
81	65	57	69	61	43		
82	65	58	70	61	44		
83	66	59	71	62	44		
84	66	60	72	62	44		
85	67	61	73	63	45		
86	67	62	74	63	45		
87	68	63	75	64	45		
88	68	64	76	64	46		
89	69	65	77	65	46		
90	70	66	78	65	46		
91	71	67	79	66	47		
92	72	68	80	66	47		
93	73	69	81	67	47		
94	74	70	82	67			
95	75	71	83	68			
96	76	72	84	68			
97	77	73	85	69			
98	77	74	85	70			
99	78	75	86	71			
100	78	76	86	72			
101	79	77	87	73			
102	79	78	87	73			
103	80	79	88	74			
104	80	80	88	74			
105	81	81	89	75			
106	81	81	90	75			
107	81	81	91	76			
108	82	82	92	76			
109	82	82	93	77			
110	82	82	94	78			
111	83	83	95	79			
112	83	83	96	80			
113	83	83	97	81			
114	84	84	98				

115	84	84	9
-----	----	----	---

八 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	10	10	6	6	2
19	1	3	11	11	7	7	3
20	1	4	12	12	8	8	4
21	1	5	13	13	9	9	5
22	1	6	14	14	10	10	6
23	1	7	15	15	11	11	7
24	1	8	16	16	12	12	8
25	1	9	17	17	13	13	9
26	1	10	18	18	14	14	10
27	1	11	19	19	15	15	11
28	1	12	20	20	16	16	12
29	1	13	21	21	17	17	13
30	1	14	22	22	18	18	13
31	1	15	23	23	19	19	13
32	1	16	24	24	20	20	13
33	1	17	25	25	21	21	14
34	1	18	26	26	21	22	14
35	1	19	27	27	22	23	14
36	1	20	28	28	22	24	14
37	1	21	29	29	23	25	15
38	1	22	30	30	23	25	15
39	1	23	31	31	24	26	15
40	1	24	32	32	24	26	15
41	1	25	33	33	25	27	16
42	1	26	34	34	25	27	16
43	1	27	35	35	26	28	16
44	1	28	36	36	26	28	16
45	1	29	37	37	27	29	17
46	1	30	38	38	27	29	
47	1	31	39	39	28	30	
48	1	32	40	40	28	30	
49	1	33	41	41	29	31	
50	2	34	42	41	29	31	
51	3	35	43	42	29	32	
52	4	36	44	42	30	32	
53	5	37	45	43	30	33	
54	6	38	46	43	30	33	
55	7	39	47	44	31	34	
56	8	40	48	44	31	34	
57	9	41	49	45	31	35	
58	10	42	50	45	32	35	
59	11	43	51	46	32	36	
60	12	44	52	46	32	36	
61	13	45	53	47	33	37	
62	14	45	54	47	33	37	
63	15	45	55	48	34		
64	16	46	56	48	34		
65	17	46	57	49	35		
66	18	46	58	49	35		
67	19	47	59	50	36		
68	20	47	60	50	36		
69	21	47	61	51	37		
70	22	48	62	51	37		
71	23	48	63	52	38		
72	24	48	64	52	38		
73	25	49	65	53	39		
74	26	49	66	54	39		
75	27	49	67	55	40		
76	28	50	68	56	40		
77	29	50	69	57	41		
78	30	50	70	58			
79	31	51	71	59			
80	32	51	72	60			
81	33	51	73	61			
82	34	52	74	62			
83	35	52	75	63			
84	36	52	76	64			
85	37	53	77	65			
86	38	53	78				
87	39	53	79				
88	40	53	80				
89	41	54	81				
90	41	54	82				
91	42	54	83				
92	42	54	84				
93	43	55	85				
94	43	55					
95	44	55					
96	44	55					
97	45	56					
98	45	56					
99	46	56					
100	46	56					
101	47	57					
102	47	57					
103	48	58					
104	48	58					
105	49	59					
106	49	59					
107	49	60					
108	49	60					
109	50	61					
110	50	61					

111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	
115	51	
116	51	
117	52	
118	52	
119	52	
120	52	
121	53	
122	53	
123	53	
124	53	
125	53	
126	54	
127	54	
128	54	
129	54	
130	54	
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	58	
146	58	
147	58	
148	58	
149	59	
150	59	
151	59	
152	59	
153	60	
154	60	
155	60	
156	60	
157	61	

二 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	1	6
23	1	1	7
24	1	1	8
25	1	1	9
26	1	1	10
27	1	1	11
28	1	1	12
29	1	1	13
30	1	2	13
31	1	3	14
32	1	4	14
33	1	5	15
34	1	6	15
35	1	7	16
36	1	8	16
37	1	9	17
38	1	10	17
39	1	11	18
40	1	12	18
41	1	13	19
42	1	14	19
43	1	15	20
44	1	16	20
45	1	17	21
46	1	18	22
47	1	19	23
48	1	20	24
49	1	21	25
50	2	22	25
51	3	23	26
52	4	24	26
53	5	25	27
54	6	26	27
55	7	27	28
56	8	28	28
57	9	29	29
58	10	30	29
59	11	31	30
60	12	32	30
61	13	33	31
62	14	34	31
63	15	35	32
64	16	36	32
65	17	37	33
66	18	38	33
67	19	39	33
68	20	40	34
69	21	41	34
70	22	42	34
71	23	43	35
72	24	44	35
73	25	45	35
74	26	46	36
75	27	47	36
76	28	48	36
77	29	49	37
78	30	50	37
79	31	51	37
80	32	52	37
81	33	53	38
82	33	54	38
83	34	55	38
84	34	56	38
85	35	57	39
86	35	58	39
87	36	59	39
88	36	60	39
89	37	61	40
90	38	61	40
91	39	62	40
92	40	62	40
93	41	63	41
94	42	63	41
95	43	64	41
96	44	64	42
97	45	65	42
98	46	65	42
99	47	66	43
100	48	66	43
101	49	67	43
102	49	67	
103	50	68	
104	50	68	
105	51	69	
106	51	70	
107	52	71	
108	52	72	
109	53	73	
110	53	73	
111	54	74	
112	54	74	
113	55	75	
114	55	75	
115	56	76	
116	56	76	
117	57	77	
118	57	78	

119	58	79
120	58	80
121	59	81
122	59	82
123	60	83
124	60	84
125	61	85
126	61	85
127	61	86
128	62	86
129	62	87
130	62	87
131	63	88
132	63	88
133	63	89
134	64	
135	64	
136	64	
137	65	
138	65	
139	65	
140	65	
141	66	
142	66	
143	66	
144	66	
145	67	
146	67	
147	67	
148	67	
149	68	
150	68	
151	68	
152	68	
153	69	
154	69	
155	69	
156	69	
157	70	
158	70	
159	70	
160	70	
161	71	
162	71	
163	71	
164	71	
165	72	
166	72	
167	72	
168	72	
169	73	
170	73	
171	73	
172	74	
173	74	
174	74	
175	75	
176	75	
177	75	

ホ 教育職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	1
17	9	1
18	10	1
19	11	1
20	12	1
21	13	1
22	14	2
23	15	3
24	16	4
25	17	5
26	18	6
27	19	7
28	20	8
29	21	9
30	22	10
31	23	11
32	24	12
33	25	13
34	26	14
35	27	15
36	28	16
37	29	17
38	30	18
39	31	19
40	32	20
41	33	21
42	34	22
43	35	23
44	36	24
45	37	25
46	38	26
47	39	27
48	40	28
49	41	29
50	42	30
51	43	31
52	44	32
53	45	33
54	46	34
55	47	35
56	48	36
57	49	37
58	50	38
59	51	39
60	52	40
61	53	41
62	54	42
63	55	43
64	56	44
65	57	45
66	58	46
67	59	47
68	60	48
69	61	49
70	62	49
71	63	50
72	64	50
73	65	51
74	66	51
75	67	52
76	68	52
77	69	53
78	70	54
79	71	55
80	72	56
81	73	57
82	74	58
83	75	59
84	76	60
85	77	61
86	78	62
87	79	63
88	80	64
89	81	65
90	82	66
91	83	67
92	84	68
93	85	69
94	86	69
95	87	70
96	88	70
97	89	71
98	90	71
99	91	72
100	92	72
101	93	73
102	94	74
103	95	75
104	96	76
105	97	77
106	98	78
107	99	79
108	100	80
109	101	81
110	102	82

111	103	83
112	104	84
113	105	85
114	106	86
115	107	87
116	108	88
117	109	89
118	110	89
119	111	90
120	112	90
121	113	91
122	114	91
123	115	92
124	116	92
125	117	93
126	117	
127	117	
128	117	
129	117	

ハ 研究職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
33	1	1
34	2	1
35	3	1
36	4	1
37	5	1
38	6	1
39	7	1
40	8	1
41	9	1
42	10	2
43	11	3
44	12	4
45	13	5
46	14	5
47	15	6
48	16	6
49	17	7
50	17	7
51	18	8
52	18	8
53	19	9
54	19	10
55	20	11
56	20	12
57	21	13
58	21	13
59	22	13
60	22	13
61	23	14
62	23	14
63	24	14
64	24	14
65	25	15
66	25	15
67	26	15
68	26	15
69	27	15
70	27	15
71	28	16
72	28	16
73	29	16
74	29	16
75	30	16
76	30	16
77	31	17
78	31	17
79	32	17
80	32	17
81	33	18
82	33	18
83	33	18
84	34	18
85	34	19
86	34	19
87	35	19
88	35	19
89	35	20
90	36	
91	36	
92	36	
93	37	
94	37	
95	37	
96	38	
97	38	
98	38	
99	39	
100	39	
101	39	
102	40	
103	40	
104	40	
105	41	
106	41	
107	41	
108	42	
109	42	
110	42	
111	43	
112	43	
113	43	
114	44	
115	44	
116	44	
117	45	
118	45	
119	46	
120	46	
121	47	

ト 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	33
43	1	34
44	1	34
45	1	35
46	1	35
47	1	36
48	1	36
49	1	37
50	1	38
51	1	39
52	1	40
53	1	41
54	1	41
55	1	41
56	1	42
57	1	42
58	2	42
59	3	43
60	4	43
61	5	43
62	6	44
63	7	44
64	8	44
65	9	45
66	10	45
67	11	45
68	12	45
69	13	46
70	14	46
71	15	46
72	16	46
73	17	47
74	18	47
75	19	47
76	20	47
77	21	48
78	22	48
79	23	48
80	24	48
81	25	49
82	26	49
83	27	49
84	28	49
85	29	50
86	30	50
87	31	50
88	32	50
89	33	51
90	34	51
91	35	51
92	36	51
93	37	52
94	38	
95	39	
96	40	
97	41	
98	42	
99	43	
100	44	
101	45	
102	46	
103	47	
104	48	
105	49	
106	50	
107	51	
108	52	
109	53	
110	54	

111	55
112	56
113	57
114	57
115	58
116	58
117	59
118	59
119	60
120	60
121	61
122	61
123	62
124	62
125	63
126	63
127	64
128	64
129	65
130	65
131	66
132	66
133	67
134	67
135	68
136	68
137	69
138	70
139	71
140	72
141	73
142	74
143	75
144	76
145	77
146	77
147	78
148	78
149	79
150	79
151	80
152	80
153	81

別表第10の2 基本給表別職員層区分表（第15条第3項関係）

区 分	初 任 層	中 間 層	管理職層
医療職基本給表（一）	-	（ 中間層 ）	-
医療職基本給表（二）	1 級	2 級 ~ 5 級	6 級、7 級
医療職基本給表（三）	1 級、2 級	3 級 ~ 5 級	6 級、7 級
事務職基本給表	1 級	2 級 ~ 5 級	6 級 ~ 8 級
技能職基本給表	1 級	2 級 ~ 4 級	-
教育職基本給表	-	1 級、2 級	3 級
研究職基本給表	-	1 級、2 級	3 級
福祉職基本給表	1 級	2 級、3 級	-
療養介助職基本給表	（ 初任層 ）	-	-

別表第12の2 副院長等基本年俸表(第17条の2第1項関係)

職務の級 号俸	1級			2級		
	基本年俸額			基本年俸額		
	月例 年俸額	業績年俸額		月例 年俸額	業績年俸額	
		1欄	2欄		1欄	2欄
円	円	円	円	円	円	
1	4,164,000	1,776,000	2,085,000	5,108,400	2,558,000	2,747,000
2	4,213,800	1,798,000	2,110,000	5,146,800	2,577,000	2,768,000
3	4,263,600	1,819,000	2,135,000	5,185,200	2,596,000	2,789,000
4	4,313,400	1,840,000	2,160,000	5,223,600	2,616,000	2,809,000
5	4,363,200	1,861,000	2,185,000	5,262,000	2,635,000	2,830,000
6	4,413,000	1,883,000	2,210,000	5,298,000	2,653,000	2,849,000
7	4,463,400	1,904,000	2,235,000	5,334,000	2,671,000	2,869,000
8	4,513,500	1,925,000	2,260,000	5,370,000	2,689,000	2,888,000
9	4,563,600	1,947,000	2,285,000	5,406,000	2,707,000	2,907,000
10	4,613,400	1,968,000	2,310,000	5,441,400	2,725,000	2,926,000
11	4,663,200	1,989,000	2,335,000	5,476,800	2,742,000	2,945,000
12	4,713,000	2,010,000	2,360,000	5,512,200	2,760,000	2,964,000
13	4,762,800	2,032,000	2,385,000	5,547,600	2,778,000	2,983,000
14	4,800,300	2,048,000	2,404,000	5,581,500	2,795,000	3,002,000
15	4,837,800	2,064,000	2,422,000	5,615,400	2,812,000	3,020,000
16	4,875,300	2,080,000	2,441,000	5,649,300	2,829,000	3,038,000
17	4,912,800	2,096,000	2,460,000	5,683,200	2,846,000	3,056,000
18	4,951,200	2,112,000	2,479,000	5,717,100	2,863,000	3,075,000
19	4,989,600	2,128,000	2,498,000	5,751,000	2,880,000	3,093,000
20	5,028,000	2,145,000	2,518,000	5,784,900	2,897,000	3,111,000
21	5,066,400	2,161,000	2,537,000	5,818,800	2,914,000	3,129,000
22	5,103,900	2,177,000	2,556,000	5,850,900	2,930,000	3,147,000
23	5,141,400	2,193,000	2,574,000	5,883,000	2,946,000	3,164,000
24	5,178,900	2,209,000	2,593,000	5,915,100	2,962,000	3,181,000
25	5,216,400	2,225,000	2,612,000	5,947,200	2,978,000	3,198,000
26	5,252,400	2,240,000	2,630,000	5,978,400	2,993,000	3,215,000
27	5,288,400	2,256,000	2,648,000	6,009,600	3,009,000	3,232,000
28	5,324,400	2,271,000	2,666,000	6,040,800	3,025,000	3,249,000
29	5,360,400	2,286,000	2,684,000	6,072,000	3,040,000	3,265,000
30	5,394,900	2,301,000	2,701,000	6,102,300	3,055,000	3,282,000
31	5,429,400	2,316,000	2,719,000	6,132,600	3,071,000	3,298,000
32	5,463,900	2,331,000	2,736,000	6,162,900	3,086,000	3,314,000
33	5,498,400	2,345,000	2,753,000	6,193,200	3,101,000	3,331,000
34	5,530,800	2,359,000	2,769,000	6,222,000	3,115,000	3,346,000
35	5,563,200	2,373,000	2,786,000	6,250,800	3,130,000	3,362,000
36	5,595,600	2,387,000	2,802,000	6,279,600	3,144,000	3,377,000
37	5,628,000	2,401,000	2,818,000	6,308,400	3,159,000	3,393,000
38	5,660,400	2,414,000	2,834,000	6,337,500	3,173,000	3,408,000
39	5,692,800	2,428,000	2,850,000	6,366,600	3,188,000	3,424,000
40	5,725,200	2,442,000	2,867,000	6,395,700	3,202,000	3,440,000
41	5,757,600	2,456,000	2,883,000	6,424,800	3,217,000	3,455,000
42	5,788,500	2,469,000	2,898,000	6,451,500	3,230,000	3,470,000
43	5,819,400	2,482,000	2,914,000	6,478,200	3,244,000	3,484,000
44	5,850,300	2,495,000	2,929,000	6,504,900	3,257,000	3,498,000
45	5,881,200	2,509,000	2,945,000	6,531,600	3,270,000	3,513,000
46	5,910,300	2,521,000	2,959,000	6,557,400	3,283,000	3,526,000
47	5,939,400	2,533,000	2,974,000	6,583,200	3,296,000	3,540,000
48	5,968,500	2,546,000	2,988,000	6,609,000	3,309,000	3,554,000
49	5,997,600	2,558,000	3,003,000	6,634,800	3,322,000	3,568,000
50	6,026,700	2,571,000	3,018,000	6,660,600	3,335,000	3,582,000
51	6,055,800	2,583,000	3,032,000	6,686,400	3,348,000	3,596,000
52	6,084,900	2,595,000	3,047,000	6,712,200	3,361,000	3,610,000

53	6,114,000	2,608,000	3,061,000	6,738,000	3,374,000	3,624,000
54	6,138,900	2,618,000	3,074,000	6,762,900	3,386,000	3,637,000
55	6,163,800	2,629,000	3,086,000	6,787,800	3,399,000	3,650,000
56	6,188,700	2,640,000	3,099,000	6,812,700	3,411,000	3,664,000
57	6,213,600	2,650,000	3,111,000	6,837,600	3,424,000	3,677,000
58	6,238,800	2,661,000	3,124,000	6,862,800	3,436,000	3,691,000
59	6,264,000	2,672,000	3,136,000	6,888,000	3,449,000	3,704,000
60	6,289,200	2,683,000	3,149,000	6,913,200	3,461,000	3,718,000
61	6,314,400	2,693,000	3,162,000	6,938,400	3,474,000	3,731,000
62	6,339,600	2,704,000	3,174,000	6,961,800	3,486,000	3,744,000
63	6,364,800	2,715,000	3,187,000	6,985,200	3,497,000	3,757,000
64	6,390,000	2,726,000	3,199,000	7,008,600	3,509,000	3,769,000
65	6,415,200	2,736,000	3,212,000	7,032,000	3,521,000	3,782,000
66	6,435,000	2,745,000	3,222,000	7,051,500	3,531,000	3,792,000
67	6,454,800	2,753,000	3,232,000	7,071,000	3,540,000	3,803,000
68	6,474,600	2,762,000	3,242,000	7,090,500	3,550,000	3,813,000
69	6,494,400	2,770,000	3,252,000	7,110,000	3,560,000	3,824,000
70	6,513,900	2,778,000	3,262,000	7,125,600	3,568,000	3,832,000
71	6,533,400	2,787,000	3,271,000	7,141,200	3,576,000	3,840,000
72	6,552,900	2,795,000	3,281,000	7,156,800	3,583,000	3,849,000
73	6,572,400	2,803,000	3,291,000	7,172,400	3,591,000	3,857,000
74	6,586,500	2,809,000	3,298,000	7,186,200	3,598,000	3,865,000
75	6,600,600	2,815,000	3,305,000	7,200,000	3,605,000	3,872,000
76	6,614,700	2,821,000	3,312,000	7,213,800	3,612,000	3,879,000
77	6,628,800	2,827,000	3,319,000	7,227,600	3,619,000	3,887,000
78	6,642,600	2,833,000	3,326,000	7,236,900	3,623,000	3,892,000
79	6,656,400	2,839,000	3,333,000	7,246,200	3,628,000	3,897,000
80	6,670,200	2,845,000	3,340,000	7,255,500	3,633,000	3,902,000
81	6,684,000	2,851,000	3,347,000	7,264,800	3,637,000	3,907,000
82	6,697,800	2,857,000	3,354,000	7,272,900	3,641,000	3,911,000
83	6,711,600	2,863,000	3,360,000	7,281,000	3,646,000	3,916,000
84	6,725,400	2,869,000	3,367,000	7,289,100	3,650,000	3,920,000
85	6,739,200	2,874,000	3,374,000	7,297,200	3,654,000	3,924,000
86	6,751,500	2,880,000	3,380,000	7,304,100	3,657,000	3,928,000
87	6,763,800	2,885,000	3,387,000	7,311,000	3,661,000	3,932,000
88	6,776,100	2,890,000	3,393,000	7,317,900	3,664,000	3,935,000
89	6,788,400	2,895,000	3,399,000	7,324,800	3,667,000	3,939,000
90	6,800,700	2,901,000	3,405,000	7,331,700	3,671,000	3,943,000
91	6,813,000	2,906,000	3,411,000	7,338,600	3,674,000	3,947,000
92	6,825,300	2,911,000	3,417,000	7,345,500	3,678,000	3,950,000
93	6,837,600	2,916,000	3,424,000	7,352,400	3,681,000	3,954,000
94	6,846,000	2,920,000	3,428,000	7,359,300	3,685,000	3,958,000
95	6,854,400	2,924,000	3,432,000	7,366,200	3,688,000	3,961,000
96	6,862,800	2,927,000	3,436,000	7,373,100	3,692,000	3,965,000
97	6,871,200	2,931,000	3,440,000	7,380,000	3,695,000	3,969,000
98	6,878,400	2,934,000	3,444,000			
99	6,885,600	2,937,000	3,448,000			
100	6,892,800	2,940,000	3,451,000			
101	6,900,000	2,943,000	3,455,000			
102	6,906,000	2,946,000	3,458,000			
103	6,912,000	2,948,000	3,461,000			
104	6,918,000	2,951,000	3,464,000			
105	6,924,000	2,953,000	3,467,000			
106	6,930,300	2,956,000	3,470,000			
107	6,936,600	2,959,000	3,473,000			
108	6,942,900	2,961,000	3,476,000			
109	6,949,200	2,964,000	3,479,000			
110	6,955,200	2,967,000	3,482,000			
111	6,961,200	2,969,000	3,485,000			
112	6,967,200	2,972,000	3,488,000			
113	6,973,200	2,974,000	3,491,000			

別表第12の3 副院長等基本年俸表級別標準職務表（第17条の3第1項関係）

職務の級		標準的な職務
1 級	1 欄	医長の職務
	2 欄	ブロック担当理事任命権の部長の職務
2 級	1 欄	統括診療部長、臨床研究部長又は臨床研究センターの部長の職務
	2 欄	副院長又は臨床研究センター長の職務
<p>備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。</p> <p>2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。</p> <p>3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が2級の場合に限る。）</p>		

別表第12の4 副院長等基本年俸表昇格対応号俸表(第17条の4第1項関係)

2級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	
71	54
72	
73	55
74	
75	56
76	
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	
83	
84	
85	62
86	
87	
88	
89	63
90	
91	
92	
93	64
94	
95	
96	
97	65
98	
99	
100	66
101	
102	
103	67
104	
105	
106	68
107	
108	
109	69
110	
111	
112	
113	



別表第13 地域手当支給区分表(第46条第1項関係)

支 給 事 業 場	支 給 区 分	支 給 割 合
北海道がんセンター	6 級 地	1 0 0 分 の 3
札幌南病院	6 級 地	1 0 0 分 の 3
西札幌病院	6 級 地	1 0 0 分 の 3
仙台医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 6
西多賀病院	5 級 地	1 0 0 分 の 6
霞ヶ浦医療センター	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0
栃木病院	5 級 地	1 0 0 分 の 6
高崎病院	6 級 地	1 0 0 分 の 3
西埼玉中央病院	5 級 地	1 0 0 分 の 6
埼玉病院	2 級 地	1 0 0 分 の 1 5
千葉医療センター	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0
千葉東病院	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0
下総精神医療センター	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0
下志津病院	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0
東京医療センター	1 級 地	1 0 0 分 の 1 8
災害医療センター	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
東京病院	2 級 地	1 0 0 分 の 1 5
村山医療センター	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0
横浜医療センター	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
南横浜病院	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
久里浜アルコール症センター	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0
箱根病院	6 級 地	1 0 0 分 の 3
相模原病院	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0
神奈川病院	5 級 地	1 0 0 分 の 6
甲府病院	5 級 地	1 0 0 分 の 6
東長野病院	6 級 地	1 0 0 分 の 3
松本病院	6 級 地	1 0 0 分 の 3
中信松本病院	6 級 地	1 0 0 分 の 3
富山病院	6 級 地	1 0 0 分 の 3
金沢医療センター	6 級 地	1 0 0 分 の 3
医王病院	6 級 地	1 0 0 分 の 3
長良医療センター	6 級 地	1 0 0 分 の 3
静岡てんかん・神経医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 6
静岡富士病院	6 級 地	1 0 0 分 の 3
天竜病院	6 級 地	1 0 0 分 の 3
名古屋医療センター	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
東名古屋病院	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
東尾張病院	3 級 地	1 0 0 分 の 1 2
豊橋医療センター	6 級 地	1 0 0 分 の 3
三重病院	5 級 地	1 0 0 分 の 6
鈴鹿病院	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0
三重中央医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 6
榊原病院	5 級 地	1 0 0 分 の 6
京都医療センター	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0
宇多野病院	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0
南京都病院	6 級 地	1 0 0 分 の 3
大阪医療センター	2 級 地	1 0 0 分 の 1 5
近畿中央胸部疾患センター	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0
刀根山病院	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0
大阪南医療センター	5 級 地	1 0 0 分 の 6
神戸医療センター	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0
姫路医療センター	6 級 地	1 0 0 分 の 3
兵庫中央病院	5 級 地	1 0 0 分 の 6
奈良医療センター	4 級 地	1 0 0 分 の 1 0

松籟荘病院	4 級 地	1 0 0 分の 1 0
岡山医療センター	6 級 地	1 0 0 分の 3
高松東病院	6 級 地	1 0 0 分の 3
小倉病院	6 級 地	1 0 0 分の 3
九州がんセンター	4 級 地	1 0 0 分の 1 0
九州医療センター	4 級 地	1 0 0 分の 1 0
福岡病院	4 級 地	1 0 0 分の 1 0
長崎病院	6 級 地	1 0 0 分の 3

備考

- 1 関門医療センターについては、平成18年7月1日から平成20年3月31日までの間、上記の支給事業場欄に掲げられているものとし、100分の1の支給割合が、支給割合欄に掲げられているものとする。
- 2 小倉病院については、平成18年7月1日から平成20年3月31日までの間、上記の支給割合にかかわらず、100分の4の支給割合が、支給割合欄に掲げられているものとする。
- 3 前2項の適用において、当該支給事業場を異にして異動した場合の、第46条第5項中「当該異動の日から2年を経過するまでの間」については、経過する日が平成20年4月1日以後となる場合は、同年3月31日までの間とする。

別表第14 寒冷地手当支給区分表（第47条関係）

事業場	地域	地域の区分
北海道がんセンター	北海道札幌市	2級地
札幌南病院	北海道札幌市	2級地
西札幌病院	北海道札幌市	2級地
函館病院	北海道函館市	3級地
道北病院	北海道旭川市	1級地
帯広病院	北海道帯広市	1級地
八雲病院	北海道山越郡八雲町	2級地
弘前病院	青森県弘前市	4級地
八戸病院	青森県八戸市	4級地
青森病院	青森県南津軽郡浪岡町	4級地
盛岡病院	岩手県盛岡市	4級地
花巻病院	岩手県花巻市	4級地
岩手病院	岩手県一関市	4級地
釜石病院	岩手県釜石市	4級地
あきた病院	秋田県由利郡岩城町	4級地
山形病院	山形県山形市	4級地
米沢病院	山形県米沢市	4級地
沼田病院	群馬県沼田市	4級地
さいがた病院	新潟県中頸城郡大潟町	4級地
東長野病院	長野県長野市	4級地
松本病院	長野県松本市	4級地
中信松本病院	長野県松本市	4級地
長野病院	長野県上田市	4級地
小諸高原病院	長野県小諸市	4級地
北陸病院	富山県東礪波郡城端町	4級地
<p>備考 この表に掲げる名称は、平成16年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。</p>		

別表第15の2 特殊業務手当支給区分表（第57条の2第1項及び第2項関係）

種 別	月 額
1 重症心身障害児（以下「重心児」という。）を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 2 進行性筋い縮症児（以下「筋ジス児」という。）を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 3 せき髄麻ひ患者を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 4 神経・筋疾患を有する患者を主として入院させるための病棟その他の病棟で理事長の定めるもの（以下「神経・筋病棟等」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	35,400円
5 結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 6 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 7 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	17,700円
8 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師 9 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	16,000円
10 重心児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄養士 11 食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする栄養士	5,200円
12 重心児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 13 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 14 せき髄麻ひ患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 15 神経・筋病棟等に入院している患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	20,800円
16 結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 17 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	10,400円
18 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 19 せき髄麻ひ患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 20 神経・筋病棟等に入院している患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	20,800円
21 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	10,400円
22 集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	10,400円
23 重心児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師 24 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	20,800円

25	精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	10,400円
26	重心児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	20,800円
27	筋ジス児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	
28	精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	10,400円
29	重心児を専らに入院させる病棟（以下「重心病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	25,000円
30	筋ジス児を専ら入院させる病棟（以下「筋ジス病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
31	せき髄麻ひ患者を専ら入院させるための病棟（以下「せき損病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
32	神経・筋病棟等に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
33	結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	12,500円
34	精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
35	集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
36	結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	4,200円
37	精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	
38	筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	18,800円
39	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	9,400円
40	重心病棟に勤務する看護助手	22,800円
41	筋ジス病棟に勤務する看護助手	
42	せき損病棟に勤務する看護助手	
43	神経・筋病棟等に勤務する看護助手	
44	結核病棟に勤務する看護助手	11,400円
45	精神病棟に勤務する看護助手	
46	集中治療病棟に勤務する看護助手	
47	放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療エックス線助手	15,000円
48	危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手	
49	結核病棟に勤務する保清員	9,400円
50	精神病棟に勤務する保清員	
51	重心児の衣料等危険な病原体及び汚物の付着の程度が著しい物件を取り扱うことを命ぜられ、かつ、現に当該物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	13,500円

52	危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	9,400円
53	危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員	9,400円
54	重心児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	25,000円
55	筋ジス児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	
56	重心児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	30,200円
57	筋ジス児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	
58	神経・筋病棟等に勤務する保育士	
59	結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員	12,500円
60	患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員	10,000円
61	重心病棟に勤務する療養介助員	25,000円
62	筋ジス病棟に勤務する療養介助員	
63	せき損病棟に勤務する療養介助員	
64	神経・筋病棟等に勤務する療養介助員	
65	結核病棟に勤務する療養介助員	12,500円
66	精神病棟に勤務する療養介助員	

備考

- 1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 2 「 の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。
- 3 「 (結核病棟等)に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 4 職員欄中職名の掲げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。
- 5 「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいい、満18歳以上でこれと同一の障害を有する者を含む。
- 6 進行性筋い縮症児には、満18歳以上で進行性筋い縮症の患者である者を含む。
- 7 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成16年厚生労働省告示第49号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。
- 8 診療放射線技師には、診療エックス線技師を含む。
- 9 臨床検査技師には、衛生検査技師及び平成16年4月1日現在、臨床検査技術職員である者を含む。
- 10 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある かくたん 喀痰、血液、尿、ふん便等をいう。
- 11 理学療法士には、平成16年4月1日現在、理学療法技術職員である者を含む。
- 12 「マッサージ師」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う職員で、理学療法技術職員以外のものをいう。
- 13 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた職員又はその知識及び経験が当該職員に準ずる職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。

- 14 看護師には、副看護師長及び主任看護師を含む。
- 15 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車を専ら運転する職員をいう。
- 16 「看護助手」とは、看護師又は准看護師の免許を有しない職員で、看護の補助的業務に従事するものをいう。
- 17 「洗濯員」とは、診療用及び患者用の衣類等の洗濯を行う職員をいう。
- 18 「児童指導員」とは、児童指導員の資格を有し、基本的な生活習慣等の指導及び治療に供する資料の作成を行う職員をいう。
- 19 「保育士」とは、保育士の資格を有し、基本的な生活習慣、遊戯、音楽等の指導及び児童の身の回りの世話をを行う職員をいう。
- 20 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。（平成16年3月31日現在、医療社会事業専門員である者を含む。）
- 21 「療養介助員」とは、ホームヘルパー2級以上の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務を行う職員をいう。

別表第16 医師手当（定額部分）支給種別区分表（第71条第2項関係）

事業場	支給種別区分		
北海道がんセンター	四	種	二
札幌南病院	四	種	三
西札幌病院	四	種	三
函館病院	三	種	二
道北病院	三	種	二
帯広病院	三	種	三
八雲病院	一	種	四
弘前病院	三	種	三
八戸病院	三	種	三
青森病院	三	種	三
盛岡病院	三	種	五
花巻病院	二	種	五
岩手病院	二	種	五
釜石病院	三	種	三
仙台医療センター	四	種	三
西多賀病院	四	種	三
宮城病院	三	種	三
あきた病院	三	種	二
山形病院	三	種	三
米沢病院	三	種	二
福島病院	三	種	二
いわき病院	三	種	二
水戸医療センター	三	種	五
霞ヶ浦医療センター	三	種	五
茨城東病院	三	種	三
栃木病院	三	種	四
宇都宮病院	三	種	五
高崎病院	三	種	五
沼田病院	二	種	五
西群馬病院	三	種	四
西埼玉中央病院	四	種	五
埼玉病院	五	種	四
東埼玉病院	三	種	三
千葉医療センター	五	種	三
千葉東病院	五	種	四
下総精神医療センター	五	種	四
下志津病院	四	種	二
東京医療センター	五	種	二
災害医療センター	五	種	三
東京病院	五	種	三
村山医療センター	五	種	三
横浜医療センター	五	種	三
南横浜病院	五	種	四
久里浜アルコール症センター	五	種	三
箱根病院	四	種	三
相模原病院	四	種	三
神奈川病院	三	種	三
西新潟中央病院	三	種	三
新潟病院	三	種	三
さいがた病院	二	種	三
甲府病院	三	種	三
東長野病院	三	種	三
松本病院	三	種	二
中信松本病院	三	種	三
長野病院	三	種	三
小諸高原病院	二	種	三
富山病院	二	種	三
北陸病院			二
金沢医療センター			三
医王病院			三
七尾病院			二
石川病院			二
長良医療センター			三
静岡てんかん・神経医療センター			四
静岡富士病院			三
天竜病院			三
静岡医療センター			三
名古屋医療センター			五
東名古屋病院			五
東尾張病院			五
豊橋医療センター			三
三重病院			三
鈴鹿病院			三
三重中央医療センター			三
榊原病院			三
福井病院			二
あわら病院			三
滋賀病院			二
紫香楽病院			二
京都医療センター			五
宇多野病院			五
舞鶴医療センター			三
南京都病院			四
大阪医療センター			五
近畿中央胸部疾患センター			五
刀根山病院			五
大阪南医療センター			四
神戸医療センター			五
姫路医療センター			四
兵庫青野原病院			三
兵庫中央病院			三
奈良医療センター			四
松籟荘病院			四
南和歌山医療センター			二
和歌山病院			二
鳥取医療センター			三
米子医療センター			三
松江病院			三
浜田医療センター			三
岡山医療センター			四
南岡山医療センター			三
呉医療センター			三
福山医療センター			三
広島西医療センター			三
東広島医療センター			三
賀茂精神医療センター			三
関門医療センター			三
山陽病院			三
岩国医療センター			三
柳井病院			二
東徳島病院			三
徳島病院			三
高松東病院			三
善通寺病院			三



香川小児病院	三	種
四国がんセンター	三	種
愛媛病院	三	種
高知病院	三	種
小倉病院	四	種
九州がんセンター	五	種
九州医療センター	五	種
福岡病院	五	種
大牟田病院	三	種
福岡東医療センター	三	種
佐賀病院	三	種
肥前精神医療センター	三	種
東佐賀病院	三	種
嬉野医療センター	二	種
長崎病院	四	種
長崎医療センター	三	種
長崎神経医療センター	二	種
熊本医療センター	三	種
熊本南病院	三	種
菊池病院	三	種
熊本再春荘病院	三	種
大分医療センター	三	種
別府医療センター	三	種
西別府病院	三	種
宮崎東病院	三	種
都城病院	三	種
宮崎病院	二	種
鹿児島医療センター	三	種
指宿病院	二	種
南九州病院	三	種
沖縄病院	一	種
琉球病院	一	種

別表第17 医師手当（定額部分）月額表（第71条第3項関係）

免許取得 後年度数	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
	円	円	円	円	円	円
1	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
2	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
3	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
4	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
5	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
6	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
7	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
8	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
9	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
10	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
11	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
12	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	48,400
13	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	46,600
14	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	44,800
15	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	43,000
16	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	41,200
17	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	39,400
18	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	37,600
19	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	35,800
20	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	34,400
21	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	33,000
22	303,500	265,300	213,400	157,000	98,800	31,600
23	299,100	261,300	210,100	154,400	97,200	30,200
24	294,700	257,300	206,800	151,800	95,600	28,800
25	290,300	253,300	203,500	149,200	94,000	27,400
26	285,900	249,300	200,200	146,600	92,400	26,000
27	273,900	239,300	192,900	141,000	89,100	25,400
28	261,700	229,200	185,300	135,600	85,400	24,800
29	249,800	219,400	178,300	130,000	82,100	23,900
30	237,800	209,400	170,800	124,700	78,400	23,200
31	225,700	199,400	163,600	119,200	75,100	22,600
32	210,600	185,700	152,400	111,400	70,200	22,000
33	195,700	172,200	141,800	103,500	65,700	21,400
34	180,700	158,700	130,900	95,600	61,200	20,700
35	165,500	145,000	119,800	87,800	56,300	20,400
36	148,100	130,000	108,200	79,200	51,600	20,000
37	130,600	115,000	96,400	70,800	46,500	19,300
38	113,400	100,200	84,900	62,100	41,900	18,500
39	82,900	75,400	65,400	49,400	33,800	17,600
40	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900
41	49,500	47,000	42,000	32,000		
42	44,000	41,500	36,500	26,500		
43	38,500	36,000	31,000			
44	33,000	30,500	25,500			
45	27,500	25,000				

附則別表第1 基本給表の職務の級の切替表（附則第2条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級		
医療職俸給表（一）	1 級	医療職基本給表（一）	1 級	
	2 級		2 級	
	3 級		3 級	
	4 級			
医療職俸給表（二）	1 級	医療職基本給表（二）	1 級	
	2 級		2 級	
	3 級		3 級	
	4 級		4 級	
	5 級		5 級	
	6 級		6 級	
	7 級		7 級	
	8 級			
医療職俸給表（三）	1 級	医療職基本給表（三）	1 級	
	2 級		2 級	
	3 級		3 級	
	4 級		4 級	
	5 級		5 級	
	6 級		6 級	
	7 級		7 級	
行政職俸給表（一）	1 級	事務職基本給表	1 級	
	2 級			
	3 級		2 級	
	4 級		3 級	
	5 級		4 級	
	6 級		5 級	
	7 級		6 級	
	8 級		7 級	
	9 級		8 級	
	10 級		9 級	
	11 級			
行政職俸給表（二）	1 級	技能職基本給表	1 級	
	2 級		2 級	
	3 級		3 級	
	4 級		4 級	
	5 級		5 級	
	6 級			
教育職俸給表（二）	2 級（教育官の職を占める場合に限る。）	教育職基本給表	1 級	
教育職俸給表（四）				
教育職俸給表（二）			2 級（教育主事の職を占める場合に限る。）	2 級
教育職俸給表（四）				
教育職俸給表（四）	3 級		3 級	
研究職俸給表	2 級	研究職基本給表	1 級	
	3 級		2 級	
福祉職俸給表	1 級	福祉職基本給表	1 級	
	2 級			
	3 級		2 級	
	4 級		3 級	

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）1 級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）

切替前の号俸				切替後の号俸
1級		2級		1級
号俸	経過期間	号俸	経過期間	
2	0~3			1
	3~6			2
	6~9			3
	9~12			4
	12~			5
3	0~3			6
	3~6			7
	6~9			8
	9~12			9
	12~			10
4	0~3			11
	3~6			12
	6~9			13
	9~12			14
	12~			15
5	0~3	1	0~3	16
	3~6		3~6	17
	6~9		6~9	18
	9~12		9~12	19
	12~		12~	20
6	0~3	2	0~3	21
	3~6		3~6	22
	6~9		6~9	23
	9~12		9~12	24
	12~		12~	25
7	0~3	3	0~3	26
	3~6		3~6	27
	6~9		6~9	28
	9~12		9~12	29
	12~		12~	30
8	0~3	4	0~3	31
	3~6		3~6	32
	6~9		6~9	33
	9~12		9~12	34
	12~		12~	35
9	0~3	5	0~3	36
	3~6		3~6	37
	6~9		6~9	38
	9~12		9~12	39
	12~		12~	40
10	0~3	6	0~3	41
	3~6		3~6	42
	6~9		6~9	43
	9~12		9~12	44
	12~		12~	45
11	0~3	7	0~3	46
	3~6		3~6	47
	6~9		6~9	48
	9~12		9~12	49
	12~		12~	50
12	0~3	8	0~3	51
	3~6		3~6	52
	6~9		6~9	53
	9~12		9~12	54
	12~		12~	55
13	~6以下	9	0~3	56
	6超~		3~6	57
14	0~6			58
	6~9			59
	9~12			60
	12~			61
15	~6以下	10	0~3	62
	6超~		3~6	63
16	0~6			64
	6~9			65
	9~12			66
	12~			67
17		11	0~3	68
18	~9以下			69
	9超~		3~6	70
外1				71
外2	0~6			72
	6~9			73
	9~12			74
	12~			75
		12	0~3	76
			3~6	77
			6~9	78
			9~12	79
			12~	80
		13	0~3	81
			3~6	82
			6~9	83
			9~12	84
			12~	85
		14	0~3	86
			3~6	87
			6~9	88
			9~12	89
			12~	90

15	0~3			
	3~6	70		
	6~9	71		
	9~12	72		
	12~	73		
16	0~3			
	3~6	74		
	6~9	75		
	9~12	76		
	12~	77		
17	0~3			
	3~6	78		
	6~9	79		
	9~12	80		
	12~	81		
18	0~3			
	3~6	82		
	6~9	83		
	9~12	84		
	12~	85		
19	0~3			
	3~6	86		
	6~9	87		
	9~12	88		
	12~	89		
20	0~3			
	3~6	90		
	6~9	91		
	9~12	92		
	12~	93		
21	0~3			
	3~6	94		
	6~9	95		
	9~12	96		
	12~	97		
22	0~3			
	3~6	98		
	6~9	99		
	9~12	100		
	12~	101		
23	0~3			
	3~6	102		
	6~9	103		
	9~12	104		
	12~	105		
24	0~3			
	3~6	106		
	6~9	107		
	9~12	108		
	12~15	109		
	15~18	110		
	18~	111		
外1	0~3			
	3~6	112		
	6~9	113		
	9~12	114		
	12~15	115		
	15~18	116		
	18~21	117		
	21~24	118		
	24~	119		
外2	0~3			
	3~6	120		
	6~9	121		
	9~12	122		
	12~15	123		
	15~18	124		
	18~21	125		
	21~24	126		
	24~	127		
外3	0~3			
	3~6	128		
	6~9	129		
	9~12	130		
	12~15	131		
	15~18	132		
	18~	133		

切替前の号俸			切替後の号俸
3級		2級	
号俸	経過期間	号俸	経過期間
1	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
2	0~3		
	3~6	6	
	6~9	7	
	9~12	8	
	12~	9	
3	0~3		
	3~6	10	
	6~9	11	
	9~12	12	
	12~	13	
4	0~3		
	3~6	14	
	6~9	15	
	9~12	16	
	12~	17	
5	0~3		
	3~6	18	
	6~9	19	
	9~12	20	
	12~	21	
6	0~3		
	3~6	22	
	6~9	23	
	9~12	24	
	12~	25	
7	0~3		
	3~6	26	
	6~9	27	
	9~12	28	
	12~	29	
8	0~3		
	3~6	30	
	6~9	31	
	9~12	32	
	12~	33	
9	0~3		
	3~6	34	
	6~9	35	
	9~12	36	
	12~	37	
10	0~3		
	3~6	38	
	6~9	39	
	9~12	40	
	12~	41	
11	0~3		
	3~6	42	
	6~9	43	
	9~12	44	
	12~	45	
12	0~3		
	3~6	46	
	6~9	47	
	9~12	48	
	12~	49	
13	0~3		
	3~6	50	
	6~9	51	
	9~12	52	
	12~	53	
14	0~3		
	3~6	54	
	6~9	55	
	9~12	56	
	12~	57	
15	0~3		
	3~6	58	
	6~9	59	
	9~12	60	
	12~	61	
16	0~3		
	3~6	62	
	6~9	63	
	9~12	64	
	12~	65	
17	0~3		
	3~6	66	
	6~9	67	
	9~12	68	
	12~	69	
18	0~3		
	3~6	70	
	6~9	71	
	9~12	72	
	12~	73	

19	0~3			
	3~6	74		
	6~9	75		
	9~12	76		
	12~	77		
20	0~3			
	3~6	78		
	6~9	79		
	9~12	80		
	12~	81		
21	0~3			
	3~6	82		
	6~9	83		
	9~12	84		
	12~	85		
22	0~3			
	3~6	86		
	6~9	87		
	9~12	88		
	12~	89		
23	0~3			
	3~6	90		
	6~9	91		
	9~12	92		
	12~	93		
24	0~3			
	3~6	94		
	6~9	95		
	9~12	96		
	12~15	97		
	15~18	98		
	18~	99		
外1	0~3			
	3~6	100		
	6~9	101		
	9~12	102		
	12~15	103		
	15~18	104		
	18~21	105		
	21~24	106		
	24~	107		
外2	0~3			
	3~6	108		
	6~9	109		
	9~12	110		
	12~15	111		
	15~18	112		
	18~	113		
外3				

号俸	経過期間	マ	max
1	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
2	0~3		
	3~6	6	
	6~9	7	
	9~12	8	
	12~	9	
3	0~3		
	3~6	10	
	6~9	11	
	9~12	12	
	12~	13	
4	0~3		
	3~6	14	
	6~9	15	
	9~12	16	
	12~	17	
5	0~3		
	3~6	18	
	6~9	19	
	9~12	20	
	12~	21	
6	0~3		
	3~6	22	
	6~9	23	
	9~12	24	
	12~	25	
7	0~3		
	3~6	26	
	6~9	27	
	9~12	28	
	12~	29	
8	0~3		
	3~6	30	
	6~9	31	
	9~12	32	
	12~	33	
9	0~3		
	3~6	34	
	6~9	35	
	9~12	36	
	12~	37	
10	0~3		
	3~6	38	
	6~9	39	
	9~12	40	
	12~	41	
11	0~3		
	3~6	42	
	6~9	43	
	9~12	44	
	12~	45	
12	0~3		
	3~6	46	
	6~9	47	
	9~12	48	
	12~	49	
13	0~3		
	3~6	50	
	6~9	51	
	9~12	52	
	12~	53	
14	0~3		
	3~6	54	
	6~9	55	
	9~12	56	
	12~	57	
15	0~3		
	3~6	58	
	6~9	59	
	9~12	60	
	12~	61	
16	0~3		
	3~6	62	
	6~9	63	
	9~12	64	
	12~	65	
17	0~3		
	3~6	66	
	6~9	67	
	9~12	68	
	12~	69	
18	0~3		
	3~6	70	
	6~9	71	
	9~12	72	
	12~	73	
19	0~3		
	3~6	74	
	6~9	75	
	9~12	76	
	12~	77	
20	0~3		
	3~6	78	
	6~9	79	
	9~12	80	
	12~15	81	
外1	15~18	82	
	18~	83	
	0~3		
	3~6	84	
	6~9	85	
外2	9~12	86	
	12~15	87	
	15~18	88	
	18~21	89	
	21~24	90	
外3	24~	91	
	0~3		
	3~6	92	
	6~9	93	
	9~12	94	
	12~15	95	
	15~18	96	
	18~	97	

備考

- 1 「切替前の号俸」は、平成16年3月31日における給与法の号俸又は俸給月額である。
- 2 「切替後の号俸」は、平成16年4月1日の号俸である。
- 3 「外1」等とは、給与法の最高号俸を1号俸相当超える俸給月額等である。
- 4 「切替前の号俸」を超える俸給月額に対応する「切替後の号俸」は、当該「切替後の号俸」欄の最高号俸とする。
- 5 「経過期間」とは、平成16年3月31日において給与法の号俸又は俸給月額を受けていた期間である。
- 6 「経過期間」欄の「6~9」等とあるのは、「6月以上9月未満の期間」等である。
- 7 「経過期間」欄の「6超~」等とあるのは、「6月を超える期間」等である。
- 8 「切替日前の号俸」について給与法により昇給期間を短縮又は延伸されている職員のうち、平成16年3月31日までに短縮効果又は延伸効果を受けていない者にあつては、当該短縮分又は延伸分に係る期間を平成16年3月31日において号俸を受けていた期間と合算した期間を第3号の経過期間とする。
- 9 切替日までに、昇給停止年齢を超えている職員の「経過期間」は、前項までの規定にかかわらず0月とする。
- 10 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

口 医療職基本給表(二)

切替前の号俵		切替後の号俵	
1級	2級	1級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
2	0-3	1	
	3-6	2	
	6-9	3	
	9-12	4	
	12-	5	
3	0-3	6	
	3-6	7	
	6-9	8	
	9-12	9	
	12-	10	
4	0-3	11	
	3-6	12	
	6-9	13	
	9-12	14	
	12-	15	
5	0-3	16	
	3-6	17	
	6-9	18	
	9-12	19	
	12-	20	
6	0-3	21	
	3-6	22	
	6-9	23	
	9-12	24	
	12-	25	
7	0-3	26	
	3-6	27	
	6-9	28	
	9-12	29	
	12-	30	
8	0-3	31	
	3-6	32	
	6-9	33	
	9-12	34	
	12-	35	
9	0-3	36	
	3-6	37	
	6-9	38	
	9-12	39	
	12-	40	
10	0-3	41	
	3-6	42	
	6-9	43	
	9-12	44	
	12-	45	
11	0-3	46	
	3-6	47	
	6-9	48	
	9-12	49	
	12-	50	
12	0-3	51	
	3-6	52	
	6-9	53	
	9-12	54	
	12-	55	
13	0-3	56	
	3-6	57	
	6-9	58	
	9-12	59	
	12-	60	
14	0-3	61	
	3-6	62	
	6-9	63	
	9-12	64	
	12-	65	
15	0-3	66	
	3-6	67	
	6-9	68	
	9-12	69	
	12-	70	
16	0-3	71	
	3-6	72	
	6-9	73	
	9-12	74	
	12-	75	
17	0-3	76	
	3-6	77	
	6-9	78	
	9-12	79	
	12-	80	
18	0-3	81	
	3-6	82	
	6-9	83	
	9-12	84	
	12-	85	
19	0-3	86	
	3-6	87	
	6-9	88	
	9-12	89	
	12-	90	
20	0-3	91	
	3-6	92	
	6-9	93	
	9-12	94	
	12-	95	
21	0-3	96	
	3-6	97	
	6-9	98	
	9-12	99	
	12-	100	
22	0-3	101	
	3-6	102	
	6-9	103	
	9-12	104	
	12-	105	
23	0-3	106	
	3-6	107	
	6-9	108	
	9-12	109	
	12-	110	
24	0-3	111	
	3-6	112	
	6-9	113	
	9-12	114	
	12-	115	
25	0-3	116	
	3-6	117	
	6-9	118	
	9-12	119	
	12-	120	
26	0-3	121	
	3-6	122	
	6-9	123	
	9-12	124	
	12-	125	
27	0-3	126	
	3-6	127	
	6-9	128	
	9-12	129	
	12-	130	
28	0-3	131	
	3-6	132	
	6-9	133	
	9-12	134	
	12-	135	
29	0-3	136	
	3-6	137	
	6-9	138	
	9-12	139	
	12-	140	
30	0-3	141	
	3-6	142	
	6-9	143	
	9-12	144	
	12-	145	
31	0-3	146	
	3-6	147	
	6-9	148	
	9-12	149	
	12-	150	
32	0-3	151	
	3-6	152	
	6-9	153	
	9-12	154	
	12-	155	
33	0-3	156	
	3-6	157	
	6-9	158	
	9-12	159	
	12-	160	
34	0-3	161	
	3-6	162	
	6-9	163	
	9-12	164	
	12-	165	
35	0-3	166	
	3-6	167	
	6-9	168	
	9-12	169	
	12-	170	
36	0-3	171	
	3-6	172	
	6-9	173	
	9-12	174	
	12-	175	
37	0-3	176	
	3-6	177	
	6-9	178	
	9-12	179	
	12-	180	
38	0-3	181	
	3-6	182	
	6-9	183	
	9-12	184	
	12-	185	
39	0-3	186	
	3-6	187	
	6-9	188	
	9-12	189	
	12-	190	
40	0-3	191	
	3-6	192	
	6-9	193	
	9-12	194	
	12-	195	
41	0-3	196	
	3-6	197	
	6-9	198	
	9-12	199	
	12-	200	

切替前の号俵		切替後の号俵	
3級	2級	1級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
18	0-3	1	
	3-6	2	
	6-9	3	
	9-12	4	
	12-	5	
19	0-3	6	
	3-6	7	
	6-9	8	
	9-12	9	
	12-	10	
20	0-3	11	
	3-6	12	
	6-9	13	
	9-12	14	
	12-	15	
21	0-3	16	
	3-6	17	
	6-9	18	
	9-12	19	
	12-	20	
22	0-3	21	
	3-6	22	
	6-9	23	
	9-12	24	
	12-	25	
23	0-3	26	
	3-6	27	
	6-9	28	
	9-12	29	
	12-	30	
24	0-3	31	
	3-6	32	
	6-9	33	
	9-12	34	
	12-	35	
25	0-3	36	
	3-6	37	
	6-9	38	
	9-12	39	
	12-	40	
26	0-3	41	
	3-6	42	
	6-9	43	
	9-12	44	
	12-	45	
27	0-3	46	
	3-6	47	
	6-9	48	
	9-12	49	
	12-	50	
28	0-3	51	
	3-6	52	
	6-9	53	
	9-12	54	
	12-	55	
29	0-3	56	
	3-6	57	
	6-9	58	
	9-12	59	
	12-	60	
30	0-3	61	
	3-6	62	
	6-9	63	
	9-12	64	
	12-	65	
31	0-3	66	
	3-6	67	
	6-9	68	
	9-12	69	
	12-	70	
32	0-3	71	
	3-6	72	
	6-9	73	
	9-12	74	
	12-	75	
33	0-3	76	
	3-6	77	
	6-9	78	
	9-12	79	
	12-	80	
34	0-3	81	
	3-6	82	
	6-9	83	
	9-12	84	
	12-	85	
35	0-3	86	
	3-6	87	
	6-9	88	
	9-12	89	
	12-	90	
36	0-3	91	
	3-6	92	
	6-9	93	
	9-12	94	
	12-	95	
37	0-3	96	
	3-6	97	
	6-9	98	
	9-12	99	
	12-	100	
38	0-3	101	
	3-6	102	
	6-9	103	
	9-12	104	
	12-	105	
39	0-3	106	
	3-6	107	
	6-9	108	
	9-12	109	
	12-	110	
40	0-3	111	
	3-6	112	
	6-9	113	
	9-12	114	
	12-	115	
41	0-3	116	
	3-6	117	
	6-9	118	
	9-12	119	
	12-	120	
42	0-3	121	
	3-6	122	
	6-9	123	
	9-12	124	
	12-	125	
43	0-3	126	
	3-6	127	
	6-9	128	
	9-12	129	
	12-	130	
44	0-3	131	
	3-6	132	
	6-9	133	
	9-12	134	
	12-	135	
45	0-3	136	
	3-6	137	
	6-9	138	
	9-12	139	
	12-	140	
46	0-3	141	
	3-6	142	
	6-9	143	
	9-12	144	
	12-	145	
47	0-3	146	
	3-6	147	
	6-9	148	
	9-12	149	
	12-	150	
48	0-3	151	
	3-6	152	
	6-9	153	
	9-12	154	
	12-	155	
49	0-3	156	
	3-6	157	
	6-9	158	
	9-12	159	
	12-	160	
50	0-3	161	
	3-6	162	
	6-9	163	
	9-12	164	
	12-	165	
51	0-3	166	
	3-6	167	
	6-9	168	
	9-12	169	
	12-	170	
52	0-3	171	
	3-6	172	
	6-9	173	
	9-12	174	
	12-	175	
53	0-3	176	
	3-6	177	
	6-9	178	
	9-12	179	
	12-	180	
54	0-3	181	
	3-6	182	
	6-9	183	
	9-12	184	
	12-	185	
55	0-3	186	
	3-6	187	
	6-9	188	
	9-12	189	
	12-	190	
56	0-3	191	
	3-6	192	
	6-9	193	
	9-12	194	
	12-	195	
57	0-3	196	
	3-6	197	
	6-9	198	
	9-12	199	
	12-	200	

切替前の号俵		切替後の号俵	
4級	3級	1級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
24	0-3	1	
	3-6	2	
	6-9	3	
	9-12	4	
	12-	5	
25	0-3	6	
	3-6	7	
	6-9	8	
	9-		



八 医療職基本給表(三)

切替前の号俵		切替後の号俵	
1級		1級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
2	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
3	0~3	6	
	3~6	7	
	6~9	8	
	9~12	9	
	12~		
4	0~3	10	
	3~6	11	
	6~9	12	
	9~12	13	
	12~		
5	0~3	14	
	3~6	15	
	6~9	16	
	9~12	17	
	12~		
6	0~3	18	
	3~6	19	
	6~9	20	
	9~12	21	
	12~		
7	0~3	22	
	3~6	23	
	6~9	24	
	9~12	25	
	12~		
8	0~3	26	
	3~6	27	
	6~9	28	
	9~12	29	
	12~		
9	0~3	30	
	3~6	31	
	6~9	32	
	9~12	33	
	12~		
10	0~3	34	
	3~6	35	
	6~9	36	
	9~12	37	
	12~		
11	0~3	38	
	3~6	39	
	6~9	40	
	9~12	41	
	12~		
12	0~3	42	
	3~6	43	
	6~9	44	
	9~12	45	
	12~		
13	0~3	46	
	3~6	47	
	6~9	48	
	9~12	49	
	12~		
14	0~3	50	
	3~6	51	
	6~9	52	
	9~12	53	
	12~		
15	0~3	54	
	3~6	55	
	6~9	56	
	9~12	57	
	12~		
16	0~3	58	
	3~6	59	
	6~9	60	
	9~12	61	
	12~		
17	0~3	62	
	3~6	63	
	6~9	64	
	9~12	65	
	12~		
18	0~3	66	
	3~6	67	
	6~9	68	
	9~12	69	
	12~		
19	0~3	70	
	3~6	71	
	6~9	72	
	9~12	73	
	12~		
20	0~3	74	
	3~6	75	
	6~9	76	
	9~12	77	
	12~		
21	0~3	78	
	3~6	79	
	6~9	80	
	9~12	81	
	12~		
22	0~3	82	
	3~6	83	
	6~9	84	
	9~12	85	
	12~		
23	0~3	86	
	3~6	87	
	6~9	88	
	9~12	89	
	12~		

24	0~3	90	
	3~6	91	
	6~9	92	
	9~12	93	
	12~		
25	0~3	94	
	3~6	95	
	6~9	96	
	9~12	97	
	12~		
26	0~3	98	
	3~6	99	
	6~9	100	
	9~12	101	
	12~		
27	0~3	102	
	3~6	103	
	6~9	104	
	9~12	105	
	12~		
28	0~3	106	
	3~6	107	
	6~9	108	
	9~12	109	
	12~		
29	0~3	110	
	3~6	111	
	6~9	112	
	9~12	113	
	12~		
30	0~3	114	
	3~6	115	
	6~9	116	
	9~12	117	
	12~		
31	0~3	118	
	3~6	119	
	6~9	120	
	9~12	121	
	12~		
32	0~3	122	
	3~6	123	
	6~9	124	
	9~12	125	
	12~		
33	0~3	126	
	3~6	127	
	6~9	128	
	9~12	129	
	12~		
34	0~3	130	
	3~6	131	
	6~9	132	
	9~12	133	
	12~		
35	0~3	134	
	3~6	135	
	6~9	136	
	9~12	137	
	12~		
36	0~3	138	
	3~6	139	
	6~9	140	
	9~12	141	
	12~		
37	0~3	142	
	3~6	143	
	6~9	144	
	9~12	145	
	12~		
38	0~3	146	
	3~6	147	
	6~9	148	
	9~12	149	
	12~		
39	0~3	150	
	3~6	151	
	6~9	152	
	9~12	153	
	12~		
40	0~3	154	
	3~6	155	
	6~9	156	
	9~12	157	
	12~		
41			

切替前の号俵		切替後の号俵	
2級		2級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
2	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
3	0~3	6	
	3~6	7	
	6~9	8	
	9~12	9	
	12~		
4	0~3	10	
	3~6	11	
	6~9	12	
	9~12	13	
	12~		
5	0~3	14	
	3~6	15	
	6~9	16	
	9~12	17	
	12~		
6	0~3	18	
	3~6	19	
	6~9	20	
	9~12	21	
	12~		
7	0~3	22	
	3~6	23	
	6~9	24	
	9~12	25	
	12~		
8	0~3	26	
	3~6	27	
	6~9	28	
	9~12	29	
	12~		
9	0~3	30	
	3~6	31	
	6~9	32	
	9~12	33	
	12~		
10	0~3	34	
	3~6	35	
	6~9	36	
	9~12	37	
	12~		
11	0~3	38	
	3~6	39	
	6~9	40	
	9~12	41	
	12~		
12	0~3	42	
	3~6	43	
	6~9	44	
	9~12	45	
	12~		
13	0~3	46	
	3~6	47	
	6~9	48	
	9~12	49	
	12~		
14	0~3	50	
	3~6	51	
	6~9	52	
	9~12	53	
	12~		
15	0~3	54	
	3~6	55	
	6~9	56	
	9~12	57	
	12~		
16	0~3	58	
	3~6	59	
	6~9	60	
	9~12	61	
	12~		
17	0~3	62	
	3~6	63	
	6~9	64	
	9~12	65	
	12~		
18	0~3	66	
	3~6	67	
	6~9	68	
	9~12	69	
	12~		
19	0~3	70	
	3~6	71	
	6~9	72	
	9~12	73	
	12~		
20	0~3	74	
	3~6	75	
	6~9	76	
	9~12	77	
	12~		
21	0~3	78	
	3~6	79	
	6~9	80	
	9~12	81	
	12~		
22	0~3	82	
	3~6	83	
	6~9	84	
	9~12	85	
	12~		
23	0~3	86	
	3~6	87	
	6~9	88	
	9~12	89	
	12~		

24	0~3	90	
	3~6	91	
	6~9	92	
	9~12	93	
	12~		
25	0~3	94	
	3~6	95	
	6~9	96	
	9~12	97	
	12~		
26	0~3	98	
	3~6	99	
	6~9	100	
	9~12	101	
	12~		
27	0~3	102	
	3~6	103	
	6~9	104	
	9~12	105	
	12~		
28	0~3	106	
	3~6	107	
	6~9	108	
	9~12	109	
	12~		
29	0~3	110	
	3~6	111	
	6~9	112	
	9~12	113	
	12~		
30	0~3	114	
	3~6	115	
	6~9	116	
	9~12	117	
	12~		
31	0~3	118	
	3~6	119	
	6~9	120	
	9~12	121	
	12~		
32	0~3	122	
	3~6	123	
	6~9	124	
	9~12	125	
	12~		
33	0~3	126	
	3~6	127	
	6~9	128	
	9~12	129	
	12~		
34	0~3	130	
	3~6	131	
	6~9	132	
	9~12	133	
	12~		
35	0~3	134	
	3~6	135	
	6~9	136	
	9~12	137	
	12~		
36	0~3	138	
	3~6	139	
	6~9	140	
	9~12	141	
	12~		
37	0~3	142	
	3~6	143	
	6~9	144	
	9~12	145	
	12~		
38			

切替前の号俵		切替後の号俵	
3級		3級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
2	0~3	6	
	3~6	7	
	6~9	8	
	9~12	9	
	12~		
3	0~3	10	
	3~6	11	
	6~9	12	
	9~12	13	
	12~		
4	0~3	14	
	3~6	15	
	6~9	16	
	9~12	17	
	12~		
5	0~3	18	
	3~6	19	
	6~9	20	
	9~12	21	
	12~		
6	0~3	22	
	3~6	23	
	6~9	24	
	9~12	25	
	12~		
7	0~3	26	
	3~6	27	
	6~9	28	
	9~12	29	
	12~		
8	0~3	30	
	3~6	31	
	6~9	32	
	9~		



切替前の号俵		切替後の号俵
4級		4級
号俵	経過期間	
1	0-3	1
	3-6	2
	6-9	3
	9-12	4
	12-	5
2	0-3	6
	3-6	7
	6-9	8
	9-12	9
	12-	10
3	0-3	11
	3-6	12
	6-9	13
	9-12	14
	12-	15
4	0-3	16
	3-6	17
	6-9	18
	9-12	19
	12-	20
5	0-3	21
	3-6	22
	6-9	23
	9-12	24
	12-	25
6	0-3	26
	3-6	27
	6-9	28
	9-12	29
	12-	30
7	0-3	31
	3-6	32
	6-9	33
	9-12	34
	12-	35
8	0-3	36
	3-6	37
	6-9	38
	9-12	39
	12-	40
9	0-3	41
	3-6	42
	6-9	43
	9-12	44
	12-	45
10	0-3	46
	3-6	47
	6-9	48
	9-12	49
	12-	50
11	0-3	51
	3-6	52
	6-9	53
	9-12	54
	12-	55
12	0-3	56
	3-6	57
	6-9	58
	9-12	59
	12-	60
13	0-3	61
	3-6	62
	6-9	63
	9-12	64
	12-	65
14	0-3	66
	3-6	67
	6-9	68
	9-12	69
	12-	70
15	0-3	71
	3-6	72
	6-9	73
	9-12	74
	12-	75
16	0-3	76
	3-6	77
	6-9	78
	9-12	79
	12-	80
17	0-3	81
	3-6	82
	6-9	83
	9-12	84
	12-	85
18	0-3	86
	3-6	87
	6-9	88
	9-12	89
	12-	90
19	0-3	91
	3-6	92
	6-9	93
	9-12	94
	12-	95
20	0-3	96
	3-6	97
	6-9	98
	9-12	99
	12-	100
21	0-3	101
	3-6	102
	6-9	103
	9-12	104
	12-	105
22	0-3	106
	3-6	107
	6-9	108
	9-12	109
	12-	110

23	0-3	90
	3-6	91
	6-9	92
	9-12	93
	12-	94
24	0-3	95
	3-6	96
	6-9	97
	9-12	98
	12-	99
25	0-3	100
	3-6	101
	6-9	102
	9-12	103
	12-	104
26	0-3	105
	3-6	106
	6-9	107
	9-12	108
	12-	109
27	0-3	110
	3-6	111
	6-9	112
	9-12	113
	12-	114
28	0-3	115
	3-6	116
	6-9	117
	9-12	118
	12-	119

切替前の号俵		切替後の号俵
5級		5級
号俵	経過期間	
1	0-3	1
	3-6	2
	6-9	3
	9-12	4
	12-	5
2	0-3	6
	3-6	7
	6-9	8
	9-12	9
	12-	10
3	0-3	11
	3-6	12
	6-9	13
	9-12	14
	12-	15
4	0-3	16
	3-6	17
	6-9	18
	9-12	19
	12-	20
5	0-3	21
	3-6	22
	6-9	23
	9-12	24
	12-	25
6	0-3	26
	3-6	27
	6-9	28
	9-12	29
	12-	30
7	0-3	31
	3-6	32
	6-9	33
	9-12	34
	12-	35
8	0-3	36
	3-6	37
	6-9	38
	9-12	39
	12-	40
9	0-3	41
	3-6	42
	6-9	43
	9-12	44
	12-	45
10	0-3	46
	3-6	47
	6-9	48
	9-12	49
	12-	50
11	0-3	51
	3-6	52
	6-9	53
	9-12	54
	12-	55
12	0-3	56
	3-6	57
	6-9	58
	9-12	59
	12-	60
13	0-3	61
	3-6	62
	6-9	63
	9-12	64
	12-	65
14	0-3	66
	3-6	67
	6-9	68
	9-12	69
	12-	70
15	0-3	71
	3-6	72
	6-9	73
	9-12	74
	12-	75
16	0-3	76
	3-6	77
	6-9	78
	9-12	79
	12-	80
17	0-3	81
	3-6	82
	6-9	83
	9-12	84
	12-	85
18	0-3	86
	3-6	87
	6-9	88
	9-12	89
	12-	90
19	0-3	91
	3-6	92
	6-9	93
	9-12	94
	12-	95
20	0-3	96
	3-6	97
	6-9	98
	9-12	99
	12-	100
21	0-3	101
	3-6	102
	6-9	103
	9-12	104
	12-	105
22	0-3	106
	3-6	107
	6-9	108
	9-12	109
	12-	110

23	0-3	90
	3-6	91
	6-9	92
	9-12	93
	12-	94
24	0-3	95
	3-6	96
	6-9	97
	9-12	98
	12-	99

切替前の号俵		切替後の号俵
6級		6級
号俵	経過期間	
1	0-3	1
	3-6	2
	6-9	3
	9-12	4
	12-	5
2	0-3	6
	3-6	7
	6-9	8
	9-12	9
	12-	10
3	0-3	11
	3-6	12
	6-9	13
	9-12	14
	12-	15
4	0-3	16
	3-6	17
	6-9	18
	9-12	19
	12-	20
5	0-3	21
	3-6	22
	6-9	23
	9-12	24
	12-	25
6	0-3	26
	3-6	27
	6-9	28
	9-12	29
	12-	30
7	0-3	31
	3-6	32
	6-9	33
	9-12	34
	12-	35
8	0-3	36
	3-6	37
	6-9	38
	9-12	39
	12-	40
9	0-3	41
	3-6	42
	6-9	43
	9-12	44
	12-	45
10	0-3	46
	3-6	47
	6-9	48
	9-12	49
	12-	50
11	0-3	51
	3-6	52
	6-9	53
	9-12	54
	12-	55
12	0-3	56
	3-6	57
	6-9	58
	9-12	59
	12-	60
13	0-3	61
	3-6	62
	6-9	63
	9-12	64
	12-	65
14	0-3	66
	3-6	67
	6-9	68
	9-12	69
	12-	70
15	0-3	71
	3-6	72
	6-9	73
	9-12	74
	12-	75
16	0-3	76
	3-6	77
	6-9	78
	9-12	79
	12-	80
17	0-3	81
	3-6	82
	6-9	83
	9-12	84
	12-	85
18	0-3	86
	3-6	87
	6-9	88
	9-12	89
	12-	90
19	0-3	91
	3-6	92
	6-9	93
	9-12	94
	12-	95
20	0-3	96
	3-6	97
	6-9	98
	9-12	99
	12-	100
21	0-3	101
	3-6	102
	6-9	103
	9-12	104
	12-	105
22	0-3	106
	3-6	107
	6-9	108
	9-12	109
	12-	110

切替前の号俵		切替後の号俵
7級		7級
号俵	経過期間	
1	0-3	1
	3-6	2
	6-9	3
	9-12	4
	12-	5
2	0-3	6
	3-6	7
	6-9	8
	9-12	9
	12-	10
3	0-3	11
	3-6	12
	6-9	13
	9-12	14
	12-	15
4	0-3	16
	3-6	17
	6-9	18
	9-12	19
	12-	20
5	0-3	21
	3-6	22
	6-9	23
	9-12	24
	12-	25
6	0-3	26
	3-6	27
	6-9	28
	9-12	29
	12-	30
7	0-3	31
	3-6	32
	6-9	33
	9-12	34
	12-	35
8	0-3	36
	3-6	37
	6-9	38
	9-12	39
	12-	40
9	0-3	41
	3-6	42
	6-9	43
	9-12	44
	12-	45
10	0-3	46
	3-6	47
	6-9	48
	9-12	49
	12-	50
11	0-3	51
	3-6	52
	6-9	53
	9-12	54
	12-	55
12	0-3	56
	3-6	57
	6-9	58
	9-12	59
	12-	60
13	0-3	61
	3-6	62
	6-9	63
	9-12	64
	12-	65
14	0-3	66
	3-6	67
	6-9	68
	9-12	69
	12-	70
15	0-3	71
	3-6	72
	6-9	73
	9-12	74
	12-	75
16	0-3	76
	3-6	77
	6-9	78
	9-12	79
	12-	80
17	0-3	81
	3-6	82
	6-9	83
	9-12	84
	12-	85
18	0-3	86
	3-6	87
	6-9	88
	9-12	89
	12-	90
19	0-3	91
	3-6	92
	6-9	93
	9-12	94
	12-	95

二 事務職基本給表

切替前の号俵				切替後の号俵	
1級		2級		3級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間	号俵	経過期間
2	0~3				1
	3~6				2
	6~9				3
	9~12				4
	12~				5
3	0~3				6
	3~6				7
	6~9				8
	9~12				9
	12~				10
4	0~3				11
	3~6				12
	6~9				13
	9~12				14
	12~				15
5	0~3				16
	3~6				17
	6~9				18
	9~12				19
	12~				20
6	0~3				21
	3~6				22
	6~9				23
	9~12				24
	12~				25
8	0~3	2	0~3		26
	3~6		3~6		27
	6~9		6~9		28
	9~12		9~12		29
	12~		12~		30
9	0~3	3	0~3		31
	3~6		3~6		32
	6~9		6~9		33
	9~12		9~12		34
	12~		12~		35
10	0~3	4	0~3	1	36
	3~6		3~6		37
	6~9		6~9		38
	9~12		9~12		39
	12~		12~		40
11		5	0~3	2	41
12	0~3		3~6		42
	3~6		6~9		43
	6~9		9~12		44
	9~12		12~		45
13	0~6		6~9		46
	6~9		9~12		47
	9~12		12~		48
14		6	0~3	3	49
15	~6以下		3~6		50
16	6超~		6~9		51
外1	0~6		9~12		52
	6~9		12~		53
	9~12				54
	12~				55
		7	0~3	4	56
			3~6		57
			6~9		58
			9~12		59
			12~		60
		8	0~3	5	61
			3~6		62
			6~9		63
			9~12		64
			12~		65
		9	0~3	6	66
			3~6		67
			6~9		68
			9~12		69
			12~		70
		10	0~3	7	71
			3~6		72
			6~9		73
			9~12		74
			12~		75
		11	0~3	8	76
			3~6		77
			6~9		78
			9~12		79
			12~		80
		外1			81
		外2	0~6		82
			6~9		83
			9~12		84
			12~		85

12	0~3				
	3~6			78	
	6~9			79	
	9~12			80	
	12~			81	
13	0~3				
	3~6			82	
	6~9			83	
	9~12			84	
	12~			85	
14	0~3				
	3~6			86	
	6~9			87	
	9~12			88	
	12~			89	
15	0~3				
	3~6			90	
	6~9			91	
	9~12			92	
	12~			93	
16	0~3				
	3~6			94	
	6~9			95	
	9~12			96	
	12~			97	
17	0~3				
	3~6			98	
	6~9			99	
	9~12			100	
	12~			101	
18	0~3				
	3~6			102	
	6~9			103	
	9~12			104	
	12~			105	
19	0~3				
	3~6			106	
	6~9			107	
	9~12			108	
	12~			109	
20	0~3				
	3~6			110	
	6~9			111	
	9~12			112	
	12~			113	
21	0~3				
	3~6			114	
	6~9			115	
	9~12			116	
	12~			117	
22	0~3				
	3~6			118	
	6~9			119	
	9~12			120	
	12~			121	
23	0~3				
	3~6			122	
	6~9			123	
	9~12			124	
	12~			125	
24	0~3				
	3~6			126	
	6~9			127	
	9~12			128	
	12~			129	
25	0~3				
	3~6			130	
	6~9			131	
	9~12			132	
	12~			133	
26	0~3				
	3~6			134	
	6~9			135	
	9~12			136	
	12~			137	
27	0~3				
	3~6			138	
	6~9			139	
	9~12			140	
	12~			141	
28	0~3				
	3~6			142	
	6~9			143	
	9~12			144	
	12~			145	
29	0~3				
	3~6			146	
	6~9			147	
	9~12			148	
	12~			149	
30	0~3				
	3~6			150	
	6~9			151	
	9~12			152	
	12~			153	
31	0~3				
	3~6			154	
	6~9			155	
	9~12			156	
	12~			157	
32					

切替前の号俵		切替後の号俵	
4級		2級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0~3		1
	3~6		2
	6~9		3
	9~12		4
	12~		5
2	0~3		6
	3~6		7
	6~9		8
	9~12		9
3	0~3		10
	3~6		11
	6~9		12
	9~12		13
4	0~3		14
	3~6		15
	6~9		16
	9~12		17
5	0~3		18
	3~6		19
	6~9		20
	9~12		21
6	0~3		22
	3~6		23
	6~9		24
	9~12		25
7	0~3		26
	3~6		27
	6~9		28
	9~12		29
8	0~3		30
	3~6		31
	6~9		32
	9~12		33
9	0~3		34
	3~6		35
	6~9		36
	9~12		37
10	0~3		38
	3~6		39
	6~9		40
	9~12		41
11	0~3		42
	3~6		43
	6~9		44
	9~12		45
12	0~3		46
	3~6		47
	6~9		48
	9~12		49
13	0~3		50
	3~6		51
	6~9		52
	9~12		53
14	0~3		54
	3~6		55
	6~9		56
	9~12		57
15	0~3		58
	3~6		59
	6~9		60
	9~12		61
16	0~3		62
	3~6		63
	6~9		64
	9~12		65
17	0~3		66
	3~6		67
	6~9		68
	9~12		69
18	0~3		70
	3~6		71
	6~9		72
	9~12		73
19	0~3		74
	3~6		75
	6~9		76
	9~12		77
20	0~3		78
	3~6		79
	6~9		80
	9~12		81
21	0~3		82
	3~6		83
	6~9		84
	9~12		85

22	0~3				
	3~6			86	
	6~9			87	
	9~12			88	
	12~			89	
23	0~3				
	3~6			90	
	6~9			91	
	9~12			92	
	12~			93	
24	0~3				
	3~6			94	
	6~9			95	
	9~12			96	
	12~			97	
25	0~3				
	3~6			98	
	6~9			99	
	9~12			100	
	12~			101	
26	0~3				
	3~6			102	
	6~9			103	
	9~12			104	
	12~			105	
27	0~3				
	3~6			106	
	6~9			107	
	9~12			108	
	12~			109	
28					

切替前の号俵		切替後の号俵	
5級		3級	
号俵	経過期間		
1	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
2	0~3		
	3~6	6	
	6~9	7	
	9~12	8	
	12~	9	
3	0~3		
	3~6	10	
	6~9	11	
	9~12	12	
	12~	13	
4	0~3		
	3~6	14	
	6~9	15	
	9~12	16	
	12~	17	
5	0~3		
	3~6	18	
	6~9	19	
	9~12	20	
	12~	21	
6	0~3		
	3~6	22	
	6~9	23	
	9~12	24	
	12~	25	
7	0~3		
	3~6	26	
	6~9	27	
	9~12	28	
	12~	29	
8	0~3		
	3~6	30	
	6~9	31	
	9~12	32	
	12~	33	
9	0~3		
	3~6	34	
	6~9	35	
	9~12	36	
	12~	37	
10	0~3		
	3~6	38	
	6~9	39	
	9~12	40	
	12~	41	
11	0~3		
	3~6	42	
	6~9	43	
	9~12	44	
	12~	45	
12	0~3		
	3~6	46	
	6~9	47	
	9~12	48	
	12~	49	
13	0~3		
	3~6	50	
	6~9	51	
	9~12	52	
	12~	53	
14	0~3		
	3~6	54	
	6~9	55	
	9~12	56	
	12~	57	
15	0~3		
	3~6	58	
	6~9	59	
	9~12	60	
	12~	61	
16	0~3		
	3~6	62	
	6~9	63	
	9~12	64	
	12~	65	
17	0~3		
	3~6	66	
	6~9	67	
	9~12	68	
	12~	69	
18	0~3		
	3~6	70	
	6~9	71	
	9~12	72	
	12~	73	
19	0~3		
	3~6	74	
	6~9	75	
	9~12	76	
	12~	77	
20	0~3		
	3~6	78	
	6~9	79	
	9~12	80	
	12~	81	
21	0~3		
	3~6	82	
	6~9	83	
	9~12	84	
	12~	85	

22	0~3		
	3~6	86	
	6~9	87	
	9~12	88	
	12~	89	
23	0~3		
	3~6	90	
	6~9	91	
	9~12	92	
	12~	93	
24	0~3		
	3~6	94	
	6~9	95	
	9~12	96	
	12~	97	
25	0~3		
	3~6	98	
	6~9	99	
	9~12	100	
	12~	101	
26			

切替前の号俵		切替後の号俵	
6級		4級	
号俵	経過期間		
1	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
	2	0~3	
2	0~3		
	3~6	6	
	6~9	7	
	9~12	8	
	12~	9	
	3	0~3	
3	0~3		
	3~6	10	
	6~9	11	
	9~12	12	
	12~	13	
	4	0~3	
4	0~3		
	3~6	14	
	6~9	15	
	9~12	16	
	12~	17	
	5	0~3	
5	0~3		
	3~6	18	
	6~9	19	
	9~12	20	
	12~	21	
	6	0~3	
6	0~3		
	3~6	22	
	6~9	23	
	9~12	24	
	12~	25	
	7	0~3	
7	0~3		
	3~6	26	
	6~9	27	
	9~12	28	
	12~	29	
	8	0~3	
8	0~3		
	3~6	30	
	6~9	31	
	9~12	32	
	12~	33	
	9	0~3	
9	0~3		
	3~6	34	
	6~9	35	
	9~12	36	
	12~	37	
	10	0~3	
10	0~3		
	3~6	38	
	6~9	39	
	9~12	40	
	12~	41	
	11	0~3	
11	0~3		
	3~6	42	
	6~9	43	
	9~12	44	
	12~	45	
	12	0~3	
12	0~3		
	3~6	46	
	6~9	47	
	9~12	48	
	12~	49	
	13	0~3	
13	0~3		
	3~6	50	
	6~9	51	
	9~12	52	
	12~	53	
	14	0~3	
14	0~3		
	3~6	54	
	6~9	55	
	9~12	56	
	12~	57	
	15	0~3	
15	0~3		
	3~6	58	
	6~9	59	
	9~12	60	
	12~	61	
	16	0~3	
16	0~3		
	3~6	62	
	6~9	63	
	9~12	64	
	12~	65	
	17	0~3	
17	0~3		
	3~6	66	
	6~9	67	
	9~12	68	
	12~	69	
	18	0~3	
18	0~3		
	3~6	70	
	6~9	71	
	9~12	72	
	12~	73	
	19	0~3	
19	0~3		
	3~6	74	
	6~9	75	
	9~12	76	
	12~	77	
	20	0~3	
20	0~3		
	3~6	78	
	6~9	79	
	9~12	80	
	12~	81	
	21	0~3	
21	0~3		
	3~6	82	
	6~9	83	
	9~12	84	
	12~	85	

22	0~3		
	3~6	86	
	6~9	87	
	9~12	88	
	12~	89	
23	0~3		
	3~6	90	
	6~9	91	
	9~12	92	
	12~	93	
24			

切替前の号俵		切替後の号俵	
7級		5級	
号俵	経過期間		
1	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
	12~	5	
2	0~3		
	3~6	6	
	6~9	7	
	9~12	8	
	12~	9	
3	0~3		
	3~6	10	
	6~9	11	
	9~12	12	
	12~	13	
4	0~3		
	3~6	14	
	6~9	15	
	9~12	16	
	12~	17	
5	0~3		
	3~6	18	
	6~9	19	
	9~12	20	
	12~	21	
6	0~3		
	3~6	22	
	6~9	23	
	9~12	24	
	12~	25	
7	0~3		
	3~6	26	
	6~9	27	
	9~12	28	
	12~	29	
8	0~3		
	3~6	30	
	6~9	31	
	9~12	32	
	12~	33	
9	0~3		
	3~6	34	
	6~9	35	
	9~12	36	
	12~	37	
10	0~3		
	3~6	38	
	6~9	39	
	9~12	40	
	12~	41	
11	0~3		
	3~6	42	
	6~9	43	
	9~12	44	
	12~	45	
12	0~3		
	3~6	46	
	6~9	47	
	9~12	48	
	12~	49	
13	0~3		
	3~6	50	
	6~9	51	
	9~12	52	
	12~	53	
14	0~3		
	3~6	54	
	6~9	55	
	9~12	56	
	12~	57	
15	0~3		
	3~6	58	
	6~9	59	
	9~12	60	
	12~	61	
16	0~3		
	3~6	62	
	6~9	63	
	9~12	64	
	12~	65	
17	0~3		
	3~6	66	
	6~9	67	
	9~12	68	
	12~	69	
18	0~3		
	3~6	70	
	6~9	71	
	9~12	72	
	12~	73	
19	0~3		
	3~6	74	
	6~9	75	
	9~12	76	
	12~	77	
20	0~3		
	3~6	78	
	6~9	79	
	9~12	80	
	12~	81	
21	0~3		
	3~6	82	
	6~9	83	
	9~12	84	
	12~	85	
22			



ホ 技能職基本給表

切替前の号俵		切替後の号俵	
1級	2級	1級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
2	0-3	1	
	3-6	2	
	6-9	3	
	9-12	4	
	12-	5	
3	0-3	6	
	3-6	7	
	6-9	8	
	9-12	9	
	12-	10	
4	0-3	11	
	3-6	12	
	6-9	13	
	9-12	14	
	12-	15	
5	0-3	16	
	3-6	17	
	6-9	18	
	9-12	19	
	12-	20	
6	0-3	21	
	3-6	22	
	6-9	23	
	9-12	24	
	12-	25	
7	0-3	26	
	3-6	27	
	6-9	28	
	9-12	29	
	12-	30	
8	0-3	31	
	3-6	32	
	6-9	33	
	9-12	34	
	12-	35	
9	0-3	36	
	3-6	37	
10	0-3	38	
	3-6	39	
	6-9	40	
	9-12	41	
	12-	42	
11	0-3	43	
	3-6	44	
	6-9	45	
	9-12	46	
	12-	47	
12	0-3	48	
	3-6	49	
	6-9	50	
	9-12	51	
	12-	52	
13	0-3	53	
	3-6	54	
	6-9	55	
	9-12	56	
	12-	57	
14	0-3	58	
	3-6	59	
	6-9	60	
	9-12	61	
	12-	62	
15	0-3	63	
	3-6	64	
	6-9	65	
	9-12	66	
	12-	67	
16	0-3	68	
	3-6	69	
	6-9	70	
	9-12	71	
	12-	72	
17	0-3	73	
	3-6	74	
	6-9	75	
	9-12	76	
	12-	77	
18	0-3	78	
	3-6	79	
	6-9	80	
	9-12	81	
	12-	82	
19	0-3	83	
	3-6	84	
	6-9	85	
	9-12	86	
	12-	87	
20	0-3	88	
	3-6	89	
	6-9	90	
	9-12	91	
	12-	92	
21	0-3	93	
	3-6	94	
	6-9	95	
	9-12	96	
	12-	97	
22	0-3	98	
	3-6	99	
	6-9	100	
	9-12	101	
	12-	102	
23	0-3	103	
	3-6	104	
	6-9	105	
	9-12	106	
	12-	107	
24	0-3	108	
	3-6	109	
	6-9	110	
	9-12	111	
	12-	112	
25	0-3	113	
	3-6	114	
	6-9	115	
	9-12	116	
	12-	117	
26	0-3	118	
	3-6	119	
	6-9	120	
	9-12	121	
	12-	122	
27	0-3	123	
	3-6	124	
	6-9	125	
	9-12	126	
	12-	127	
28	0-3	128	
	3-6	129	
	6-9	130	
	9-12	131	
	12-	132	
29	0-3	133	
	3-6	134	
	6-9	135	
	9-12	136	
	12-	137	
30	0-3	138	
	3-6	139	
	6-9	140	
	9-12	141	
	12-	142	
31	0-3	143	
	3-6	144	
	6-9	145	
	9-12	146	
	12-	147	
32	0-3	148	
	3-6	149	
	6-9	150	
	9-12	151	
	12-	152	
33	0-3	153	
	3-6	154	
	6-9	155	
	9-12	156	
	12-	157	
34	0-3	158	
	3-6	159	
	6-9	160	
	9-12	161	
	12-	162	
35	0-3	163	
	3-6	164	
	6-9	165	
	9-12	166	
	12-	167	
36	0-3	168	
	3-6	169	
	6-9	170	
	9-12	171	
	12-	172	
37	0-3	173	
	3-6	174	
	6-9	175	
	9-12	176	
	12-	177	
38	0-3	178	
	3-6	179	
	6-9	180	
	9-12	181	
	12-	182	
39	0-3	183	
	3-6	184	
	6-9	185	
	9-12	186	
	12-	187	
40	0-3	188	
	3-6	189	
	6-9	190	
	9-12	191	
	12-	192	
41	0-3	193	
	3-6	194	
	6-9	195	
	9-12	196	
	12-	197	
42	0-3	198	
	3-6	199	
	6-9	200	
	9-12	201	
	12-	202	
43	0-3	203	
	3-6	204	
	6-9	205	
	9-12	206	
	12-	207	
44	0-3	208	
	3-6	209	
	6-9	210	
	9-12	211	
	12-	212	
45	0-3	213	
	3-6	214	
	6-9	215	
	9-12	216	
	12-	217	
46	0-3	218	
	3-6	219	
	6-9	220	
	9-12	221	
	12-	222	
47	0-3	223	
	3-6	224	
	6-9	225	
	9-12	226	
	12-	227	
48	0-3	228	
	3-6	229	
	6-9	230	
	9-12	231	
	12-	232	
49	0-3	233	
	3-6	234	
	6-9	235	
	9-12	236	
	12-	237	
50	0-3	238	
	3-6	239	
	6-9	240	
	9-12	241	
	12-	242	
51	0-3	243	
	3-6	244	
	6-9	245	
	9-12	246	
	12-	247	
52	0-3	248	
	3-6	249	
	6-9	250	
	9-12	251	
	12-	252	
53	0-3	253	
	3-6	254	
	6-9	255	
	9-12	256	
	12-	257	
54	0-3	258	
	3-6	259	
	6-9	260	
	9-12	261	
	12-	262	
55	0-3	263	
	3-6	264	
	6-9	265	
	9-12	266	
	12-	267	
56	0-3	268	
	3-6	269	
	6-9	270	
	9-12	271	
	12-	272	
57	0-3	273	
	3-6	274	
	6-9	275	
	9-12	276	
	12-	277	
58	0-3	278	
	3-6	279	
	6-9	280	
	9-12	281	
	12-	282	
59	0-3	283	
	3-6	284	
	6-9	285	
	9-12	286	
	12-	287	
60	0-3	288	
	3-6	289	
	6-9	290	
	9-12	291	
	12-	292	
61	0-3	293	
	3-6	294	
	6-9	295	
	9-12	296	
	12-	297	
62	0-3	298	
	3-6	299	
	6-9	300	
	9-12	301	
	12-	302	
63	0-3	303	
	3-6	304	
	6-9	305	
	9-12	306	
	12-	307	
64	0-3	308	
	3-6	309	
	6-9	310	
	9-12	311	
	12-	312	
65	0-3	313	
	3-6	314	
	6-9	315	
	9-12	316	
	12-	317	
66	0-3	318	
	3-6	319	
	6-9	320	
	9-12	321	
	12-	322	
67	0-3	323	
	3-6	324	
	6-9	325	
	9-12	326	
	12-	327	
68	0-3	328	
	3-6	329	
	6-9	330	
	9-12	331	
	12-	332	
69	0-3	333	
	3-6	334	
	6-9	335	
	9-12	336	
	12-	337	
70	0-3	338	
	3-6	339	
	6-9	340	
	9-12	341	
	12-	342	
71	0-3	343	
	3-6	344	
	6-9	345	
	9-12	346	
	12-	347	
72	0-3	348	
	3-6	349	
	6-9	350	
	9-12	351	
	12-	352	
73	0-3	353	
	3-6	354	
	6-9	355	
	9-12	356	
	12-	357	
74	0-3	358	
	3-6	359	
	6-9	360	
	9-12	361	
	12-	362	
75	0-3	363	
	3-6	364	
	6-9	365	
	9-12	366	
	12-	367	
76	0-3	368	
	3-6	369	
	6-9	370	
	9-12	371	
	12-	372	
77	0-3	373	
	3-6	374	
	6-9	375	
	9-12	376	
	12-	377	
78	0-3	378	
	3-6	379	
	6-9	380	
	9-12	381	
	12-	382	
79	0-3	383	
	3-6	384	
	6-9	385	
	9-12	386	
	12-	387	
80	0-3	388	
	3-6	389	
	6-9	390	
	9-12	391	
	12-	392	
81	0-3	393	
	3-6	394	
	6-9	395	
	9-12	396	
	12-	397	
82	0-3	398	
	3-6	399	
	6-9	400	
	9-12	401	
	12-	402	
83	0-3	403	
	3-6	404	
	6-9	405	
	9-12	406	
	12-	407	
84	0-3	408	
	3-6	409	
	6-9	410	
	9-12	411	
	12-	412	
85	0-3	413	
	3-6	414	
	6-9	415	
	9		

切替前の号俵		切替後の号俵	
4級		3級	
号俵	経過期間		
1	0-3	1	
	3-6	2	
	6-9	3	
	9-12	4	
	12-	5	
2	0-3		
	3-6	6	
	6-9	7	
	9-12	8	
	12-	9	
3	0-3		
	3-6	10	
	6-9	11	
	9-12	12	
	12-	13	
4	0-3		
	3-6	14	
	6-9	15	
	9-12	16	
	12-	17	
5	0-3		
	3-6	18	
	6-9	19	
	9-12	20	
	12-	21	
6	0-3		
	3-6	22	
	6-9	23	
	9-12	24	
	12-	25	
7	0-3		
	3-6	26	
	6-9	27	
	9-12	28	
	12-	29	
8	0-3		
	3-6	30	
	6-9	31	
	9-12	32	
	12-	33	
9	0-3		
	3-6	34	
	6-9	35	
	9-12	36	
	12-	37	
10	0-3		
	3-6	38	
	6-9	39	
	9-12	40	
	12-	41	
11	0-3		
	3-6	42	
	6-9	43	
	9-12	44	
	12-	45	
12	0-3		
	3-6	46	
	6-9	47	
	9-12	48	
	12-	49	
13	0-3		
	3-6	50	
	6-9	51	
	9-12	52	
	12-	53	
14	0-3		
	3-6	54	
	6-9	55	
	9-12	56	
	12-	57	
15	0-3		
	3-6	58	
	6-9	59	
	9-12	60	
	12-	61	
16	0-3		
	3-6	62	
	6-9	63	
	9-12	64	
	12-	65	
17	0-3		
	3-6	66	
	6-9	67	
	9-12	68	
	12-	69	
18	0-3		
	3-6	70	
	6-9	71	
	9-12	72	
	12-	73	
19	0-3		
	3-6	74	
	6-9	75	
	9-12	76	
	12-	77	
20	0-3		
	3-6	78	
	6-9	79	
	9-12	80	
	12-	81	
21	0-3		
	3-6	82	
	6-9	83	
	9-12	84	
	12-	85	
22	0-3		
	3-6	86	
	6-9	87	
	9-12	88	
	12-	89	

23	0-3	
	3-6	90
	6-9	91
	9-12	92
	12-	93
24	0-3	
	3-6	94
	6-9	95
	9-12	96
	12-	97
25	0-3	
	3-6	98
	6-9	99
	9-12	100
	12-	101
26	0-3	
	3-6	102
	6-9	103
	9-12	104
	12-	105
27	0-3	
	3-6	106
	6-9	107
	9-12	108
	12-	109
28	0-3	
	3-6	110
	6-9	111
	9-12	112
	12-	113
29	0-3	
	3-6	114
	6-9	115
	9-12	116
	12-	117
30	0-3	
	3-6	118
	6-9	119
	9-12	120
	12-	121
31		

切替前の号俵		切替後の号俵	
5級		4級	
号俵	経過期間		
1	0-3	1	
	3-6	2	
	6-9	3	
	9-12	4	
	12-	5	
2	0-3		
	3-6	6	
	6-9	7	
	9-12	8	
	12-	9	
3	0-3		
	3-6	10	
	6-9	11	
	9-12	12	
	12-	13	
4	0-3		
	3-6	14	
	6-9	15	
	9-12	16	
	12-	17	
5	0-3		
	3-6	18	
	6-9	19	
	9-12	20	
	12-	21	
6	0-3		
	3-6	22	
	6-9	23	
	9-12	24	
	12-	25	
7	0-3		
	3-6	26	
	6-9	27	
	9-12	28	
	12-	29	
8	0-3		
	3-6	30	
	6-9	31	
	9-12	32	
	12-	33	
9	0-3		
	3-6	34	
	6-9	35	
	9-12	36	
	12-	37	
10	0-3		
	3-6	38	
	6-9	39	
	9-12	40	
	12-	41	
11	0-3		
	3-6	42	
	6-9	43	
	9-12	44	
	12-	45	
12	0-3		
	3-6	46	
	6-9	47	
	9-12	48	
	12-	49	
13	0-3		
	3-6	50	
	6-9	51	
	9-12	52	
	12-	53	
14	0-3		
	3-6	54	
	6-9	55	
	9-12	56	
	12-	57	
15	0-3		
	3-6	58	
	6-9	59	
	9-12	60	
	12-	61	
16	0-3		
	3-6	62	
	6-9	63	
	9-12	64	
	12-	65	
17	0-3		
	3-6	66	
	6-9	67	
	9-12	68	
	12-	69	
18	0-3		
	3-6	70	
	6-9	71	
	9-12	72	
	12-	73	
19	0-3		
	3-6	74	
	6-9	75	
	9-12	76	
	12-	77	
20	0-3		
	3-6	78	
	6-9	79	
	9-12	80	
	12-	81	
21	0-3		
	3-6	82	
	6-9	83	
	9-12	84	
	12-	85	
22	0-3		
	3-6	86	
	6-9	87	
	9-12	88	
	12-	89	

23	0-3	
	3-6	90
	6-9	91
	9-12	92
	12-	93
24	0-3	
	3-6	94
	6-9	95
	9-12	96
	12-	97
25	0-3	
	3-6	98
	6-9	99
	9-12	100
	12-	101
26	0-3	
	3-6	102
	6-9	103
	9-12	104
	12-	105
27		

切替前の号俵		切替後の号俵	
6級		5級	
号俵	経過期間		
1	0-3	1	
	3-6	2	
	6-9	3	
	9-12	4	
	12-	5	
2	0-3		
	3-6	6	
	6-9	7	
	9-12	8	
	12-	9	
3	0-3		
	3-6	10	
	6-9	11	
	9-12	12	
	12-	13	
4	0-3		
	3-6	14	
	6-9	15	
	9-12	16	
	12-	17	
5	0-3		
	3-6	18	
	6-9	19	
	9-12	20	
	12-	21	
6	0-3		
	3-6	22	
	6-9	23	
	9-12	24	
	12-	25	
7	0-3		
	3-6	26	
	6-9	27	
	9-12	28	
	12-	29	
8	0-3		
	3-6	30	
	6-9	31	
	9-12	32	
	12-	33	
9	0-3		
	3-6	34	
	6-9	35	
	9-12	36	
	12-	37	
10	0-3		
	3-6	38	
	6-9	39	
	9-12	40	
	12-	41	
11	0-3		
	3-6	42	
	6-9	43	
	9-12	44	
	12-	45	
12	0-3		
	3-6	46	
	6-9	47	
	9-12	48	
	12-	49	
13	0-3		
	3-6	50	
	6-9	51	
	9-12	52	
	12-	53	
14	0-3		
	3-6	54	
	6-9	55	
	9-12	56	
	12-	57	
15	0-3		
	3-6	58	
	6-9	59	
	9-12	60	
	12-	61	
16	0-3		
	3-6	62	
	6-9	63	
	9-12	64	
	12-	65	
17	0-3		
	3-6	66	
	6-9	67	
	9-12	68	
	12-	69	
18	0-3		
	3-6	70	
	6-9	71	
	9-12	72	
	12-	73	
19	0-3		
	3-6	74	
	6-9	75	
	9-12	76	
	12-	77	
20	0-3		
	3-6	78	
	6-9	79	
	9-12	80	
	12-	81	
21	0-3		
	3-6	82	
	6-9	83	
	9-12	84	
	12-	85	
22	0-3		
	3-6	86	
	6-9	87	
	9-12	88	
	12-	89	
23			

△ 教育職基本給表

切替前の号俵				切替後の号俵					
教(二)2級(教官)		教(四)2級(教官)		1級					
号俵	経過期間	号俵	経過期間						
2	0~3	1	0~3	1	20	0~3	19	0~3	74
	3~6		3~6	2		3~6		75	
	6~9		6~9	3		6~9		76	
	9~12		9~12	4		9~12		77	
	12~		12~	5		12~			
3	0~3	2	0~3	6	21	0~3	20	0~3	78
	3~6		3~6	6		3~6		79	
	6~9		6~9	7		6~9		80	
	9~12		9~12	8		9~12		81	
	12~		12~	9		12~			
4	0~3	3	0~3	10	22	0~3	21	0~3	82
	3~6		3~6	10		3~6		83	
	6~9		6~9	11		6~9		84	
	9~12		9~12	12		9~12		85	
	12~		12~	13		12~			
5	0~3	4	0~3	14	23	0~3	22	0~3	86
	3~6		3~6	14		3~6		87	
	6~9		6~9	15		6~9		88	
	9~12		9~12	16		9~12		89	
	12~		12~	17		12~			
6	0~3	5	0~3	18	24	0~3	23	0~3	90
	3~6		3~6	18		3~6		91	
	6~9		6~9	19		6~9		92	
	9~12		9~12	20		9~12		93	
	12~		12~	21		12~			
7	0~3	6	0~3	22	25	0~3	24	0~3	94
	3~6		3~6	22		3~6		95	
	6~9		6~9	23		6~9		96	
	9~12		9~12	24		9~12		97	
	12~		12~	25		12~			
8	0~3	7	0~3	26	26	0~3	25	0~3	98
	3~6		3~6	26		3~6		99	
	6~9		6~9	27		6~9		100	
	9~12		9~12	28		9~12		101	
	12~		12~	29		12~			
9	0~3	8	0~3	30	27	0~3	26	0~3	102
	3~6		3~6	30		3~6		103	
	6~9		6~9	31		6~9		104	
	9~12		9~12	32		9~12		105	
	12~		12~	33		12~			
10	0~3	9	0~3	34	28	0~3	27	0~3	106
	3~6		3~6	34		3~6		107	
	6~9		6~9	35		6~9		108	
	9~12		9~12	36		9~12		109	
	12~		12~	37		12~			
11	0~3	10	0~3	38	29	0~3	28	0~3	110
	3~6		3~6	38		3~6		111	
	6~9		6~9	39		6~9		112	
	9~12		9~12	40		9~12		113	
	12~		12~	41		12~			
12	0~3	11	0~3	42	30	0~3	29	0~3	114
	3~6		3~6	42		3~6		115	
	6~9		6~9	43		6~9		116	
	9~12		9~12	44		9~12		117	
	12~		12~	45		12~			
13	0~3	12	0~3	46	31	0~3	30	0~3	118
	3~6		3~6	46		3~6		119	
	6~9		6~9	47		6~9		120	
	9~12		9~12	48		9~12		121	
	12~		12~	49		12~			
14	0~3	13	0~3	50	32	0~3	31	0~3	122
	3~6		3~6	50		3~6		123	
	6~9		6~9	51		6~9		124	
	9~12		9~12	52		9~12		125	
	12~		12~	53		12~			
15	0~3	14	0~3	54	33	0~3	32	0~3	126
	3~6		3~6	54		3~6		127	
	6~9		6~9	55		6~9		128	
	9~12		9~12	56		9~12		129	
	12~		12~	57		12~			
16	0~3	15	0~3	58		0~3		0~3	
	3~6		3~6	58		3~6			
	6~9		6~9	59		6~9			
	9~12		9~12	60		9~12			
	12~		12~	61		12~			
17	0~3	16	0~3	62		0~3		0~3	
	3~6		3~6	62		3~6			
	6~9		6~9	63		6~9			
	9~12		9~12	64		9~12			
	12~		12~	65		12~			
18	0~3	17	0~3	66		0~3		0~3	
	3~6		3~6	66		3~6			
	6~9		6~9	67		6~9			
	9~12		9~12	68		9~12			
	12~		12~	69		12~			
19	0~3	18	0~3	70		0~3		0~3	
	3~6		3~6	70		3~6			
	6~9		6~9	71		6~9			
	9~12		9~12	72		9~12			
	12~		12~	73		12~			

切替前の号俵				切替後の号俵		
教(二)2級(教育主事)		教(四)2級(教育主事)		2級		
号俵	経過期間	号俵	経過期間			
2	0~3	1	0~3			
	3~6		3~6			
	6~9		6~9			
	9~12		9~12			
	12~		12~			
3	0~3	2	0~3			
	3~6		3~6			
	6~9		6~9			
	9~12		9~12			
	12~		12~			
4	0~3	3	0~3	1		
	3~6		3~6			2
	6~9		6~9			3
	9~12		9~12			4
	12~		12~			5
5	0~3	4	0~3			
	3~6		3~6			6
	6~9		6~9			7
	9~12		9~12			8
	12~		12~			9
6	0~3	5	0~3			
	3~6		3~6			10
	6~9		6~9			11
	9~12		9~12			12
	12~		12~			13
7	0~3	6	0~3			
	3~6		3~6			14
	6~9		6~9			15
	9~12		9~12			16
	12~		12~			17
8	0~3	7	0~3			
	3~6		3~6			18
	6~9		6~9			19
	9~12		9~12			20
	12~		12~			21
9	0~3	8	0~3			
	3~6		3~6			22
	6~9		6~9			23
	9~12		9~12			24
	12~		12~			25
10	0~3	9	0~3			
	3~6		3~6			26
	6~9		6~9			27
	9~12		9~12			28
	12~		12~			29
11	0~3	10	0~3			
	3~6		3~6			30
	6~9		6~9			31
	9~12		9~12			32
	12~		12~			33
12	0~3	11	0~3			
	3~6		3~6			34
	6~9		6~9			35
	9~12		9~12			36
	12~		12~			37
13	0~3	12	0~3			
	3~6		3~6			38
	6~9		6~9			39
	9~12		9~12			40
	12~		12~			41
14	0~3	13	0~3			
	3~6		3~6			42
	6~9		6~9			43
	9~12		9~12			44
	12~		12~			45
15	0~3	14	0~3			
	3~6		3~6			46
	6~9		6~9			47
	9~12		9~12			48
	12~		12~			49
16	0~3	15	0~3			
	3~6		3~6			50
	6~9		6~9			51
	9~12		9~12			52
	12~		12~			53
17	0~3	16	0~3			
	3~6		3~6			54
	6~9		6~9			55
	9~12		9~12			56
	12~		12~			57

18	0~3	17	0~3			
	3~6		3~6			58
	6~9		6~9			59
	9~12		9~12			60
	12~		12~			61
19	0~3	18	0~3			
	3~6		3~6			62
	6~9		6~9			63
	9~12		9~12			64
	12~		12~			65
20	0~3	19	0~3			
	3~6		3~6			66
	6~9		6~9			67
	9~12		9~12			68
	12~		12~			69
21	0~3	20	0~3			
	3~6		3~6			70
	6~9		6~9			71
	9~12		9~12			72
	12~		12~			73
22	0~3	21	0~3			
	3~6		3~6			74
	6~9		6~9			75
	9~12		9~12			76
	12~		12~			77
23	0~3	22	0~3			
	3~6		3~6			78
	6~9		6~9			79
	9~12		9~12			80
	12~		12~			81
24	0~3	23	0~3			
	3~6		3~6			82
	6~9		6~9			83
	9~12		9~12			84
	12~		12~			85
25	0~3	24	0~3			
	3~6		3~6			86
	6~9		6~9			87
	9~12		9~12			88
	12~		12~			89
26	0~3	25	0~3			
	3~6		3~6			90
	6~9		6~9			91
	9~12		9~12			92
	12~		12~			93
27	0~3	26	0~3			
	3~6		3~6			94
	6~9		6~9			95
	9~12		9~12			96
	12~		12~			97
28	0~3	27	0~3			
	3~6		3~6			98
	6~9		6~9			99
	9~12		9~12			100
	12~		12~			101
29	0~3	28	0~3			
	3~6		3~6			102
	6~9		6~9			103
	9~12		9~12			104
	12~		12~			105
30	0~3	29	0~3			
	3~6		3~6			106
	6~9		6~9			107
	9~12		9~12			108
	12~		12~			109
31	0~3	30	0~3			
	3~6		3~6			110
	6~9		6~9			111
	9~12		9~12			112
	12~		12~			113
32	0~3	31	0~3			
	3~6		3~6			114
	6~9		6~9			115
	9~12		9~12			116
	12~		12~			117
33	0~3	32	0~3			
	3~6		3~6			117

切替前の号俵			切替後の号俵		
3級			3級		
号俵	経過期間				
1	0~3				
	3~6				2
	6~9				3
	9~12				4
	12~				5
2	0~3				
	3~6				6
	6~9				7
	9~12				8
	12~				9
3	0~3				
	3~6				10
	6~9				11
	9~12				12
	12~				13
4	0~3				
	3~6				14
	6~9				15
	9~12				16
	12~				17
5	0~3				
	3~6				18
	6~9				19
	9~12				20
	12~				21
6	0~3				
	3~6				22
	6~9				23
	9~12				24
	12~				25
7	0~3				
	3~6				26
	6~9				27
	9~12				28
	12~				29
8	0~3				
	3~6				30
	6~9				31
	9~12				32
	12~				33
9	0~3				
	3~6				34
	6~9				35
	9~12				36
	12~				37
10	0~3				
	3~6				38
	6~9				39
	9~12				40
	12~				41
11	0~3				
	3~6				42
	6~9				43
	9~12				44
	12~				45
12	0~3				
	3~6				46
	6~9				47
	9~12				48
	12~				49
13	0~3				
	3~6				50
	6~9				51
	9~12				52
	12~				53
14	0~3				
	3~6				54
	6~9				55
	9~12				56
	12~				57
15	0~3				
	3~6				58
	6~9				59
	9~12				60
	12~				61
16	0~3				
	3~6				62
	6~9				63
	9~12				64
	12~				65

17	0~3				
	3~6				66
	6~9				67
	9~12				68
	12~				69
18	0~3				
	3~6				70
	6~9				71
	9~12				72
	12~				73
19	0~3				
	3~6				74
	6~9				75
	9~12				76
	12~				77
20	0~3				
	3~6				78
	6~9				79
	9~12				80
	12~				81
21	0~3				
	3~6				82
	6~9				83
	9~12				84
	12~				85
22	0~3				
	3~6				86
	6~9				87
	9~12				88
	12~				89
23	0~3				
	3~6				90
	6~9				91
	9~12				92
	12~				93
24	0~3				
	3~6				94
	6~9				95
	9~12				96
	12~				97
25	0~3				
	3~6				98
	6~9				99
	9~12				100
	12~				101
26	0~3				
	3~6				102
	6~9				103
	9~12				104
	12~				105
27	0~3				
	3~6				105

備考

- 1 「教(二)2級(教官)」は、給与法の教育職俵給表(二)2級の教官である。
- 2 「教(四)2級(教官)」は、給与法の教育職俵給表(四)2級の教官である。
- 3 「教(二)2級(教育主事)」は、給与法の教育職俵給表(二)2級の教育主事である。
- 4 「教(四)2級(教育主事)」は、給与法の教育職俵給表(四)2級の教育主事である。



ト 研究職基本給表

切替前の号俵		切替後の号俵	
2級		1級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
2	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
12~	5		
3	0~3	6	
	3~6	7	
	6~9	8	
	9~12	9	
12~	10		
4	0~3	11	
	3~6	12	
	6~9	13	
	9~12	14	
12~	15		
5	0~3	16	
	3~6	17	
	6~9	18	
	9~12	19	
12~	20		
6	0~3	21	
	3~6	22	
	6~9	23	
	9~12	24	
12~	25		
7	0~3	26	
	3~6	27	
	6~9	28	
	9~12	29	
12~	30		
8	0~3	31	
	3~6	32	
	6~9	33	
	9~12	34	
12~	35		
9	0~3	36	
	3~6	37	
	6~9	38	
	9~12	39	
12~	40		
10	0~3	41	
	3~6	42	
	6~9	43	
	9~12	44	
12~	45		
11	0~3	46	
	3~6	47	
	6~9	48	
	9~12	49	
12~	50		
12	0~3	51	
	3~6	52	
	6~9	53	
	9~12	54	
12~	55		
13	0~3	56	
	3~6	57	
	6~9	58	
	9~12	59	
12~	60		
14	0~3	61	
	3~6	62	
	6~9	63	
	9~12	64	
12~	65		
15	0~3	66	
	3~6	67	
	6~9	68	
	9~12	69	
12~	70		
16	0~3	71	
	3~6	72	
	6~9	73	
	9~12	74	
12~	75		
17	0~3	76	
	3~6	77	
	6~9	78	
	9~12	79	
12~	80		
18	0~3	81	
	3~6	82	
	6~9	83	
	9~12	84	
12~	85		
19	0~3	86	
	3~6	87	
	6~9	88	
	9~12	89	
12~	90		

20	0~3	74	
	3~6	75	
	6~9	76	
	9~12	77	
12~	78		
21	0~3	79	
	3~6	80	
	6~9	81	
	9~12	82	
12~	83		
22	0~3	84	
	3~6	85	
	6~9	86	
	9~12	87	
12~	88		
23	0~3	89	
	3~6	90	
	6~9	91	
	9~12	92	
12~	93		
24	0~3	94	
	3~6	95	
	6~9	96	
	9~12	97	
12~	98		
25	0~3	99	
	3~6	100	
	6~9	101	
	9~12	102	
12~	103		
26	0~3	104	
	3~6	105	
	6~9	106	
	9~12	107	
12~	108		
27	0~3	109	
	3~6	110	
	6~9	111	
	9~12	112	
12~	113		
28	0~3	114	
	3~6	115	
	6~9	116	
	9~12	117	
12~	118		
29	0~3	119	
	3~6	120	
	6~9	121	
	9~12	122	
12~	123		

切替前の号俵		切替後の号俵	
3級		2級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0~3	1	
	3~6	2	
	6~9	3	
	9~12	4	
12~	5		
2	0~3	6	
	3~6	7	
	6~9	8	
	9~12	9	
12~	10		
3	0~3	11	
	3~6	12	
	6~9	13	
	9~12	14	
12~	15		
4	0~3	16	
	3~6	17	
	6~9	18	
	9~12	19	
12~	20		
5	0~3	21	
	3~6	22	
	6~9	23	
	9~12	24	
12~	25		
6	0~3	26	
	3~6	27	
	6~9	28	
	9~12	29	
12~	30		
7	0~3	31	
	3~6	32	
	6~9	33	
	9~12	34	
12~	35		
8	0~3	36	
	3~6	37	
	6~9	38	
	9~12	39	
12~	40		
9	0~3	41	
	3~6	42	
	6~9	43	
	9~12	44	
12~	45		
10	0~3	46	
	3~6	47	
	6~9	48	
	9~12	49	
12~	50		
11	0~3	51	
	3~6	52	
	6~9	53	
	9~12	54	
12~	55		
12	0~3	56	
	3~6	57	
	6~9	58	
	9~12	59	
12~	60		
13	0~3	61	
	3~6	62	
	6~9	63	
	9~12	64	
12~	65		
14	0~3	66	
	3~6	67	
	6~9	68	
	9~12	69	
12~	70		
15	0~3	71	
	3~6	72	
	6~9	73	
	9~12	74	
12~	75		
16	0~3	76	
	3~6	77	
	6~9	78	
	9~12	79	
12~	80		
17	0~3	81	
	3~6	82	
	6~9	83	
	9~12	84	
12~	85		
18	0~3	86	
	3~6	87	
	6~9	88	
	9~12	89	
12~	90		

19	0~3	74	
	3~6	75	
	6~9	76	
	9~12	77	
12~	78		
20	0~3	79	
	3~6	80	
	6~9	81	
	9~12	82	
12~	83		
21	0~3	84	
	3~6	85	
	6~9	86	
	9~12	87	
12~	88		
22	0~3	89	
	3~6	90	
	6~9	91	
	9~12	92	
12~	93		
23	0~3	94	
	3~6	95	
	6~9	96	
	9~12	97	
12~	98		
24	0~3	99	
	3~6	100	
	6~9	101	
	9~12	102	
12~	103		
25	0~3	104	
	3~6	105	
	6~9	106	
	9~12	107	
12~	108		

チ 福祉職基本給表

切替前の号俵		切替後の号俵	
1級	2級	1級	2級
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		
2	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		
3	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		
4	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		
5	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		
6	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		
7	0~3		
	3~6		
	6~9		
	9~12		
	12~		
8	0~3	1	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
9	0~3	2	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
10	0~3	3	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
11	0~3	4	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
12	0~3	5	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
13	0~3	6	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
14	0~3	7	0~3
	3~6		3~6
	6~9		6~9
	9~12		9~12
	12~		12~
15	~6以下	8	0~3
	6超~		3~6
16	0~6		6~9
	6~9		9~12
	9~12		12~
17	~6以下	9	0~3
	6超~		3~6
18	0~6		6~9
	6~9		9~12
	9~12		12~
19	~6以下	10	0~3
	6超~		3~6
20	0~6		6~9
	6~9		9~12
	9~12		12~
21	~6以下	11	0~3
	6超~		3~6
22	0~6		6~9
	6~9		9~12
	9~12		12~
23		12	0~3
24	0~3		3~6
	3~6		6~9
	6~9		9~12
	9~12		12~
25	0~6		6~9
	6~9		9~12
	9~12		12~
26	~6以下	13	0~3
	6超~		3~6
27			
28			

切替前の号俵	切替後の号俵
3級	2級
号俵	経過期間
29	0~6
	6~9
	9~12
	12~
30	
31	~6以下
	6超~
32	
33	0~6
	6~9
	9~12
	12~
34	
35	~6以下
	6超~
36	
37	0~6
	6~9
	9~12
	12~
38	
39	
外1	0~3
	3~6
外2	
外3	0~6
	6~9
	9~12
	12~

切替前の号俵	切替後の号俵
3級	2級
号俵	経過期間
1	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
2	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
3	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
4	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
5	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
6	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
7	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
8	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
9	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
10	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
11	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
12	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
13	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
14	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
15	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
16	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
17	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
18	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
19	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
20	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
21	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~

22	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
23	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
24	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
25	0~3
	3~6
	6~9
	9~12
	12~
26	

切替前の号俵		切替後の号俵			
号俵	4級		3級		
	経過期間				
1	0~3	1	22		
	3~6	2		0~3	
	6~9	3		3~6	86
	9~12	4		6~9	87
	12~	5		9~12	88
2	0~3	6	23		
	3~6	6		12~	89
	6~9	7		0~3	90
	9~12	8		3~6	91
	12~	9		6~9	92
3	0~3	10	24		
	3~6	10		9~12	93
	6~9	11		12~	
	9~12	12			
	12~	13			
4	0~3	14			
	3~6	14			
	6~9	15			
	9~12	16			
	12~	17			
5	0~3	18			
	3~6	18			
	6~9	19			
	9~12	20			
	12~	21			
6	0~3	22			
	3~6	22			
	6~9	23			
	9~12	24			
	12~	25			
7	0~3	26			
	3~6	26			
	6~9	27			
	9~12	28			
	12~	29			
8	0~3	30			
	3~6	30			
	6~9	31			
	9~12	32			
	12~	33			
9	0~3	34			
	3~6	34			
	6~9	35			
	9~12	36			
	12~	37			
10	0~3	38			
	3~6	38			
	6~9	39			
	9~12	40			
	12~	41			
11	0~3	42			
	3~6	42			
	6~9	43			
	9~12	44			
	12~	45			
12	0~3	46			
	3~6	46			
	6~9	47			
	9~12	48			
	12~	49			
13	0~3	50			
	3~6	50			
	6~9	51			
	9~12	52			
	12~	53			
14	0~3	54			
	3~6	54			
	6~9	55			
	9~12	56			
	12~	57			
15	0~3	58			
	3~6	58			
	6~9	59			
	9~12	60			
	12~	61			
16	0~3	62			
	3~6	62			
	6~9	63			
	9~12	64			
	12~	65			
17	0~3	66			
	3~6	66			
	6~9	67			
	9~12	68			
	12~	69			
18	0~3	70			
	3~6	70			
	6~9	71			
	9~12	72			
	12~	73			
19	0~3	74			
	3~6	74			
	6~9	75			
	9~12	76			
	12~	77			
20	0~3	78			
	3~6	78			
	6~9	79			
	9~12	80			
	12~	81			
21	0~3	82			
	3~6	82			
	6~9	83			
	9~12	84			
	12~	85			

附則別表第1 副院長等基本年俸表の職務の級の切替表（附則（平成17年規程第10号）第2条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	2 級	副院長等基本年俸表	1 級
	3 級		2 級

附則別表第2 副院長等基本年俸表の号俸の切替表（附則（平成17年規程第10号）第2条第2項関係）

切替前の号俸		切替後の号俸													
医療職基本給表 (一) 2級		副院長等 基本年俸表													
号俸	経過期間	号俸	経過期間												
1	0～3	1		31	0～3	31	61	0～3	61	91	0～3	91			
	3～6	2			3～6	32		3～6	62		3～6	92			
	6～	3			6～	33		6～	63		6～	93			
2	0～3	2		32	0～3	32	62	0～3	62	92	0～3	92			
	3～6	3			3～6	33		3～6	63		3～6	93			
	6～	4			6～	34		6～	64		6～	94			
3	0～3	3		33	0～3	33	63	0～3	63	93	0～3	93			
	3～6	4			3～6	34		3～6	64		3～6	94			
	6～	5			6～	35		6～	65		6～	95			
4	0～3	4		34	0～3	34	64	0～3	64	94	0～3	94			
	3～6	5			3～6	35		3～6	65		3～6	95			
	6～	6			6～	36		6～	66		6～	96			
5	0～3	5		35	0～3	35	65	0～3	65	95	0～3	95			
	3～6	6			3～6	36		3～6	66		3～6	96			
	6～	7			6～	37		6～	67		6～	97			
6	0～3	6		36	0～3	36	66	0～3	66	96	0～3	96			
	3～6	7			3～6	37		3～6	67		3～6	97			
	6～	8			6～	38		6～	68		6～	98			
7	0～3	7		37	0～3	37	67	0～3	67	97	0～3	97			
	3～6	8			3～6	38		3～6	68		3～6	98			
	6～	9			6～	39		6～	69		6～	99			
8	0～3	8		38	0～3	38	68	0～3	68	98	0～3	98			
	3～6	9			3～6	39		3～6	69		3～6	99			
	6～	10			6～	40		6～	70		6～	100			
9	0～3	9		39	0～3	39	69	0～3	69	99	0～3	99			
	3～6	10			3～6	40		3～6	70		3～6	100			
	6～	11			6～	41		6～	71		6～	101			
10	0～3	10		40	0～3	40	70	0～3	70	100	0～3	100			
	3～6	11			3～6	41		3～6	71		3～6	101			
	6～	12			6～	42		6～	72		6～	102			
11	0～3	11		41	0～3	41	71	0～3	71	101	0～3	101			
	3～6	12			3～6	42		3～6	72		3～6	102			
	6～	13			6～	43		6～	73		6～	103			
12	0～3	12		42	0～3	42	72	0～3	72	102	0～3	102			
	3～6	13			3～6	43		3～6	73		3～6	103			
	6～	14			6～	44		6～	74		6～	104			
13	0～3	13		43	0～3	43	73	0～3	73	103	0～3	103			
	3～6	14			3～6	44		3～6	74		3～6	104			
	6～	15			6～	45		6～	75		6～	105			
14	0～3	14		44	0～3	44	74	0～3	74	104	0～3	104			
	3～6	15			3～6	45		3～6	75		3～6	105			
	6～	16			6～	46		6～	76		6～	106			
15	0～3	15		45	0～3	45	75	0～3	75	105	0～3	105			
	3～6	16			3～6	46		3～6	76		3～6	106			
	6～	17			6～	47		6～	77		6～	107			
16	0～3	16		46	0～3	46	76	0～3	76	106	0～3	106			
	3～6	17			3～6	47		3～6	77		3～6	107			
	6～	18			6～	48		6～	78		6～	108			
17	0～3	17		47	0～3	47	77	0～3	77	107	0～3	107			
	3～6	18			3～6	48		3～6	78		3～6	108			
	6～	19			6～	49		6～	79		6～	109			
18	0～3	18		48	0～3	48	78	0～3	78	108	0～3	108			
	3～6	19			3～6	49		3～6	79		3～6	109			
	6～	20			6～	50		6～	80		6～	110			
19	0～3	19		49	0～3	49	79	0～3	79	109	0～3	109			
	3～6	20			3～6	50		3～6	80		3～6	110			
	6～	21			6～	51		6～	81		6～	111			
20	0～3	20		50	0～3	50	80	0～3	80	110	0～3	110			
	3～6	21			3～6	51		3～6	81		3～6	111			
	6～	22			6～	52		6～	82		6～	112			
21	0～3	21		51	0～3	51	81	0～3	81	111	0～3	111			
	3～6	22			3～6	52		3～6	82		3～6	112			
	6～	23			6～	53		6～	83		6～	113			
22	0～3	22		52	0～3	52	82	0～3	82	112	0～3	112			
	3～6	23			3～6	53		3～6	83		3～6	113			
	6～	24			6～	54		6～	84		6～				
23	0～3	23		53	0～3	53	83	0～3	83	113	0～3	113			
	3～6	24			3～6	54		3～6	84		3～6				
	6～	25			6～	55		6～	85		6～				
24	0～3	24		54	0～3	54	84	0～3	84		0～3				
	3～6	25			3～6	55		3～6	85		3～6				
	6～	26			6～	56		6～	86		6～				
25	0～3	25		55	0～3	55	85	0～3	85		0～3				
	3～6	26			3～6	56		3～6	86		3～6				
	6～	27			6～	57		6～	87		6～				
26	0～3	26		56	0～3	56	86	0～3	86		0～3				
	3～6	27			3～6	57		3～6	87		3～6				
	6～	28			6～	58		6～	88		6～				
27	0～3	27		57	0～3	57	87	0～3	87		0～3				
	3～6	28			3～6	58		3～6	88		3～6				
	6～	29			6～	59		6～	89		6～				
28	0～3	28		58	0～3	58	88	0～3	88		0～3				
	3～6	29			3～6	59		3～6	89		3～6				
	6～	30			6～	60		6～	90		6～				
29	0～3	29		59	0～3	59	89	0～3	89		0～3				
	3～6	30			3～6	60		3～6	90		3～6				
	6～	31			6～	61		6～	91		6～				
30	0～3	30		60	0～3	60	90	0～3	90		0～3				
	3～6	31			3～6	61		3～6	91		3～6				
	6～	32			6～	62		6～	92		6～				



附則別表第1 基本給表の職務の級の切替表（附則（平成18年規程第18号）第2条第1項関係）

基本給表	旧級	新級
医療職基本給表（二）	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
	6級	6級
	7級	7級
医療職基本給表（三）	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
	6級	6級
	7級	7級
事務職基本給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	
	4級	3級
	5級	4級
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級
	9級	8級
技能職基本給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	
	4級	3級
	5級	4級
教育職基本給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
研究職基本給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
福祉職基本給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級

備考

- 1 「旧級」とは、切替日（平成18年7月1日）の前日の職務の級である。
- 2 「新級」とは、切替日における職務の級である。

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則（平成18年規程第18号）第2条第2項関係）

イ 医療職基本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1	1	1
3	3	1	1	1	1	1	1
4	4	1	1	1	1	1	1
5	5	1	1	1	1	1	1
6	6	2	1	1	1	1	1
7	7	3	1	1	1	1	1
8	8	4	1	1	1	1	1
9	9	5	1	1	1	1	1
10	10	6	2	1	1	1	1
11	11	7	3	1	1	1	1
12	12	8	4	1	1	1	1
13	13	9	5	1	1	1	1
14	14	10	6	2	1	1	1
15	15	11	7	3	1	1	1
16	16	12	8	4	1	1	1
17	17	13	9	5	1	1	1
18	18	14	10	6	2	1	1
19	19	15	11	7	3	1	1
20	20	16	12	8	4	1	1
21	21	17	13	9	5	1	1
22	22	18	14	10	6	2	1
23	23	19	15	11	7	3	1
24	24	20	16	12	8	4	1
25	25	21	17	13	9	5	1
26	26	22	18	14	10	6	2
27	27	23	19	15	11	7	3
28	28	24	20	16	12	8	4
29	29	25	21	17	13	9	5
30	30	26	22	18	14	10	6
31	31	27	23	19	15	11	7
32	32	28	24	20	16	12	8
33	33	29	25	21	17	13	9
34	34	30	26	22	18	14	10
35	35	31	27	23	19	15	11
36	36	32	28	24	20	16	12
37	37	33	29	25	21	17	13
38	38	34	30	26	22	18	14
39	39	35	31	27	23	19	15
40	40	36	32	28	24	20	16
41	41	37	33	29	25	21	17
42	42	38	34	30	26	22	18
43	43	39	35	31	27	23	19
44	44	40	36	32	28	24	20
45	45	41	37	33	29	25	21
46	46	42	38	34	30	26	22
47	47	43	39	35	31	27	23
48	48	44	40	36	32	28	24
49	49	45	41	37	33	29	25
50	50	46	42	38	34	30	26
51	51	47	43	39	35	31	27
52	52	48	44	40	36	32	28
53	53	49	45	41	37	33	29
54	54	50	46	42	38	34	30
55	55	51	47	43	39	35	31
56	56	52	48	44	40	36	32
57	57	53	49	45	41	37	33
58	58	54	50	46	42	38	34
59	59	55	51	47	43	39	35
60	60	56	52	48	44	40	36
61	61	57	53	49	45	41	37
62	62	58	54	50	46	42	
63	63	59	55	51	47	43	
64	64	60	56	52	48	44	
65	65	61	57	53	49	45	
66	66	62	58	54	50		
67	67	63	59	55	51		
68	68	64	60	56	52		
69	69	65	61	57	53		
70	70	66	62	58	54		
71	71	67	63	59	55		
72	72	68	64	60	56		
73	73	69	65	61	57		
74	74	70	66	62	58		
75	75	71	67	63	59		
76	76	72	68	64	60		
77	77	73	69	65	61		
78	78	74	70	66			
79	79	75	71	67			
80	80	76	72	68			
81	81	77	73	69			
82	82	78	74	70			
83	83	79	75	71			
84	84	80	76	72			
85	85	81	77	73			

86	86	82	78	74			
87	87	83	79	75			
88	88	84	80	76			
89	89	85	81	77			
90	90	86	82				
91	91	87	83				
92	92	88	84				
93	93	89	85				
94	94	90	86				
95	95	91	87				
96	96	92	88				
97	97	93	89				
98	98	94	90				
99	99	95	91				
100	100	96	92				
101	101	97	93				
102	102	98	94				
103	103	99	95				
104	104	100	96				
105	105	101	97				
106	106	102					
107	107	103					
108	108	104					
109	109	105					
110	110	106					
111	111	107					
112	112	108					
113	113	109					
114	114	110					
115	115	111					
116	116	112					
117	117	113					
118	118						
119	119						
120	120						
121	121						
122	122						
123	123						
124	124						
125	125						
126	126						
127	127						
128	128						
129	129						
130	130						
131	131						
132	132						
133	133						
134	134						
135	135						
136	136						
137	137						
138	138						
139	139						
140	140						
141	141						
142	142						
143	143						
144	144						
145	145						
146	146						
147	147						
148	148						
149	149						
150	150						
151	151						
152	152						
153	153						

備考  
 1 「旧号俸」とは、切替日（平成18年7月1日）の前日の号俸である。  
 2 「新号俸」とは、切替日における号俸である。



ロ 医療職基本給表（三）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1	1	1
3	3	3	1	1	1	1	1
4	4	4	1	1	1	1	1
5	5	5	1	1	1	1	1
6	6	6	2	1	1	1	1
7	7	7	3	1	1	1	1
8	8	8	4	1	1	1	1
9	9	9	5	1	1	1	1
10	10	10	6	2	1	1	1
11	11	11	7	3	1	1	1
12	12	12	8	4	1	1	1
13	13	13	9	5	1	1	1
14	14	14	10	6	2	1	1
15	15	15	11	7	3	1	1
16	16	16	12	8	4	1	1
17	17	17	13	9	5	1	1
18	18	18	14	10	6	2	1
19	19	19	15	11	7	3	1
20	20	20	16	12	8	4	1
21	21	21	17	13	9	5	1
22	22	22	18	14	10	6	2
23	23	23	19	15	11	7	3
24	24	24	20	16	12	8	4
25	25	25	21	17	13	9	5
26	26	26	22	18	14	10	6
27	27	27	23	19	15	11	7
28	28	28	24	20	16	12	8
29	29	29	25	21	17	13	9
30	30	30	26	22	18	14	10
31	31	31	27	23	19	15	11
32	32	32	28	24	20	16	12
33	33	33	29	25	21	17	13
34	34	34	30	26	22	18	14
35	35	35	31	27	23	19	15
36	36	36	32	28	24	20	16
37	37	37	33	29	25	21	17
38	38	38	34	30	26	22	18
39	39	39	35	31	27	23	19
40	40	40	36	32	28	24	20
41	41	41	37	33	29	25	21
42	42	42	38	34	30	26	22
43	43	43	39	35	31	27	23
44	44	44	40	36	32	28	24
45	45	45	41	37	33	29	25
46	46	46	42	38	34	30	26
47	47	47	43	39	35	31	27
48	48	48	44	40	36	32	28
49	49	49	45	41	37	33	29
50	50	50	46	42	38	34	30
51	51	51	47	43	39	35	31
52	52	52	48	44	40	36	32
53	53	53	49	45	41	37	33
54	54	54	50	46	42	38	34
55	55	55	51	47	43	39	35
56	56	56	52	48	44	40	36
57	57	57	53	49	45	41	37
58	58	58	54	50	46	42	38
59	59	59	55	51	47	43	39
60	60	60	56	52	48	44	40
61	61	61	57	53	49	45	41
62	62	62	58	54	50	46	42
63	63	63	59	55	51	47	43
64	64	64	60	56	52	48	44
65	65	65	61	57	53	49	45
66	66	66	62	58	54	50	46
67	67	67	63	59	55	51	47
68	68	68	64	60	56	52	48
69	69	69	65	61	57	53	49
70	70	70	66	62	58	54	50
71	71	71	67	63	59	55	51
72	72	72	68	64	60	56	52
73	73	73	69	65	61	57	53
74	74	74	70	66	62	58	
75	75	75	71	67	63	59	
76	76	76	72	68	64	60	
77	77	77	73	69	65	61	
78	78	78	74	70	66	62	
79	79	79	75	71	67	63	
80	80	80	76	72	68	64	
81	81	81	77	73	69	65	
82	82	82	78	74	70	66	
83	83	83	79	75	71	67	
84	84	84	80	76	72	68	
85	85	85	81	77	73	69	

86	86	86	82	78	74		
87	87	87	83	79	75		
88	88	88	84	80	76		
89	89	89	85	81	77		
90	90	90	86	82	78		
91	91	91	87	83	79		
92	92	92	88	84	80		
93	93	93	89	85	81		
94	94	94	90	86			
95	95	95	91	87			
96	96	96	92	88			
97	97	97	93	89			
98	98	98	94	90			
99	99	99	95	91			
100	100	100	96	92			
101	101	101	97	93			
102	102	102	98	94			
103	103	103	99	95			
104	104	104	100	96			
105	105	105	101	97			
106	106	106	102	98			
107	107	107	103	99			
108	108	108	104	100			
109	109	109	105	101			
110	110	110	106				
111	111	111	107				
112	112	112	108				
113	113	113	109				
114	114	114	110				
115	115	115	111				
116	116	116	112				
117	117	117	113				
118	118	118	114				
119	119	119	115				
120	120	120	116				
121	121	121	117				
122	122	122					
123	123	123					
124	124	124					
125	125	125					
126	126	126					
127	127	127					
128	128	128					
129	129	129					
130	130	130					
131	131	131					
132	132	132					
133	133	133					
134	134	134					
135	135	135					
136	136	136					
137	137	137					
138	138	138					
139	139	139					
140	140	140					
141	141	141					
142	142	142					
143	143	143					
144	144	144					
145	145	145					
146	146						
147	147						
148	148						
149	149						
150	150						
151	151						
152	152						
153	153						
154	154						
155	155						
156	156						
157	157						



二 技能職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	5	1	1
2	2	1	6	1	1
3	3	1	7	1	1
4	4	1	8	1	1
5	5	1	9	1	1
6	6	1	10	1	1
7	7	1	11	1	1
8	8	1	12	1	1
9	9	1	13	1	1
10	10	2	14	1	1
11	11	3	15	1	1
12	12	4	16	1	1
13	13	5	17	1	1
14	14	6	18	1	1
15	15	7	19	1	1
16	16	8	20	1	1
17	17	9	21	1	1
18	18	10	22	2	1
19	19	11	23	3	1
20	20	12	24	4	1
21	21	13	25	5	1
22	22	14	26	6	2
23	23	15	27	7	3
24	24	16	28	8	4
25	25	17	29	9	5
26	26	18	30	10	6
27	27	19	31	11	7
28	28	20	32	12	8
29	29	21	33	13	9
30	30	22	34	14	10
31	31	23	35	15	11
32	32	24	36	16	12
33	33	25	37	17	13
34	34	26	38	18	14
35	35	27	39	19	15
36	36	28	40	20	16
37	37	29	41	21	17
38	38	30	42	22	18
39	39	31	43	23	19
40	40	32	44	24	20
41	41	33	45	25	21
42	42	34	46	26	22
43	43	35	47	27	23
44	44	36	48	28	24
45	45	37	49	29	25
46	46	38	50	30	26
47	47	39	51	31	27
48	48	40	52	32	28
49	49	41	53	33	29
50	50	42	54	34	30
51	51	43	55	35	31
52	52	44	56	36	32
53	53	45	57	37	33
54	54	46	58	38	34
55	55	47	59	39	35
56	56	48	60	40	36
57	57	49	61	41	37
58	58	50	62	42	38
59	59	51	63	43	39
60	60	52	64	44	40
61	61	53	65	45	41
62	62	54	66	46	42
63	63	55	67	47	43
64	64	56	68	48	44
65	65	57	69	49	45
66	66	58	70	50	46
67	67	59	71	51	47
68	68	60	72	52	48
69	69	61	73	53	49
70	70	62	74	54	50
71	71	63	75	55	51
72	72	64	76	56	52
73	73	65	77	57	53
74	74	65	78	58	54
75	75	66	79	59	55
76	76	66	80	60	56
77	77	67	81	61	57
78	78	67	82	62	58
79	79	68	83	63	59
80	80	68	84	64	60
81	81	69	85	65	61
82	82	70	86	66	62
83	83	71	87	67	63
84	84	72	88	68	64
85	85	73	89	69	65
86	86	73	90	70	66
87	87	74	91	71	67

88	88	74	92	72	68
89	89	75	93	73	69
90	90	75	94	74	
91	91	76	95	75	
92	92	76	96	76	
93	93	77	97	77	
94	94	77	98	78	
95	95	78	99	79	
96	96	78	100	80	
97	97	79	101	81	
98	98	79	102	82	
99	99	80	103	83	
100	100	80	104	84	
101	101	81	105	85	
102	102	82	106	86	
103	103	83	107	87	
104	104	84	108	88	
105	105	85	109	89	
106	106	85	110		
107	107	86	111		
108	108	86	112		
109	109	87	113		
110	110	87	114		
111	111	88	115		
112	112	88	116		
113	113	89	117		
114	114	90	118		
115	115	91	119		
116	116	92	120		
117	117	93	121		
118	118	93	122		
119	119	94	123		
120	120	94	124		
121	121	95	125		
122	122				
123	123				
124	124				
125	125				
126	126				
127	127				
128	128				
129	129				
130	130				
131	131				
132	132				
133	133				
134	134				
135	135				
136	136				
137	137				
138	138				
139	139				
140	140				
141	141				
142	142				
143	143				
144	144				
145	145				
146	146				
147	147				
148	148				
149	149				
150	150				
151	151				
152	152				
153	153				
154	154				
155	155				
156	156				
157	157				
158	158				
159	159				
160	160				
161	161				
162	162				
163	163				
164	164				
165	165				
166	166				
167	167				
168	168				
169	169				
170	170				
171	171				
172	172				
173	173				

ホ 教育職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		
	1級	2級	3級
1	1	1	1
2	2	2	1
3	3	3	1
4	4	4	1
5	5	5	1
6	6	6	2
7	7	7	3
8	8	8	4
9	9	9	5
10	10	10	6
11	11	11	7
12	12	12	8
13	13	13	9
14	14	14	10
15	15	15	11
16	16	16	12
17	17	17	13
18	18	18	14
19	19	19	15
20	20	20	16
21	21	21	17
22	22	22	18
23	23	23	19
24	24	24	20
25	25	25	21
26	26	26	22
27	27	27	23
28	28	28	24
29	29	29	25
30	30	30	26
31	31	31	27
32	32	32	28
33	33	33	29
34	34	34	30
35	35	35	31
36	36	36	32
37	37	37	33
38	38	38	34
39	39	39	35
40	40	40	36
41	41	41	37
42	42	42	38
43	43	43	39
44	44	44	40
45	45	45	41
46	46	46	42
47	47	47	43
48	48	48	44
49	49	49	45
50	50	50	46
51	51	51	47
52	52	52	48
53	53	53	49
54	54	54	50
55	55	55	51
56	56	56	52
57	57	57	53
58	58	58	54
59	59	59	55
60	60	60	56
61	61	61	57
62	62	62	58
63	63	63	59
64	64	64	60
65	65	65	61
66	66	66	62
67	67	67	63
68	68	68	64
69	69	69	65
70	70	70	66
71	71	71	67
72	72	72	68
73	73	73	69
74	74	74	70
75	75	75	71
76	76	76	72
77	77	77	73
78	78	78	74
79	79	79	75
80	80	80	76
81	81	81	77
82	82	82	78
83	83	83	79
84	84	84	80
85	85	85	81

86	86	86	82
87	87	87	83
88	88	88	84
89	89	89	85
90	90	90	86
91	91	91	87
92	92	92	88
93	93	93	89
94	94	94	90
95	95	95	91
96	96	96	92
97	97	97	93
98	98	98	94
99	99	99	95
100	100	100	96
101	101	101	97
102	102	102	98
103	103	103	99
104	104	104	100
105	105	105	101
106	106	106	
107	107	107	
108	108	108	
109	109	109	
110	110	110	
111	111	111	
112	112	112	
113	113	113	
114	114	114	
115	115	115	
116	116	116	
117	117	117	
118	118		
119	119		
120	120		
121	121		
122	122		
123	123		
124	124		
125	125		
126	126		
127	127		
128	128		
129	129		

ハ 研究職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	級		
	1級	2級	3級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	1	1
7	7	1	1
8	8	1	1
9	9	1	1
10	10	2	1
11	11	3	1
12	12	4	1
13	13	5	1
14	14	6	1
15	15	7	1
16	16	8	1
17	17	9	1
18	18	10	1
19	19	11	1
20	20	12	1
21	21	13	1
22	22	14	1
23	23	15	1
24	24	16	1
25	25	17	1
26	26	18	2
27	27	19	3
28	28	20	4
29	29	21	5
30	30	22	6
31	31	23	7
32	32	24	8
33	33	25	9
34	34	26	10
35	35	27	11
36	36	28	12
37	37	29	13
38	38	30	14
39	39	31	15
40	40	32	16
41	41	33	17
42	42	34	18
43	43	35	19
44	44	36	20
45	45	37	21
46	46	38	22
47	47	39	23
48	48	40	24
49	49	41	25
50	50	42	26
51	51	43	27
52	52	44	28
53	53	45	29
54	54	46	30
55	55	47	31
56	56	48	32
57	57	49	33
58	58	50	34
59	59	51	35
60	60	52	36
61	61	53	37
62	62	54	38
63	63	55	39
64	64	56	40
65	65	57	41
66	66	58	42
67	67	59	43
68	68	60	44
69	69	61	45
70	70	62	46
71	71	63	47
72	72	64	48
73	73	65	49
74	74	66	50
75	75	67	51
76	76	68	52
77	77	69	53
78	78	70	54
79	79	71	55
80	80	72	56
81	81	73	57
82	82	74	58
83	83	75	59
84	84	76	60
85	85	77	61

86	86	78	62
87	87	79	63
88	88	80	64
89	89	81	65
90	90	82	
91	91	83	
92	92	84	
93	93	85	
94	94	86	
95	95	87	
96	96	88	
97	97	89	
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		
105	105		
106	106		
107	107		
108	108		
109	109		

ト 福祉職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	級		
	1級	2級	3級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	1	1
7	7	1	1
8	8	1	1
9	9	1	1
10	10	2	1
11	11	3	1
12	12	4	1
13	13	5	1
14	14	6	2
15	15	7	3
16	16	8	4
17	17	9	5
18	18	10	6
19	19	11	7
20	20	12	8
21	21	13	9
22	22	14	10
23	23	15	11
24	24	16	12
25	25	17	13
26	26	18	14
27	27	19	15
28	28	20	16
29	29	21	17
30	30	22	18
31	31	23	19
32	32	24	20
33	33	25	21
34	34	26	22
35	35	27	23
36	36	28	24
37	37	29	25
38	38	30	26
39	39	31	27
40	40	32	28
41	41	33	29
42	42	34	30
43	43	35	31
44	44	36	32
45	45	37	33
46	46	38	34
47	47	39	35
48	48	40	36
49	49	41	37
50	50	42	38
51	51	43	39
52	52	44	40
53	53	45	41
54	54	46	42
55	55	47	43
56	56	48	44
57	57	49	45
58	58	50	46
59	59	51	47
60	60	52	48
61	61	53	49
62	62	54	50
63	63	55	51
64	64	56	52
65	65	57	53
66	66	58	54
67	67	59	55
68	68	60	56
69	69	61	57
70	70	62	58
71	71	63	59
72	72	64	60
73	73	65	61
74	74	66	62
75	75	67	63
76	76	68	64
77	77	69	65
78	78	70	66
79	79	71	67
80	80	72	68
81	81	73	69
82	82	74	70
83	83	75	71
84	84	76	72
85	85	77	73

86	86	78	74
87	87	79	75
88	88	80	76
89	89	81	77
90	90	82	78
91	91	83	79
92	92	84	80
93	93	85	81
94	94	86	
95	95	87	
96	96	88	
97	97	89	
98	98	90	
99	99	91	
100	100	92	
101	101	93	
102	102		
103	103		
104	104		
105	105		
106	106		
107	107		
108	108		
109	109		
110	110		
111	111		
112	112		
113	113		
114	114		
115	115		
116	116		
117	117		
118	118		
119	119		
120	120		
121	121		
122	122		
123	123		
124	124		
125	125		
126	126		
127	127		
128	128		
129	129		
130	130		
131	131		
132	132		
133	133		
134	134		
135	135		
136	136		
137	137		
138	138		
139	139		
140	140		
141	141		
142	142		
143	143		
144	144		
145	145		
146	146		
147	147		
148	148		
149	149		
150	150		
151	151		
152	152		
153	153		

附則別表第3 地域手当支給割合表（附則（平成18年規程第18号）第3条第1項関係）

支 給 事 業 場	支 給 割 合
北海道がんセンター	100分の3
札幌南病院	100分の3
西札幌病院	100分の3
仙台医療センター	100分の4
西多賀病院	100分の4
霞ヶ浦医療センター	100分の2
栃木病院	100分の1
高崎病院	100分の1
西埼玉中央病院	100分の4
埼玉病院	100分の11
千葉医療センター	100分の7
千葉東病院	100分の7
下総精神医療センター	100分の7
下志津病院	100分の4
東京医療センター	100分の13
災害医療センター	100分の11
東京病院	100分の11
村山医療センター	100分の10
横浜医療センター	100分の11
南横浜病院	100分の11
久里浜アルコール症センター	100分の10
箱根病院	100分の3
相模原病院	100分の4
神奈川病院	100分の1
甲府病院	100分の1
東長野病院	100分の1
松本病院	100分の1
中信松本病院	100分の1
富山病院	100分の1
金沢医療センター	100分の1
医王病院	100分の1
長良医療センター	100分の1
静岡てんかん・神経医療センター	100分の4
静岡富士病院	100分の1
天竜病院	100分の1
名古屋医療センター	100分の11
東名古屋病院	100分の11
東尾張病院	100分の11
豊橋医療センター	100分の1
三重病院	100分の1
鈴鹿病院	100分の2
三重中央医療センター	100分の1
榊原病院	100分の1
京都医療センター	100分の10
宇多野病院	100分の10
南京都病院	100分の3
大阪医療センター	100分の11
近畿中央胸部疾患センター	100分の10
刀根山病院	100分の10
大阪南医療センター	100分の4
神戸医療センター	100分の10
姫路医療センター	100分の3
兵庫中央病院	100分の1
奈良医療センター	100分の4

松籟荘病院	100分の4
岡山医療センター	100分の3
高松東病院	100分の1
小倉病院	100分の3
九州がんセンター	100分の7
九州医療センター	100分の7
福岡病院	100分の7
長崎病院	100分の3

備考

- 1 関門医療センターについては、平成18年7月1日から平成20年3月31日までの間、上記の支給事業場欄に掲げられているものとし、100分の1の支給割合が、支給割合欄に掲げられているものとする。
- 2 小倉病院については、平成18年7月1日から平成20年3月31日までの間、上記の支給割合にかかわらず、100分の4の支給割合が、支給割合欄に掲げられているものとする。
- 3 前2項の適用において、当該支給事業場を異にして異動した場合の、第46条第5項中「当該異動の日から2年を経過するまでの間」については、経過する日が平成20年4月1日以後となる場合は、同年3月31日までの間とする。